

社会福祉施設 指導監査基準

(利用者支援／食事提供／運営体制・職員処遇／会計管理)

令和6年7月

高槻市 健康福祉部 福祉指導課
子ども未来部 保育幼稚園指導課

<凡例>

(該当施設種別)

○=該当

●=一部の施設種別のみ該当

△=施設の運営形態等により該当

【本指導監査基準では、関係法令及び通知等を以下の略称で表記します】

No.	略称	正式名称	公布年月日等
1	児福法	児童福祉法	法律第164号 昭和22年12月12日
2	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法	法律第65号 平成24年8月22日
3	認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	法律第77号 平成18年6月15日
4	学校教育法	学校教育法	法律第26号 平成22年3月31日
5	学校保健安全法	学校保健安全法	法律第56号 昭和33年4月10日
6	消防法	消防法	法律第186号 昭和23年7月24日
7	社福法	社会福祉法	法律第45号 昭和26年3月29日
8	障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	法律第79号 平成23年6月24日
9	高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	法律第124号 平成17年11月9日
10	児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律	法律第82号 平成12年5月24日
11	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	法律第57号 平成12年5月8日
12	水防法	水防法	法律第193号 平成24年6月4日
13	水道法	水道法	法律第177号 昭和32年6月15日
14	健康増進法	健康増進法	法律第103号 平成14年8月2日
15	食品衛生法	食品衛生法	法律第233号 昭和22年12月24日
16	健保法	健康保険法	法律第70号 大正11年4月22日
17	労基法	労働基準法	法律第49号 昭和22年4月7日
18	労契法	労働契約法	法律第128号 平成19年12月5日
19	労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	法律第132号 昭和41年7月21日
20	厚生年金法	厚生年金保険法	法律第115号 昭和29年5月19日
21	最低賃金法	最低賃金法	法律第137号 昭和34年4月15日
22	高年齢者雇用安定法	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	法律第68号 昭和46年5月25日
23	労働安全衛生法	労働安全衛生法	法律第57号 昭和47年6月8日
24	雇用保険法	雇用保険法	法律第116号 昭和49年12月28日
25	育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	法律第76号 平成3年5月15日
26	パートタイム労働法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	法律第76号 平成5年6月18日
27	雇用保険法	雇用保険法	法律第116号 昭和49年12月28日
28	労災法	労働者災害補償保険法	法律第50号 昭和22年4月7日
29	感染症予防法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	法律第114号 平成10年10月2日
30	個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律	法律第57号 平成15年5月30日
31	公益通報者保護法	公益通報者保護法	法律第122号 平成18年4月1日
32	マイナンバー法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	法律第27号 平成25年5月31日
33	賃金支払確保法	賃金の支払の確保等に関する法律	法律第34号 昭和51年5月27日
34	子ども性暴力防止法	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律	法律第69号 令和6年6月26日
35	職業安定法	職業安定法	法律第141号 昭和22年11月30日
36	関税暫定措置法施行令	関税暫定措置法施行令	政令第69号 昭和35年3月31日
37	認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	内閣府・文部科学省・厚生労働省 令第2号 平成27年4月1日

【本指導監査基準では、関係法令及び通知等を以下の略称で表記します】

No.	略称	正式名称	公布年月日等
38	学校教育法施行規則	学校教育法施行規則	文部省令第11号 昭和22年5月23日
39	学校保健安全法施行規則	学校保健安全法施行規則	文部省令第18号 昭和33年6月13日
40	消防法施行令	消防法施行令	政令第37号 昭和36年3月25日
41	消防法施行規則	消防法施行規則	自治省令第6号 昭和36年4月1日
42	労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	労働省令第32号 昭和47年9月30日
43	独自基準(認定こども園)	高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例	条例第19号 平成31年3月22日
44	独自基準(軽費)	高槻市社会福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例	条例第40号 令和3年12月16日
45	独自基準(養護・特養)	高槻市老人福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例	条例第41号 令和3年12月16日
46	独自基準(障がい)	高槻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例	条例第43号 令和3年12月16日
47	独自基準(保護)	高槻市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	条例第39号 令和3年12月16日
48	運営基準(保育)	(高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例の規定によりその例によることとされる) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	厚生省令第63号 昭和23年12月29日
49	運営基準(認定こども園)	(高槻市認定こども園の認定の要件及び基準を定める条例の規定によりその例によることとされる) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	内閣府・文部科学省・厚生労働省 令第1号 平成26年4月30日
50	運営基準(地域型)	(高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例の規定によりその例によることとされる) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	厚生労働省令第61号 平成26年4月30日
51	運営基準(養護)	(高槻市老人福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例の規定によりその例によることとされる) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生省令第19号 昭和41年7月1日
52	運営基準(特養)	(高槻市老人福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例の規定によりその例によることとされる) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生省令第46号 平成11年3月31日
53	運営基準(軽費)	(高槻市社会福祉法に基づく施設に関する基準を定める条例の規定によりその例によることとされる) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	厚生労働省令第107号 平成20年5月9日
54	運営基準(障がい)	(高槻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例の規定によりその例によることとされる) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	厚生労働省令第177号 平成18年9月29日
55	運営基準(保護)	(高槻市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定によりその例によることとされる) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準	厚生省令第18号 昭和41年7月1日
56	認定こども園法に基づき定める施設の設備及び運営に関する基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	内閣府・文部科学省・厚生労働省 告示第2号 平成26年7月31日
57	学校環境衛生基準	学校環境衛生基準	文科省告示第60号 平成30年3月30日
58	認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について	府子本第373号 27文科初第1136号 雇児発1207第1号 平成27年12月7日
59	児福法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について	雇児発1224第2号 平成27年12月24日
60	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(児童)	児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	雇児総発0909第2号 平成28年9月9日
61	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(介護)	介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	老総発0909第1号 老高発0909第1号 老振発0909第1号 老労発0909第1号 平成28年9月9日
62	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(障がい)	障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	障障発0909第1号 平成28年9月9日
63	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(救護)	救護施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	社援保発0909第1号 平成28年9月9日

【本指導監査基準では、関係法令及び通知等を以下の略称で表記します】

No.	略称	正式名称	公布年月日等
64	防火安全対策の強化について	社会福祉施設における防火安全対策の強化について	社施第107号 昭和62年9月18日
65	防犯に係る安全の確保について	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障基発0915第1号 老高発0915第1号 平成28年9月15日
66	事故防止等ガイドライン	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のためのガイドライン	内閣府・文科省・厚労省 平成28年3月
67	保育所への入所の円滑化について	保育所への入所の円滑化について	児福第3号 平成10年2月13日
68	基準の運用上の取扱いについて(認定こども園)	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	府政共生第1104号 26文科初第891号 雇児発1128第2号 平成26年11月28日
69	保育所保育指針	保育所保育指針	厚労省第117号 平成29年3月31日
70	教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	内閣府・文科省・厚労省 告示第1号 平成29年3月31日
71	病院又は診療所と介護施設との併設について	病院又は診療所と介護保健施設等との併設等について	医政発0327第31号 老発0327第6号 平成30年3月27日
72	保育所感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)(2023年5月一部改訂;こども家庭庁)	厚労省第117号 平成30年3月
73	介護現場の感染対策の手引き	介護現場における感染対策の手引き(第2版)	老高発0309第1号 老認発0309第1号 老老発0309第1号 令和3年3月9日
74	児童福祉行政指導監査事項	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号 平成12年4月25日
75	幼保連携型認定こども園指導監査事項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に関する指導監査について	府市本第373号 27文科初第1136号 雇児発1207第1号 平成27年12月7日
76	老人福祉施設指導監査指針	老人福祉施設に係る指導監査について	老発第1115第4号 令和3年11月15日
77	障がい者支援施設指導監査事項	障害者支援施設等に係る指導監査について	障発第0426003号 平成19年4月26日
78	保護施設指導監査事項	生活保護法による保護施設に対する指導監査事項について	社援発0326第4号 平成24年3月26日
79	レジオネラ症発生防止対策マニュアル	社会福祉施設等の入浴設備におけるレジオネラ症発生防止対策マニュアル	大阪府福祉部・健康医療部 平成30年4月
80	レジオネラ症予防指針	レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針	厚生労働省告示第264号 平成15年7月25日
81	通所介護等の日常生活費用の取扱いについて	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて	老企第54号 平成12年3月30日
82	障がい福祉サービス等の日常生活費用の取扱いについて	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて	障発第1206002号 平成18年12月6日
83	軽費老人ホームの利用料等取り扱い指針について	軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について	老発第0530003号 平成20年5月30日
84	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	こ成保第38 5文科初第483号 令和5年5月19日
85	災害発生時被災状況の把握等について	災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について	子発0415第4号 社援発0415第5号 障発0415第1号 老発0415第5号 令和3年4月15日
86	災害時ライフライン等の点検について	社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について	厚生労働省子ども家庭局 子育て支援課他(事務連絡) 平成30年10月19日
87	身体拘束ゼロ手引き	身体拘束ゼロへの手引き	老発第155号 平成13年4月6日
88	身体拘束廃止防止手引き	身体拘束廃止・防止の手引き	令和6年3月
89	障害者虐待の防止と対応の手引き	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課地域 生活支援推進室(事務連絡) 令和4年5月27日

【本指導監査基準では、関係法令及び通知等を以下の略称で表記します】

No.	略称	正式名称		公布年月日等
90	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について	障第452号 社援第1352号 老発第514号 児発第575号	平成12年6月7日
91	特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等	特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について	健健発0331第2号	令和2年3月31日
92	市特定給食施設等指導要綱	高槻市特定給食施設等指導要綱		令和元年6月1日
93	認定こども園の食事の外部搬入等について	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について	府子本第448号 27文科初第1183号 雇児発0118第3号	平成28年1月18日
94	保育所の食事の提供について	保育所における食事の提供について	雇児発0601第4号	平成22年6月1日
95	調理業務の委託について(保護施設等)	保護施設等における調理業務の委託について	社施第38号	昭和62年3月9日
96	調理業務の委託について(保育所)	保育所における調理業務の委託について	児発第86号	平成10年2月18日
97	調乳ガイドライン	乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン	FAO/WHO 共同作成	平成19年6月4日
98	市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領	高槻市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領		平成15年4月1日
99	児童福祉施設等の衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	児企第16号	平成9年6月30日
100	社会福祉施設等の食品の安全確保等について	社会福祉施設等における食品の安全確保等について	雇児総発第0307001号 社援基発第0307001号 障基発第0307001号 老計発第0307001号	平成20年3月7日
101	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等における衛生管理の徹底について	雇児総発第0707001号 社援基発第0707001号 障企発第0707001号 老計発第0707001号	平成20年7月7日
102	児童福祉施設等の衛生管理等について	児童福祉施設等における衛生管理等について	雇児発第0120001号 障発第0120005号	平成16年1月20日
103	中小規模調理施設の衛生管理の徹底について	中小規模調理施設における衛生管理の徹底について	衛食第201号	平成9年6月30日
104	中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について	中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について	子総発0831第1号 子保発0831第1号 子家発0831第1号 子子発0831第2号 子母発0831第2号 障障発0831第1号	令和4年8月31日
105	児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	子母発0331第1号	令和2年3月31日
106	児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	子発0331第1号 障発0331第8号	令和2年3月31日
107	栄養ケア・マネジメントに伴う帳票の整理について	栄養ケア・マネジメントの実施に伴う帳票の整理について	健習発第0907001号 老老発第0907001号	平成17年9月7日
108	授乳・離乳の支援ガイド	授乳・離乳の支援ガイド(2019年改訂版)	子母発0329第1号	平成31年3月29日
109	保育所アレルギー対応ガイドライン	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)	子母発0425第2号	平成31年4月25日
110	社会福祉施設の長の資格要件について	社会福祉施設の長の資格要件について	社庶第13号	昭和53年2月20日
111	宿直勤務の取扱いについて	社会福祉施設における宿直勤務の取扱いについて	社施第160号	昭和49年8月20日
112	労働時間の適正な把握のためのガイドライン	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	厚労省	平成29年1月20日
113	感染症等の発生が疑われる際の対処等の手順	厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順	厚生労働省告示第268号	平成18年3月31日

【本指導監査基準では、関係法令及び通知等を以下の略称で表記します】

No.	略称	正式名称	公布年月日等
114	企業会計原則	企業会計原則	企業会計制度対策調査会 昭和24年7月9日
115	学校法人会計基準	学校法人会計基準	文科省令第18号 昭和46年4月1日
116	中小企業の会計に関する基本要領	中小企業の会計に関する基本要領	中小企業の会計に関する検討会 (中小企業庁) 平成24年2月1日
117	公益法人会計基準について	公益法人会計基準について	内閣府公益認定等委員会(内閣府) 平成20年4月11日
118	指導監督徹底通知	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号 平成13年7月23日
119	審査要領	社会福祉法人の認可について(通知)別紙 社会福祉法人審査要領	障企第59号 社援企第35号 老計第52号 児企第33号 平成12年12月1日
120	会計省令	社会福祉法人会計基準	厚生労働省令第79号 平成28年3月31日
121	運用上の取扱い	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 別紙 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い	雇児発0331第15号 社援発0331第39号 老発0331第45号 平成28年3月31日
122	留意事項	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 別紙 社会福祉法人会計基準の留意事項	雇児総発0331第7号 社援基発0331第2号 障障発0331第2号 老総発0331第4号 平成28年3月31日
123	雇児総発0329第1号	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	雇児総発0329第1号 社援基発0329第1号 障企発0329第1号 老高発0329第3号 平成29年3月29日
124	老発第188号	特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について	老発第188号 平成12年3月10日
125	児保第13号	保育所における社会福祉法人会計基準の適用について	児保第13号 平成12年3月10日
126	府子本第254号	子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について	府子本第254号 雇児発0903第6号 平成27年9月3日
127	府子本第255号	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて	府子本第255号 平成27年9月3日
128	府子本第256号	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について	府子本第256号 雇児保発0903第2号 平成27年9月3日
129	保育所における私的契約児の弾力的な受入れに係る取扱いについて	保育所における私的契約児の弾力的な受入れに係る取扱いについて	雇児発第0330032号 平成19年3月30日
130	雇児発第0312001号	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(局長通知)	雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号 平成16年3月12日
131	雇児福発第0312002号	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(課長通知)	雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号 平成16年3月12日
132	障発第1018003号	障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて	障発第1018003号 平成18年10月18日
133	地域型保育給付費等に係る支出について	地域型保育給付費等に係る支出について	こども家庭庁育成局保育政策課 事務連絡 令和5年12月8日

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
I 利用者支援															
1 設備等基準															
(1)施設設備							①施設・設備が基準を満たしているか。	基準を満たしていない場合 ○〇については、「○〇の設備及び運営に関する基準」により設置する必要があるため、○〇(整備)すること。 ○〇については、「○〇の設備及び運営に関する基準」の面積要件を満たしていないので、○〇すること。	運営基準(保育)第32条	運営基準(認定こども園)第6条、第7条、第13条 運営基準(保育)32条8号準用	運営基準(地域型)第5条5項、第28条、第43条	運営基準(養護)第11条(軽費)第10条(特養)第11条、第35条、第55条、第61条 老人福祉施設指導監査指針別紙-設備	運営基準(障がい)第4条2、3項第10条 障がい者支援施設指導監査事項第1-2イ	運営基準(保護)第10条 保護施設指導監査事項第1-2イ	
							②施設、設備等の認可内容と現状に相違がないか。また、変更する場合、届出が適正に行われているか。	施設、設備等の認可内容と現状に相違がある場合 ○〇〇〇については、認可内容と現状に著しい相違があるので、是正すること。 届出の手続きがなされていない場合 ○〇に係る手続きが行われていないので、速やかに所定の手続きを所轄庁(本市○〇課)あてに行うこと。	児童福祉法施行規則第37条4項、6項	認定こども園法施行規則第15条2項	児童福祉法施行規則第37条6項				
							③利用者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。また、段差の解消など、バリアフリーへの配慮がなされているか。	配慮がなされておらず、支障が大きい場合 配慮がなされていない場合(上記を除く) ○〇の○〇については、安全上の観点から改善策を検討すること。	運営基準(保育)第5条5項、第10条、第32条	運営基準(認定こども園)第14条(幼稚園設置基準第7条準用)	運営基準(地域型)第5条6項、14条1項	運営基準(養護)第3条、第24条1項(軽費)第3条1項、第26条1項(特養)第3条、第26条1項	運営基準(障がい)第4条1項、第37条1項	運営基準(保護)第10条、第15条	
							④構造、設備に危険箇所はないか。	構造、設備に危険箇所がある場合 ○〇については、利用者があやまって○〇(転落等)するなど事故を招く恐れがあるので、○〇(改修・撤去等)等の改善を行うこと。 ○〇の○〇(園庭の遊具、ベビーベッドの二人寝)については、児童の安全性確保の観点から、○〇(改修、撤去)等改善を行うこと。	児童福祉行政指導監査事項2(1)第1-1(5)、2(1)第1-2(ウ)、2(2)第1-1(5)	認定こども園法第27条(学校保健安全法第6条準用)	児童福祉行政指導監査事項2(1)第1-1(5)、2(1)第1-2(ウ)、2(2)第1-1(5)	老人福祉施設指導監査指針別紙-設備 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-衛生管理等	障がい者支援施設指導監査事項第1-2	保護施設指導監査事項第1-2	
							⑤居室等の保温、換気、採光及び照明等の利用者の保健衛生に関する事項は適切になされているか。	快適な環境となっていない場合 ○〇室については、生活環境に配慮し、○〇する等対策を検討すること。							
							⑥設備の清掃等、衛生的な管理に努めているか。また、衛生上必要な措置を講じているか。	衛生上必要な措置が不十分な場合 設備の衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じること。							
							⑦学校環境衛生基準に基づき、適切な環境の維持に努めるとともに、設備の衛生管理に必要な措置を講じているか。	適切な環境となっていない場合 学校環境衛生基準に基づき、施設等の温度、湿度、換気、採光、音等適切な環境の維持に努めること。		学校環境衛生基準					
							⑧居室、トイレ等必要な場所にカーテン等が設置され、利用者のプライバシーが守られるよう配慮されているか。	プライバシーが著しく損なわれている場合 プライバシーが守られていない場合(上記を除く) 利用者のプライバシーに配慮し、○〇にカーテンの設置等を行うこと。							
							⑨居室、トイレ等必要な場所にブザーが設置され、円滑に作動するか。	ブザーが設置されていない場合 非常事態の早期発見のため、○〇(ブザー)を整備すること。 ブザーが円滑に作動しない場合 ブザーについては、日常点検を行い、常時作動することを確認すること。				運営基準(軽費)第10条4項(特養)第11条4項	運営基準(障がい)第10条2項		
							⑩児童の送迎を目的とした自動車を行う場合、適切な安全対策をとっているか。	全く対策がとられていない場合 対策が不十分な場合 児童の送迎を目的とした自動車を行う場合、適切な安全対策をとること。	運営基準(保育)第6条の4第1項及び第2項	認定こども園法に基づき定める施設の設備及び運営に関する基準第8の6及び7	運営基準(地域型)第7条の3第1項及び第2項				
							⑪児童の送迎を目的とした自動車にブザー等児童の見落としを防止する安全装置を装備し、これを用いて児童の所在の確認を行っているか。	安全装置を装備していない場合 非常事態の早期発見のため、安全装置を整備すること。 安全装置が円滑に作動しない場合 安全装置については、日常点検を行い、常時作動することを確認すること。							

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(1)施設設備							<p>⑫その他、点検・補修等により、施設設備の適正な整備、維持管理ができていないか。</p> <p>ガイドラ、電気設備等の保守点検及び危険物の安全管理が不適切である場合</p> <p>〇〇の〇〇については、安全管理のため、定期的な点検を行うとともに、修繕等の対応を行うこと。</p> <p>AED等の設備の日常点検が行われていない場合</p> <p>AEDは、日常点検及び消耗品の管理(有効期限等)を適切に行い、その記録を整備すること。</p> <p>設備の安全点検が定期的に行われていない場合</p> <p>〇〇(例:遊具等)の設備の安全点検を定期的の実施し、その記録を整備すること。</p> <p>必要な車いす等、福祉用具が確保されていない場合</p> <p>〇〇については、速やかに調達すること。</p> <p>その他敷地内の環境整備が行われていない場合</p> <p>〇〇については、施設として不適切な状態にあるので、対策を検討すること。</p>	<p>運営基準(保育)第6条の3</p> <p>児童福祉行政指導監査事項2(1)第1-2</p>	<p>幼保連携型認定こども園指導監査事項3(1)③</p>	<p>運営基準(地域型)第7条の2</p> <p>児童福祉行政指導監査事項2(1)第1-2</p>	<p>運営基準(養護)第3条、第4条、第11条(軽費)第3条、第4条、第10条(特養)第4条、第11条、第35条、第55条、第61条</p> <p>老人福祉施設指導監査指針別紙-設備-設備</p>	<p>運営基準(障がい)第4条、第8条、第9条、第10条</p> <p>障がい者支援施設指導監査事項第2-1(8)</p>	<p>運営基準(保護)第4条、第8条、第18条</p> <p>保護施設指導監査事項第2-1(9)</p>	
(2)園具及び教具							<p>必要な種類及び数の園具及び教具を備えているか。</p> <p>また、園具及び教具は、常に改善し、補充されているか。</p>	<p>運営基準(保育)第32条4号7号</p> <p>学級数、園児数に応じ、必要な園具及び教具を備えること。</p>	<p>運営基準(認定こども園)第8条</p>	<p>運営基準(地域型)第28条3号、6号、第43条4号、7号</p>				
(3)従たる事業所							<p>従たる事業所を設けている場合、基準を満たしているか。</p> <p>従たる事業所が基準を満たしていない場合</p> <p>従たる事業所については、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとする。</p> <p>主たる事業所及び従たる事業所それぞれに、常勤専従職員を配置すること。</p>					<p>運営基準(障がい)第12条の2</p>		
2 非常災害対策														
(1)防災							<p>①消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。</p> <p>設備が設けられていない場合</p> <p>非常災害に際して必要な〇〇が設けられていないので、是正すること。</p> <p>設備が設けられていない場合</p> <p>非常災害に際して必要な〇〇が設けられていないので、是正すること。</p> <p>②非常災害に対する具体的な計画を作成しているか。</p> <p>また、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情も鑑みた災害にも対処できるものであるか。(災害ごとに別の計画として作成する必要はない)</p> <p>計画に以下の項目が含まれているか</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等の立地条件 災害に関する情報の入手方法 災害時の連絡先、通信手段の確認 避難を開始する時期、判断基準 避難場所 避難経路 避難方法 災害時の人員体制、指揮系統 関係機関との連絡体制 <p>計画が作成されていない場合</p> <p>非常災害に対する具体的な計画(非常災害対策計画)を作成すること。</p> <p>計画の内容が不十分である場合</p> <p>施設の状況や地域の実情を踏まえ、利用者の安全が確保できる実効性のあるものとする。</p> <p>緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等の事項を盛り込むこと。</p> <p>計画が職員間で十分に共有できていない場合</p> <p>非常災害対策計画の内容については、職員間で十分に共有すること。</p> <p>計画の見直しが行われていない場合</p> <p>避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。</p>	<p>運営基準(保育)第6条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項2(1)第2-3</p> <p>利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(児童)</p>	<p>独自基準(認定こども園)第13条</p> <p>幼保連携型認定こども園指導監査事項3(1)③</p> <p>利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(児童)</p>	<p>運営基準(地域型)第7条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項2(1)第2-3</p> <p>利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(児童)</p>	<p>運営基準(養護)第8条1項(軽費)第8条1項(特養)第8条1項</p> <p>老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-非常災害対策</p> <p>利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(介護)</p>	<p>運営基準(障がい)第7条</p> <p>障がい者支援施設指導監査事項第2-3</p> <p>利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(障がい)</p>	<p>運営基準(保護)第7条</p> <p>保護施設指導監査事項第2-3</p> <p>利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(救護)</p>	

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
(1)防災	○	○	○	○	○	○	③関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しているか。	連携体制が整備(周知)されていない場合 関係機関と、避難場所や災害時の連携体制等必要な事項について認識を共有すること。 関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員へ周知すること。	運営基準(保育)第6条	教育・保育要領第3章第4		老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-非常災害対策	障がい者支援施設指導監査事項第2-3	保護施設指導監査事項第2-3	
	○	○	○	○	○	○	④非常時の連絡・避難体制は確保されているか。	避難体制、協力体制が確保されていない場合 緊急の度合いに応じた複数の避難先(指定避難場所、近隣の安全な場所、屋内の安全な場所)を確保すること。 災害発生時における家族等への連絡体制(園においては子どもの引渡し方法)等について確認しておくこと。	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(児童)	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(児童)	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(児童)		利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(障がい)	利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(救護)	
				○	○	○	⑤避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	連携に努めていない場合 避難等訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。				運営基準(養護)第8条3項(経費)第8条3項(特養)第8条3項	運営基準(障がい)第7条3項	運営基準(保護)第7条3項	
				○	○	○	⑥定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練が行われているか。	非常災害に備えるための訓練が行われていない場合 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。 訓練が不十分な場合 火災のみではなく、地震、水害・土砂災害を含む避難訓練についても実施すること。 訓練内容を見直し実施すること。				運営基準(養護)第8条2項(経費)第8条2項(特養)第8条2項	運営基準(障がい)第7条2項 障がい者支援施設指導監査事項第2-3	運営基準(保護)第7条 保護施設指導監査事項第2-3	
	○	○	○				⑦避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月1回行われているか。	月1回以上訓練が行われていない場合 避難及び消火訓練を月1回以上実施すること。	運営基準(保育)第6条	独自基準(認定こども園)第13条	運営基準(地域型)第7条	老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-非常災害対策			
	○	○	○	○	○	○	⑧訓練の実施記録が整備されているか。	実施記録が整備されていない場合 次回の訓練に反映できるよう、訓練の日時、内容、参加人員、所要時間、反省点等を記した実施記録を整備すること。	保育所保育指針第3章4(1)	教育・保育要領第3章第4	保育所保育指針第3章4(1)				
	○	○	○	○	○	○	⑨非常口・非常階段・消火器の設置場所等に物品が置かれていること等により、避難や消火に支障がないか。	物品等が置かれていて、避難や消火に支障がある場合 ○○の○○については、避難や消火に支障があるので、○○(撤去等)すること。 防災のための安全点検を定期的実施すること。	消防法施行規則第4条の2の4 2項	消防法施行規則第4条の2の4 2項	消防法施行規則第4条の2の4 2項	消防法第8条の2の4	消防法第8条の2の4		
	○	○	●	○	○	○	⑩防火管理者を選任し、所轄消防署へ届出が行われているか。	選任・届出が行われていない場合 防火管理者を選任し、所轄消防署へ届出を行ってください。	消防法第8条	消防法第8条	消防法第8条	消防法第8条	消防法第8条	消防法第8条	消防法第8条
	○	○	●	○	○	○	⑪消防法に基づく、消防計画を作成(変更)し、所轄消防署へ届出が行われているか。	消防計画の作成(変更)と届出が行われていない場合 消防計画を作成(変更)し、所轄消防署へ届出を行ってください。	消防法施行規則第3条	消防法施行規則第3条	消防法施行規則第3条	消防法施行規則第3条	消防法施行規則第3条	消防法施行規則第3条	消防法施行規則第3条
	○	○	●	○	○	○	⑫消防法に基づき、消火訓練及び避難訓練が年2回以上(通報訓練は年1回以上)行われているか。また、訓練を実施する場合には、あらかじめ所轄消防署へ連絡しているか。	年2回以上訓練が行われていない場合 避難及び消火の訓練を年2回以上実施するとともに、訓練を実施する場合は、あらかじめ所轄消防署へ連絡してください。	消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条10項、11項	消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条10項、11項	消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条10項、11項	消防法施行規則第3条10項、11項	消防法施行規則第3条10項、11項	障がい者支援施設指導監査事項第2-3カ 保護施設指導監査事項第2-3カ	保護施設指導監査事項第2-3カ
			○	○	○	⑬上記の訓練のうち、年1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が行われているか。【入所施設】	夜間訓練又は夜間想定訓練が行われていない場合 避難及び消火の訓練のうち、年1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練を実施してください。				防火安全対策の強化について	防火安全対策の強化について 障がい者支援施設指導監査事項第2-3カ	防火安全対策の強化について 保護施設指導監査事項第2-3カ		

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠							
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護		
(1)防災	○	○	○	○	○	○	⑭消防法に基づき、消防用設備等(自動火災報知設備、屋内消火栓設備、消火器、誘導灯など)の法定点検を行い、所轄消防署へ点検結果の報告が行われているか。	(専門業者による)法定点検が行われていない場合	消防法第17条の3の3	消防法第17条の3の3	消防法第17条の3の3	消防法第17条の3の3	消防法第17条の3の3	消防法第17条の3の3	消防法第17条の3の3	
							【法定点検】 機器点検:6ヶ月ごと 総合点検:1年ごと(要報告)	消防用設備等の法定点検(機器点検・総合点検)を行ってください。	消防法施行規則第31条の6	消防法施行規則第31条の6	消防法施行規則第31条の6	消防法施行規則第31条の6	消防法施行規則第31条の6	消防法施行規則第31条の6		
							報告が行われていない場合	所轄消防署へ、消防用設備等の点検結果について報告を行ってください。								
	○	○	○	○	○	○	⑮上記点検で不備・不良箇所が発見された場合、速やかに改修、整備が行われているか。	改修、整備が行われていない場合								
							消防用設備等の不備・不良箇所について、速やかに改修、整備を行ってください。									
	○	○	○	○	○	○	⑯消防署の立ち入り検査等による指摘事項が改善されているか。	改善されていない場合	消防法第4条	消防法第4条	消防法第4条	消防法第4条	消防法第4条	消防法第4条	消防法第4条	消防法第4条
							消防署の立ち入り検査における指摘事項が未改善であるので、速やかに改善を行い、所轄消防署へ報告を行ってください。									
	△	△	△	△	△	△	⑰水防法、土砂災害防止法に基づき、避難確保計画を作成し、計画に基づき訓練が実施されているか。また、計画は市へ届出が行われているか。 【高槻市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設】	計画が作成されていない、訓練が行われていない場合	水防法第15条の3	水防法第15条の3	水防法第15条の3	水防法第15条の3	水防法第15条の3	水防法第15条の3	水防法第15条の3	水防法第15条の3
							避難確保計画を作成し、市へ届出を行ってください。避難確保計画に基づき、訓練を実施してください。訓練を実施した場合は、市へ報告を行ってください。	土砂災害防止法第8条の2	土砂災害防止法第8条の2	土砂災害防止法第8条の2	土砂災害防止法第8条の2	土砂災害防止法第8条の2	土砂災害防止法第8条の2			
	○	○	○	○	○	○	⑰災害の発生により、ライフライン等(電気、ガス、水道、通信等)が寸断された場合に備え、対策を講じているか。	対策が講じられていない場合	災害発生時被災状況の把握等について1(4)③	災害発生時被災状況の把握等について1(4)③	災害発生時被災状況の把握等について1(4)③	災害発生時被災状況の把握等について1(4)③	災害発生時被災状況の把握等について1(4)③	災害発生時被災状況の把握等について1(4)③	災害発生時被災状況の把握等について1(4)③	保護施設指導監査事項第2-3㉞
災害の発生により、ライフライン等が寸断された場合であっても、サービス提供が維持できるよう社会福祉事業の継続に必要な対策を講じられたい。							災害時ライフライン等の点検について	災害時ライフライン等の点検について	災害時ライフライン等の点検について	災害時ライフライン等の点検について	災害時ライフライン等の点検について	災害発生時被災状況の把握等について1(4)③				
○	○	○	○	○	○	⑱災害時に備え、必要物資(食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、燃料等)の備蓄等、対策を講じているか。	対策が講じられていない場合									
						災害の発生により、物資の供給に支障が生じた場合であっても、サービス提供が維持できるよう社会福祉事業の継続に必要な対策を講じられたい。 防災用具、緊急時の持ち出し用品等、緊急時の対応に必要な物資の確保に努められたい。										
○	○	○	○	○	○	⑳感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続計画(BCP)を策定しているか。	業務継続計画(BCP)を作成していない場合							運営基準(養護)第23条の2(軽費)第24条の2(特養)第24条の2	運営基準(障がい)第35条の2	運営基準(保護)第6条の4
						業務継続計画(BCP)を策定し、災害時における業務継続に備えること。										
						職員に対して周知していない場合	業務継続計画(BCP)について、職員に対して周知すること。									
○	○	○	○	○	○	㉑職員に対し、業務継続計画(BCP)について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。	研修、訓練を定期的の実施していない場合									
						業務継続計画(BCP)について、研修及び訓練を定期的(研修:年2回以上、訓練:年2回以上)実施すること。										
○	○	○	○	○	○	㉒定期的に業務継続計画(BCP)の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。	定期的な計画の見直し、変更を行っていない場合									
						定期的な業務継続計画(BCP)の見直しを行い、必要に応じて変更を行われたい。										

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
(2)防犯	○	○	○				①不審者等の侵入防止措置、訓練などの防犯に係る安全確保への取組みが図られているか。	安全確保への取組みが図られていない場合 不審者等の侵入防止措置、訓練などの対応を図ること。	保育所保育指針第3章3(2) 児童福祉行政指導監査事項2(2)第2-3(2)	教育・保育要領第3章第3-2	保育所保育指針第3章3(2) 児童福祉行政指導監査事項2(2)第2-3(2)	防犯に係る安全の確保について	防犯に係る安全の確保について	防犯に係る安全の確保について	
							安全確保への取組みが図られていない場合 不審者等の侵入防止措置、訓練などの対応を図ってください。								
	○	○	○	○	○	○	②防犯のための自主点検が実施されているか。	安全確保に係る自主点検が行われていない場合 防犯のための自主点検を実施されたい。	防犯に係る安全の確保について	防犯に係る安全の確保について	防犯に係る安全の確保について				
	○	○	○	○	○	○	③盗難への対策がなされているか。	盗難への対策がなされていない場合 施設内の現金、通帳・印鑑、個人情報等について、盗難防止対策を講じてください。	防犯に係る安全の確保について	防犯に係る安全の確保について	防犯に係る安全の確保について				
(3)事故対策	○	○	○	○			①事故発生時の対応及び、事故発生防止のための指針が整備されているか。	指針が整備されていない場合 事故発生時の対応及び、事故発生防止に係る指針を整備すること。	児童福祉行政指導監査事項2(2)第1-1[保育所](5)	幼保連携型認定こども園指導監査事項3(3)②	児童福祉行政指導監査事項2(2)第1-1[保育所](5)	運営基準(養護)第29条1項(軽費)第33条1項(特養)第31条1項 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-事故発生の防止及び発生時の対応			
							②事故防止対策を講じているか。	マニュアル整備等の対応策が確立されていない場合 マニュアルを整備する等、事故防止及び発生時の対応策を確立すること。 周知不足等、対応策が不十分である場合 事故への対応策が不十分であるため、○○する(例:職員配置の見直しを行う)等、十分な対応策を図り、周知すること。 事故防止及び発生に係る対応策については、定期的な職員研修やマニュアルの見直し等により、周知を徹底すること。 措置を適切に行うための担当者が設置されていない場合 事故発生を防止するための措置を適切に行うための担当者を設置すること。 職員に救急蘇生法の研修が行われていない場合 救急蘇生法(心肺蘇生、AED、気道異物除去等)の講習を受講させる等、対策を講じること。					保育所保育指針第3章3(2) 事故防止等ガイドライン	教育・保育要領第3章第3-2 事故防止等ガイドライン	保育所保育指針第3章3(2) 事故防止等ガイドライン
	○	○	○			③睡眠中、プール活動・水遊び、食事中(誤嚥、食物アレルギー)等の場面では、特に重大事故が発生しやすいことを踏まえ、必要な対策を講じているか。	子どもの呼吸・体位、睡眠状態を定期的に観察・記録していない場合 SIDS等睡眠中の事故防止のため、子どもの呼吸・体位、睡眠状態は定期的に観察・記録すること。 プール活動等を行う際の監視・指導体制が不十分な場合 プール、水遊びを行う際は、適切な監視・指導体制を確保するとともに、緊急時の備えを徹底すること。								

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(3)事故対策							④事故が発生した場合又は、事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制が整備されているか。	<p>事故報告書、インシデント報告書等により、事故等の原因究明・再発防止対策がなされていない場合</p> <p>事故、インシデント等の報告が少ない場合</p> <p>事故、若しくはその危険が生じた場合は、報告書等により原因を究明し、具体的な再発防止策を講じること。</p> <p>インシデント事例について、様式の見直し等により報告件数の増加を図り、事故防止対策の充実に努められたい。</p> <p>事故発生防止のための情報が共有されていない場合</p> <p>事故の報告、分析、改善策については、職員に周知徹底を図ること。</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>事故防止等ガイドライン</p>	<p>独自基準(認定こども園)第18条</p> <p>事故防止等ガイドライン</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>事故防止等ガイドライン</p>	<p>運営基準(養護)第29条1項(軽費)第33条1項(特養)第31条1項</p> <p>老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>運営基準(障がい)第43条1項</p>	<p>独自基準(保護)第8条1項</p>
							⑤事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修が定期的に行われているか。	<p>事故防止検討委員会が開催されていない場合</p> <p>事故防止検討委員会を定期的に開催し、リスク状況を把握・分析するとともに、必要な対策について決定・周知し、対策の効果を検証すること。</p> <p>研修が定期的に行われていない場合</p> <p>事故発生防止のため、研修を定期的に行うこと。</p> <p>研修が定期的に行われていない場合</p> <p>事故発生防止のため、研修を定期的(年2回以上)に行うこと。</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>事故防止等ガイドライン</p>	<p>独自基準(認定こども園)第18条</p> <p>事故防止等ガイドライン</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項2(2)第1-1[保育所](5)</p> <p>事故防止等ガイドライン</p>	<p>運営基準(養護)第29条1項(軽費)第33条1項(特養)第31条1項</p> <p>老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-事故発生の防止及び発生時の対応</p>		
							⑥事故発生時に速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<p>関係機関への連絡等が行われていない場合</p> <p>事故発生時には、迅速な措置を講じるとともに、速やかに関係機関へ連絡及び報告をすること。</p>				<p>運営基準(養護)第29条2項(軽費)第33条2項(特養)第31条2項</p> <p>老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>運営基準(障がい)第43条1項</p>	<p>独自基準(保護)第8条1項</p>
							⑦事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	<p>記録が整備されていない場合</p> <p>事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p>				<p>運営基準(養護)第29条3項(軽費)第33条3項(特養)第31条3項</p> <p>老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>運営基準(障がい)第43条2項、8条</p>	<p>独自基準(保護)第8条2項</p>
							⑧賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償が行われているか。	<p>損害賠償保険に加入していない場合</p> <p>賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行えるよう、損害賠償保険に加入する等、必要な対策を講じてください。</p>				<p>運営基準(養護)第29条4項(軽費)第33条4項(特養)第31条4項</p> <p>老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>運営基準(障がい)第43条3項</p>	<p>独自基準(保護)第8条3項</p>
							⑨事故等の発生に備え、適切な保険又は共済制度に加入しているか。	<p>保険又は共済制度に加入していない場合</p> <p>事故が発生した場合の補償を円滑に行う事ができるよう、適切な保険又は共済制度に加入すること。</p>		<p>認定こども園法に基づき定める施設の設備及び運営に関する基準第8-5</p>				

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠									
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護				
3 定員基準等																		
(1)定員遵守							①定員は超過していないか。	所轄庁との協議を経ず、定員を超過している場合 〇〇室において、居室の定員を超え入居している実態が見受けられるので、早急に解消すること。 定員を超えた受け入れに際しては、所轄庁と協議すること。	児童福祉行政指導監査事項2(1)第2-1(1)	幼保連携型認定こども園指導監査事項3(1)②	児童福祉行政指導監査事項2(1)第2-1(1)	運営基準(養護)第13条(軽費)第10条4項、第25条(特養)第25条、41条 独自基準(特養)第8条 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-定員の遵守	運営基準(障がい)第36条 障がい者支援施設指導監査事項第2-1(1)	運営基準(保護)第12条 保護施設指導監査事項第2-1(1)				
							②弾力化後の定員を超過していないか。	過去5年間連続して、定員20%超えが続いている場合 5年間(1号認定は2年間)続けて定員を20%以上超過している場合は定員を増員する必要があるため、市(所管課)と協議すること。	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について							
							③定員を超えて、私的契約児を入所させていないか。	定員を超えて、私的契約児を入所させている場合 定員を超える私的契約児の受入れは認められないので、解消すること。	保育所への入所の円滑化について	保育所における私的契約児の弾力的な受入れに係る取扱いについて	保育所への入所の円滑化について							
(2)学級の編成							①満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級が編成されているか。	学級が編成されていない場合 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成すること。		独自基準(認定こども園)第12条 運営基準(認定こども園)第4条								
							②1学級の園児数は、満3歳以上満4歳に満たない園児は25人(原則)以下とし、満4歳以上の園児は35人以下となっているか。	学級編成が不適切である場合 学級編成が不適切なので是正すること。		基準の運用上の取扱いについて(認定こども園)								
							③学級は、学年の初日の前日において同じ年齢である園児で編成することを原則としているか。	学級編成が不適切である場合 学級編成が不適切なので是正すること。										
4 業務体制等																		
(1)教育及び保育を行う期間及び時間等							①1日の保育時間、開所時間は適切か。	1日の保育時間が8時間未満、開所時間が11時間未満である場合 1日8時間以上の保育時間を確保すること。 1日11時間以上の開所時間を確保すること。	運営基準(保育)第34条		運営基準(地域型)第24条							
							②1年の開園日は、日曜日及び国民の祝日を除いた日とすることを原則としているか。	年度末に一斉休園(自由登園を除く)日がある場合 年度末の一斉休園は、保護者の理解を得て協力日等により適切な対応に努められたい。 春季、夏季、その他(創立記念日等)に一斉休園(自由登園を除く)日がある場合 〇〇(創立記念日、盆期間中等)の一斉休園は不適切なので、保護者の理解を得て協力日等により適切な対応に努めること。	児童福祉行政指導監査事項2(2)第第1-1(保育所)1(1)	運営基準(認定こども園)第9条	児童福祉行政指導監査事項2(2)第第1-1(保育所)1(1)							
							③毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回っていないか。 (特別な事情とは、台風、地震等の非常変災、その他急迫の事情、感染症の流行等の事情が生じた場合を指す。)	教育週数が39週を下回っている場合 毎学年の教育週数は、39週以上とすること。										
							④教育に係る標準的な1日当たりの時間は4時間とし、園児の心身の発達の種類、季節等に適切に配慮されているか。	教育時間が4時間となっていない場合 教育に係る標準的な1日当たりの時間は、4時間とすること。										
							⑤保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上については、教育時間を含む)は、1日8時間を原則としているか。	教育及び保育の時間が8時間未満である場合 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は、1日8時間以上とすること。										
							⑥1日の開園時間は、11時間を原則としているか。	開園時間が11時間未満である場合 1日の開園時間は、11時間以上とすること。										

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(2)職責				○	○		①施設長が規定の職責を果たしているか。	施設長が規定の職責を果たしていない場合 施設長が職責を果たすよう、体制整備を行うこと。				運営基準(養護)第21条(軽費)第22条(特養)第23条	運営基準(障がい)第34条	
				●			②生活相談員が規定の職責を果たしているか。	生活相談員が規定の職責を果たしていない場合 生活相談員が職責を果たすよう、体制整備や指導を行うこと。				運営基準(養護)第22条(軽費)第23条		
					○		③サービス管理責任者が規定の職責を果たしているか。	サービス管理責任者が規定の職責を果たしていない場合 サービス管理責任者が職責を果たすよう、体制整備や指導を行うこと。					運営基準(障がい)第19条、20条	
	○	○	○				④乳児室又はほふく室に保育士が常時配置されているか。	乳児室(ほふく室)に保育士が常時配置されていない場合 乳児室(ほふく室)には、常時保育士を配置すること。	運営基準(保育)第33条第2項	運営基準(認定こども園)第5条	運営基準(地域型)第29条2項			
5 方針・事業計画等														
(1)基本方針				○	○	○	支援(処遇)の基本方針が策定されているか(運営規程等の一部でも可)。その内容が適切であるか。施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。	策定されていない場合 支援(処遇)の基本方針を策定すること。なお、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者(利用者)の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされたものとする。こと。 個人の尊厳の保持を旨とし、入所者(利用者)の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされていない場合 支援(処遇)の基本方針にあつては、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者(利用者)の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされたものとする。こと。				運営基準(養護)第2条(軽費)第2条(特養)第2条、第33条	運営基準(障がい)第3条 障がい者支援施設指導監査事項第1	独自基準(保護)第3条 保護施設指導監査事項第1
(2)個別支援計画(処遇計画)、ケアプラン等				○	○	○	①ADL(日常生活活動)調査等により、利用者個々の心身の状況を把握しているか。	把握していない場合 個別支援計画に基づくサービス提供にあたっては、利用者個々の心身の状況を把握し、それに応じた支援を行うこと。 入所者が要介護状態となった場合には、その心身の状況等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行うこと。【軽費】				運営基準(養護)第14条2項、第15条、第19条(軽費)第19条、第20条(特養)第13条2、3項、第14条 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-処遇に関する計画	運営基準(障がい)第18条 障がい者支援施設指導監査事項第1-1(1)7	保護施設指導監査事項第1-1(1)7
				●	○	○	②個別支援計画やケアプランの策定・見直しが適切な時期に行われているか。【ケアハウスは必要がある場合に限る】	策定されていない場合 個別支援計画については、すみやかに策定すること。 入所後個別支援計画が見直されていない場合 個別支援計画については、必要に応じて見直しを行うこと。 居宅生活の可否について適切に検討されていない場合 入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについても、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員等の中で定期的に検討すること。						
				●	○	○	③モニタリングを適切に実施し、個別支援計画やケアプランに反映させているか。【ケアハウスは必要がある場合に限る】	実施していない場合 モニタリングについては適切な時期に実施し、個別支援計画(ケアプラン)に反映させること。						
				●	○	○	④個別支援計画やケアプランの策定にあたって、ケース検討会議を開催しているか。【ケアハウスは必要がある場合に限る】	開催していない場合 個別支援計画(ケアプラン)の策定にあたっては、支援検討会議を開催し、利用者の日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び施設での生活を踏まえ、医師等の専門的なアドバイスを得ること。				老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-入退所	障がい者支援施設指導監査事項第1-1(1)7,イ	保護施設指導監査事項第1-1(1)イ
				●	○	○	⑤利用者、家族に内容を説明し、同意を得ているか。	説明、同意を得ていない場合 個別支援計画(ケアプラン)については、入所者や家族に予めその内容を説明し、同意を得ること。						

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
(2)個別支援計画(処遇計画)、ケアプラン等				○	○	○	⑥自らその提供する福祉サービスの評価を行うことにより、サービスの質の向上に努めているか。	サービスの質の向上・評価がされていない場合 提供する福祉サービスについて自己評価を行い、サービスの質の向上、改善に努めること。					社福法第78条 運営基準(特養)第15条7項、第36条9項	社福法第78条 運営基準(障がい)第17条3項	社福法第78条
				○	○	○	⑦福祉サービス第三者評価の受審等、サービス向上のための取り組みを行っているか。	外部評価が行われていない場合 外部評価を活用し、サービスの質の向上に努められたい。					社福法第78条	社福法第78条	社福法第78条
(3)保育及び教育	○		○				①保育所保育指針に基づいて、保育の提供が適切に行われているか。	指針に基づいていない場合 保育の内容が、保育指針に基づいて行われていないので、是正すること。	運営基準(保育)第35条			運営基準(地域型)第25条			
		○					②幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、教育・保育の提供が適切に行われているか。	要領に基づいていない場合 教育・保育の内容が、教育・保育要領に基づいて行われていないので、是正すること。		認定こども園法第10条					
(4)全体的な計画	○	○	○				全体的な計画が作成されているか。また、評価を踏まえた計画の改善が行われているか。	指針、要領に基づいて作成されていない場合 内容が現実と乖離している等不適切である場合 全体的な計画については、保育指針(教育・保育要領)に基づき作成すること。 評価を踏まえた計画の改善が行われていない場合 教育・保育の質の向上が図られるよう、評価の結果を踏まえ、計画の見直し等検討を行うこと。	保育所保育指針第1章3	教育・保育要領第1章第2 1,2,3	保育所保育指針第1章3				
	○	○	○				①指導計画は、全体的な計画に基づき、子どもの発達を見通した年、学期、月などにわたる長期的計画と、より具体的な日々の生活に即した週、日などの短期的計画が作成されているか。	作成されていない場合 全体的な計画に基づき、長期及び短期的指導計画を策定すること。 評価を踏まえた計画の改善が行われていない場合 教育・保育の質の向上が図られるよう、評価の結果を踏まえ、計画の見直し等検討を行うこと。							
								②指導計画は、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容が設定されているか。	具体的なねらい及び内容が設定されていない場合 指導計画は、子どもの資質・能力を十分に引き出すため、子どもの発達過程を見通し、家庭生活との連続性、季節の変化、行事との関連性などを考慮し、具体的に設定すること。						
○	○	○					③3歳未満児については、個別的计划が作成されているか。	個別計画を適切に策定していない場合 3歳未満児については、一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的计划を作成すること。							
○	○	○					④障がいのある子どもについては、個別的计划を作成し、適切な対応が図られているか。	個別計画を適切に策定していない場合 障がいのある子どもについては、発達過程に応じた教育・保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のために、個別的计划を作成し、適切な対応を図ること。							
○	○	○					⑤園児が心身の状況によって教育又は保育を受けることが困難な場合については、当該園児の心身の状況に応じ、適切な対応が図られているか。	対応が不十分である場合 一人一人の園児の発達過程や障がいの状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を、組織的かつ計画的に行うこと。 障がいのある子どもが、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。	保育所保育指針第1章3(2)キ	独自基準(認定こども園)第14条 認定こども園法第26条(学校教育法第81条1項準用)	保育所保育指針第1章3(2)キ				

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠				
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい
(6)食育計画	○	○	○				食育計画の策定・評価・改善が行われているか。 食育計画が策定されていない場合 食育計画を踏まえた取組が実践されていない場合 食育計画を策定し、家庭と協力して、食事の時間や場を大切に、「食」を通じたコミュニケーションを図ることのできる取組を行うこと。 食育計画が不適切な場合 食育計画の内容が適切ではないので、見直すこと。 食育計画の評価・改善が行われていない場合 食育計画は定期的に評価し、改善に努めること。	運営基準(保育)第11条、第32条の2 5号 保育所保育指針第3章2	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第11条、第32条の2 5号準用 教育・保育要領第3章第2	運営基準(地域型)第15条 保育所保育指針第3章2			
(7)子育て支援事業	○		○				①保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や保育所の体制を踏まえ、保育の専門性を生かした子育て支援を積極的にを行うよう努めているか。 子育て支援事業が行われていない場合 保育の専門性を生かした子育て支援を積極的にを行うよう努められたい。	保育所保育指針第4章		保育所保育指針第4章			
		○					②認定こども園の教育・保育に関する専門性を十分に活用し、地域において必要と認められる子育て支援事業が行われているか。 子育て支援事業が行われていない場合 認定こども園の教育・保育に関する専門性を十分に活用し、地域において必要と認められる子育て支援事業を行うこと。		運営基準(認定こども園)第10条 認定こども園法第2条12項 認定こども園法施行規則第2条				
		○					③子育て支援事業に従事する職員については、研修等により必要な能力を向上させる体制を整えているか。 体制が不十分である場合 子育て支援を適切に提供できるよう、研修の実施等、体制を整えること。		認定こども園法第2条12項 認定こども園法施行規則第2条				
		○					④子育て支援事業の実施に際しては、地域で子育て支援を行う民間の団体又は個人と連携が図られているか。 連携が図られていない場合 子育て支援事業の実施に際しては、地域で子育て支援を行う民間の団体又は個人と連携を図ること。		認定こども園法に基づき定める施設の設備及び運営に関する基準第6-4				
	○	○	○				⑤一時預かり事業などの活動を行う際は、家庭と保育所における生活との連続性に配慮し、子どもの心身の状態などを踏まえ、柔軟に活動を展開させているか。 柔軟に対応が図られていない場合 一時預かり事業などの活動を行う際は、子どもの心身の状態などを踏まえ、状況に応じて園で行っている活動や行事に参加するなど、柔軟に活動を展開されたい。	保育所保育指針第4章3(1)イ	教育・保育要領第4章第3-1	保育所保育指針第4章3(1)イ			
(8)評価	○	○	○				①保育士(保育教諭)等は、保育の計画や記録を通して自らの実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めているか。 保育士(保育教諭)等の自己評価がなされていない場合 保育士(保育教諭)等の自己評価を行い、その専門性の向上や保育実践の改善に努めること。	保育所保育指針第1章3(4) 運営基準(保育)第5条3項、第36条の2	認定こども園法第23条 認定こども園法施行規則第23条	保育所保育指針第1章3(4) 運営基準(地域型)第5条3項			
	○		○				②【保育所・地域型保育事業】は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価結果を踏まえ、保育所の自己評価を行い、改善に努めているか。 また、【保育所】は自己評価結果の公表に努めているか。 園の自己評価がなされていない場合 園の自己評価を行い、保育の質等の向上、改善に努めること。 【保育所】結果が公表されていない場合 保育所は、園の自己評価の結果の公表に努められたい。						
		○					③【認定こども園】は、教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について自己評価を行い、改善に努めているか。 また、自己評価結果を公表しているか。 園の自己評価がなされていない場合 園の自己評価を行い、教育及び保育の質等の向上、改善に努めること。 【認定こども園】結果が公表されていない場合 幼保連携型認定こども園は、園の自己評価の結果を公表すること。		認定こども園法第23条 認定こども園法施行規則第23条				

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(8)評価	○	○	○				④定期的に外部評価を受け、結果を公表し、改善に努めているか。	外部評価が行われていない場合 外部評価を活用し、教育・保育の質の改善に努められたい。	運営基準(保育)第36条の2第2項	認定こども園法施行規則第25条	運営基準(地域型)第5条4項			
		○					⑤自己評価結果を踏まえ、園児の保護者その他園の関係者(職員を除く)による評価を行い、その結果を公表するよう努めているか。	関係者評価が行われていない場合 関係者評価を活用し、教育・保育の質の改善に努められたい。		認定こども園法施行規則第24条				
(9)小学校、保育所等との連携	○	○					①小学校における教育との円滑な接続に資するよう、小学校との密接な連携に努めているか。	小学校との連携が図られていない場合 小学校の教師との意見交換や、合同研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携に努めること。 小学校の児童との交流の機会を積極的に設けるなど、小学校教育との円滑な接続に努めること。	保育所保育指針第2章4(2)	教育・保育要領第1章第2-1(5)				
	○						②保育所児童保育要録を適切に作成し、進学先へ送付しているか。	進学先へ要録抄本又は写しを送付していない場合 保育所児童保育要録を適切に作成し、進学先へ送付すること。	保育所保育指針第2章4(2)ウ					
		○					③在籍する園児の指導要録を適切に作成しているか。 また、園児が進学(転園)した場合、進学先(転園先)へ送付しているか。	進学先へ要録抄本又は写しを送付していない場合 認定こども園園児指導要録を適切に作成し、進学先へ送付すること。		認定こども園法施行規則第30条				
			○				④必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しているか。	連携施設が適切に確保されていない場合 必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、認定こども園又は幼稚園を適切に確保すること。			運営基準(地域型)第6条			
(10)帳簿整備				○	○	○	①ケース記録(支援記録)が適正に記録できているか。	著しく整備できていない場合 整備が不十分な場合 ケース記録(支援記録)を整備し、個別支援計画の策定や見直しに活用すること。 ○○に関する事項については、ケース記録(支援記録)に適切に記録すること。			独自基準(養護)第4条(軽費)第4条(特養)第7条 運営基準(軽費)第15条 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-記録	運営基準(障がい)第8条 障がい者支援施設指導監査事項第1-1(1)ウ	運営基準(保護)第8条 保護施設指導監査事項第1-1(1)ウ	
				○	○	○	②フェイスシート(開始記録)が適正に記録できているか。	未整備の場合 整備が不十分な場合 フェイスシートを整備し、利用者の家庭状況や本人の身体的精神的状況などを把握すること。 フェイスシートには、○○に関する事項についても記録すること。			運営基準(養護)第14条1項(軽費)第14条1項(特養)第13条1項 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-入退所	運営基準(障がい)第8条	運営基準(保護)第8条	
				○	○	○	③終結記録が適正に記録できているか。	記録が未整備である場合 整備が不十分な場合 終結記録を整備すること。 終結記録には、○○(例:遺留金品の引き渡し)に関する事項についても記録すること。						
				○	○	○	④入退所を記載した利用者台帳を整備しているか。	整備していない場合 入退所を記載した利用者台帳を整備すること。						

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(10)帳簿整備				○	○		⑤条例に定める記録の保存年限は適正であるか。	保存年限が適正でない場合 ○○○は、保存年限が不適切であるため、適正に保存すること。				独自基準(養護)第4条(5年)(軽費)第4条(5年)(特養)第7条(5年)	運営基準(障がい)第8条2項(5年)	
	○	○	○				⑥児童簿(票)等が適正に記録できているか。	児童簿が作成されていない場合 児童簿を整備すること。 児童簿(票)等の内容が不十分な場合 児童簿には、○○に関する事項(例:保育経過)についても記録すること。	運営基準(保育)第14条	認定こども園法施行規則第26条(学校教育法施行規則第25、28条準用)	運営基準(地域型)第19条			
	○	○	○				⑦保育日誌(園日誌)等、日々の記録が適正に記録できているか。	日々の記録が未整備の場合 保育日誌等、日々の記録を整備すること。 内容が不十分な場合 保育日誌には、○○に関する事項についても記録すること。						
	○	○	○				⑧児童の出席簿が適正に記録できているか。	出席簿が未整備の場合 整備が不十分な場合 児童の出席簿を整備すること。 児童の出欠記録について、記載漏れが多く見受けられるので、改善すること。						
6 入退所・契約														
(1)利用者との契約・重要事項の揭示				○	○	○	①サービスの提供の開始に際して、予め入所申込者又は家族に文書を交付してサービス選択に資する重要事項の説明を行っているか。	説明がされていない場合、若しくは説明の際に重要事項説明書を交付していない場合 サービス提供に際しては、予め重要事項の説明を行い、文書を交付すること。 説明が不十分である場合 ○○の提供に際しては、利用者に十分な説明を行うこと。				社福法第76条 運営基準(軽費)第12条	社福法第76条	社福法第76条
				●	○	●	②サービス提供に係る文書による契約締結がなされているか。 【措置施設の場合は実施施設のみ】	文書による契約が締結されていない場合 契約成立時に重要事項を記載した書面を交付していないので、適切な手続きを行うこと。 記載内容が不十分である場合 重要事項を記載した書面について、○○についても記載されたい。				社福法第77条 運営基準(軽費)第12条	社福法第77条	社福法第77条
	○	○	○	○	○	○	③運営規程(施設の運営についての重要事項に関する規程)が整備されているか。	整備していない場合 施設の運営についての重要事項に関する規程を定めること。 運営規程と実態がかい離している場合 ○○について、運営規程の記載と実態が異なるため、実態に合わせた内容に改めること。	運営基準(保育)第13条第2項	認定こども園法施行規則第16条	運営基準(地域型)第18条	運営基準(養護)第7条(軽費)第7条(特養)第7条、第34条 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-運営規程	運営基準(障がい)第6条	生活保護法第46条 保護施設指導監査事項第2-1(2)
	○	○	○	○	○	○	④見やすい場所への揭示等により、重要事項が閲覧に供されているか。	揭示等がされていない場合 施設の運営に関する重要事項については、見やすい場所への揭示等により、閲覧に供すること。 園の運営に関する重要事項については、見やすい場所への揭示や、入園のしおり等により、保護者への周知に努めること。	運営基準(保育)第5条第2項	認定こども園法第24条	運営基準(地域型)第5条2項	社福法第75条 運営基準(軽費)第28条	社福法第75条	社福法第75条
				○			④見やすい場所への揭示等により、重要事項が閲覧に供されているか。 【経過措置期間:令和7年3月末まで】	ウェブサイトに掲載していない場合 重要事項をウェブサイトに掲載すること。						

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(2)入退所				●	○		①入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる場合、退院後の再入所への配慮がされているか。 【特養、障がい者支援施設】	ベッドの確保等の配慮がない場合 入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、退院後の再入所のため、計画的なベッドの確保等、配慮をすること。				運営基準(特養)第22条 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-入所者の入院期間中の取扱い	運営基準(障がい)第33条	
				●	○		②退所に際しての支援体制が整備されているか。 【ケアハウスは必要がある場合に限り】	退所時の支援体制が整備されていない場合 退所に際しての支援について、適切に行うこと。				運営基準(養護)第14条3～5項(軽費) 第14条2、3項(特養) 第13条4、5項	運営基準(障がい)第15条2項	
7 健康・医療・生活支援														
(1)健康管理				●	○		①入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断が行われているか。	定期健康診断が行われていない場合 毎年定期的に2回以上健康診断を実施すること。				運営基準(養護)第20条		運営基準(保護)第14条 保護施設指導監査事項第1-1(7)ア
				●			②定期的に健康診断を受ける機会を提供し、入所者の健康保持に努めているか。	健康診断の機会を提供していない場合 定期的に健康診断の機会を提供し、入所者の健康保持に努めること。				運営基準(軽費)第21条		
				○	○	○	③常に入所者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置が採られているか。	措置がとられていない場合 必要に応じて、入所者の健康保持のための措置を講じること。				運営基準(養護)第20条(軽費)第21条2項(特養)第21条	運営基準(障がい)第31条1項 障がい者支援施設指導監査事項第1-1(6)イ	保護施設指導監査事項第1-1(7)イ
					○		④毎年2回以上定期的に健康診断が行われているか。	健康診断が年2回以上実施されていない場合 利用者の定期健康診断は年2回以上実施し、その記録を整備すること。					運営基準(障がい)第31条2項 障がい者支援施設指導監査事項第1-1(6)ア	
				○	○	○	⑤結核に係る健康診断を年1回以上実施しているか(別途である必要はない)。	実施されていない場合 結核に係る健康診断については、年1回以上実施すること。				感染症予防法第53条の2	感染症予防法第53条の2	感染症予防法第53条の2
				●	○	○	⑥利用者の状況に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護師等への指示が適切に行われているか。	医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われていない場合 利用者の健康管理については、医師の判断に基づいて行うこと。				運営基準(特養)第21条	障がい者支援施設指導監査事項第1-1(6)イ	保護施設指導監査事項第1-1(7)イ
	○	○	○				⑦入所時(入園時)の健康診断、少なくとも1年に2回の定期的健康診断及び臨時的健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。 ※幼保連携型認定こども園の定期的健康診断のうち1回は6月30日までにしているか。	健康診断が入所時(入園時)及び年2回以上実施されていない場合 健康診断は、入所時(入園時)及び年2回以上実施すること。 健康診断における検査項目が不十分である場合 検査項目が不十分であるため、学校保健安全法に基づき、改善すること。	運営基準(保育)第12条(学校保健安全法第11条、第13条、第17条準用)	認定こども園法第27条(学校保健安全法第13条、第17条準用) 認定こども園法施行規則第27条(学校保健安全法施行規則第5、6、7条準用)	運営基準(地域型)第17条(学校保健安全法第11条、第13条、第17条準用)			
	○	○	○				⑧歯科検診が、年1回以上実施されているか。	歯科検診が年1回以上実施されていない場合 歯科検診は年1回以上実施すること。						

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠								
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			
(1)健康管理	○	○	○				⑨健康診断の結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしているか。	健診結果が適正に記録、保管されていない場合 健診結果が適正に記録、保管されていないので、改善すること。	保育所保育指針第3章1(2)イ	認定こども園法第27条(学校保健安全法第14条準用) 認定こども園法施行規則第27条(学校保健安全法施行規則第8、9条準用)	保育所保育指針第3章1(2)イ						
							健診結果を保護者へ報告していない場合 健診結果を保護者へ報告し、適切な対応(受診勧告等)を行うこと。										
		○					⑩園児が転園した場合、当該園児の健康診断票を転園先に送付しているか。	転園先に送付していない場合 園児が転園した場合は、当該園児の健康診断票を転園先に送付すること。		認定こども園法施行規則第27条(学校保健安全法施行規則第8条準用)							
	○	○	○				⑪子どもの健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握しているか。	把握が不十分な場合 子どもの発育及び発達状態の把握、記録に不十分な点があるので、改善すること。	保育所保育指針第3章1(1)ア	教育・保育要領第3章第1-1(1)	保育所保育指針第3章1(1)ア						
	○	○	○				⑫保護者からの情報とともに、登園・降園時及び在園中、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに嘱託医と相談するなど適切な対応が図られているか。	対応が不十分な場合 子どもに何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合の対応に不十分な点があるので、改善すること。 子どもの健康状態の把握は重要であるため、普段から保護者とのコミュニケーションを図るとともに、保護者からの情報を記録に残す、又は保護者に連絡帳に記載してもらうことにより把握することが望ましい。	保育所保育指針第3章1(1)イ	教育・保育要領第3章第1-1(2)	保育所保育指針第3章1(1)イ						
	○	○	○				⑬子どもの心身の状態等を観察し、不適切な療育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応が図られているか。	対応が不十分な場合 不適切な療育の兆候が見られる場合には、速やかに市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。	保育所保育指針第3章1(1)ウ 児福法第25条	教育・保育要領第3章第1-1(3) 児福法第25条	保育所保育指針第3章1(1)ウ 児福法第25条						
	○	○	○		○		⑭利用者の体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講じているか。	必要な措置がとられていない場合 利用者の体調に急変が生じた場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講じること。	保育所保育指針第3章1(3)ア	教育・保育要領第3章第1-3(1)	保育所保育指針第3章1(3)ア				運営基準(障がい)第32条		
			○			⑮入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、施設の医師(嘱託医)及び協力医療機関との連携方法、その他の緊急時等における対応方法を定めているか。	対応方法を定めていない場合 入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、施設の医師(嘱託医)及び協力医療機関との連携方法、その他の緊急時等における対応方法を定めること。 対応方法の見直し及び必要に応じた変更を行っていない場合 1年に1回以上、緊急時における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。							運営基準(特養)第22条の2 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-緊急時等の対応			
○	○	○				⑯事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた場合、精神保健面における十分な対応がなされているか。	対応が不十分である場合 心身の健康を回復させるため、関係機関と連携を図り、必要な支援を行うこと。	保育所保育指針第3章3(2)ウ	認定こども園法第27条(学校保健安全法第29条3項準用)	保育所保育指針第3章3(2)ウ							
(2)子どもの健康・安全に関する計画等	○	○	○			①子どもの健康に関する保健計画を作成し、子どもの健康の保持及び増進に努めているか。	保健計画が作成されていない場合	保育所保育指針第3章1(2)ア		保育所保育指針第3章1(2)ア							
							保健計画を作成し、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めること。										
							保健計画の内容が不十分な場合										
							保健計画の内容が不十分であるので、改善すること。										
						保健計画が職員へ十分に周知できていない場合											
						保健計画について、職員への周知に努めること。											

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠							
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護		
(4)医務室							①医務室について、所轄保健所の診療所開設許可を得ているか。	<p>特別養護老人ホームが許可を得ていない場合</p> <p>養護老人ホームが許可を得ていない場合</p> <p>医務室については、医療法に定める診療所開設許可を得ること。</p> <p>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム以外の施設が許可を得ていない場合</p> <p>医務室については、医療法に定める診療所開設許可を得ることが望ましい。</p> <p>病院・診療所の診察室と共用している場合</p> <p>医務室を、病院・診療所の診察室と共用することは認められないので、対応を検討すること。</p>						運営基準(特養)第11条4項6号イ、第35条4項3号イ、第55条4項6号、第61条4項3号		最低基準の施行について(保護)
					●	●	②適切な医務スペースが確保されているか。	<p>確保されていない場合</p> <p>感染症対策及び体調不良の子どもが安心して休むことができるよう、医務スペースを確保すること。</p>	運営基準(保育)第32条1号	運営基準(認定こども園)第7条1項5号	保育所保育指針第3章1(3)エ					
(5)医薬品							医薬品、医療機器等は適正に管理されているか。	<p>医薬品等が、適正に管理されていない場合</p> <p>医薬品等については、施錠できる棚へ保管する等、適正に管理すること。</p> <p>調剤実施施設において医薬品受払簿等により管理されていない場合【特別養護老人ホーム、養護老人ホーム】</p> <p>医薬品の管理は、医薬品受払簿等により行うこと。</p> <p>誤薬防止のための方策がとられていない場合</p> <p>服薬までの間の薬剤管理を適切に行い、誤薬防止のための方策を講じること。</p> <p>インシデント事例を踏まえ、誤薬防止のための方策を講じること。</p>	運営基準(保育)第10条第5項	教育・保育要領第3章第1の3(4)	運営基準(地域型)第14条3項	運営基準(養護)第24条1項(特養)第26条1項			運営基準(保護)第15条	
					●	○	①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。	<p>指針が整備されていない場合</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p>				運営基準(養護)第24条2項(軽費)第26条2項(特養)第26条2項	運営基準(障がい)第37条2項	運営基準(保護)第15条2項		
(6)感染症対策、食中毒対策							②感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための研修及び訓練が定期的に行われているか。	<p>研修及び訓練が定期的に行われていない場合</p> <p>職員に対し、感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための研修(年2回以上)及び訓練(年2回以上)を定期的に行うこと。</p>				介護現場の感染対策の手引き	老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-衛生管理	運営基準(障がい)第37条	運営基準(保護)第15条2項	
							③感染症及び食中毒予防の対策を講じているか。	<p>対策が通知等に基づいていない場合</p> <p>感染症対策及び食中毒対策については、各種通知等に基づき、適正な方法を取るよう努めること。</p> <p>対応策が周知されていない場合</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、職員に対し、マニュアル作成や定期的な研修の実施等により、対応策の周知を図ること。</p> <p>指針に基づいた措置が講じられていない場合</p> <p>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づき、適切な対策を講じること。</p> <p>共用タオルが設置されている場合</p> <p>共用タオルの使用については、感染症予防の観点から廃止すること。</p> <p>その他、対応策が不十分である場合</p> <p>感染症対策が不十分であるため、○○する等、十分な対応策を図り、周知すること。</p>	運営基準(保育)第10条2項	教育・保育要領第3章第1の3(2)	運営基準(地域型)第14条2項	運営基準(養護)第24条2項(軽費)第26条2項(特養)第26条2項	障がい者支援施設指導監査事項第2-4(2)	運営基準(保護)第15条2項		
						④感染症又は食中毒の発生が疑われる際、速やかに必要な措置を講じているか。	<p>必要な措置がとられていない場合</p> <p>感染症又は食中毒の発生が疑われる際、速やかに関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。</p>	児童福祉行政指導監査事項2(2)第2【共通事項】(6)	児童福祉行政指導監査事項2(2)第2【共通事項】(6)	老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-衛生管理						

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
(6)感染症対策、食中毒対策				○	○	○	⑤感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことも可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知しているか。	対策検討委員会が開催されていない場合 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策検討委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知すること。				運営基準(養護)第24条2項(軽費)第26条2項(特養)第26条2項 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-衛生管理	運営基準(障がい)第37条2項 障がい者支援施設指導監査事項第2-4(2)	運営基準(保護)第15条2項	
(7)入浴・清拭				●		○	①1週間に2回以上、適切な方法により、利用者の入浴、又は清拭が行われているか。 また、その記録を整備しているか。 【養護、特養】	回数が週2回未満の場合 健康管理上入浴困難な者を除き、適切な方法により少なくとも週2回以上入浴(必要に応じて清拭)を確保し、その記録を整備すること。				運営基準(養護)第18条7項、第9条(特養)第16条2項、第57条2項、第9条2項 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-介護		運営基準(保護)第16条第4項、第8条 保護施設指導監査事項第1-1(4)	
				●			②利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入浴の機会を提供しているか。また、その記録を整備しているか。 【ユニット型特養】	適切に行われていない場合 利用者の意向に応じることができるだけの入浴の機会の提供(やむを得ない場合は清拭)を適切に行い、その記録を整備すること。				運営基準(特養)第37条3項、62条3項 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-介護			
				●			③入浴の機会を2日に1回以上設けているか。入浴の記録を整備しているか。 【軽費老人ホーム】	回数が隔日未満の場合 入浴の機会を2日に1回以上設け、その記録を整備すること。				運営基準(軽費)第19条5項、第9条2項			
						○	④適切な方法により利用者の入浴、又は清拭が行われているか。 また、その記録を整備しているか。	適切に行われていない場合 利用者の心身の状況を踏まえて、入浴又は清拭を適切に行い、その記録を整備すること。					運営基準(障がい)第21条第2項 障がい者支援施設指導監査事項第1-1(3)		
				○	○	○	⑤入浴時に安全確認が講じられているか。また、身体状態に応じた入浴が行われているか。	マニュアル整備や研修が行われていない場合 入浴時は事故が発生しやすいため、マニュアルの整備や研修の実施等により、事故防止に努めること。							
				○	○	○	⑥入浴にあたっての健康チェックは行われているか。	健康チェックが行われていない場合 入浴時は事故が発生しやすいため、入浴前に健康状態を確認し、事故防止に努めること。							
				○	○	○	⑦入浴に際して、プライバシーが尊重されているか。	配慮が不十分である場合 同性介助やカーテン等を設置する等、利用者のプライバシーの尊重に努めること。						障がい者支援施設指導監査事項第1-1(3)	保護施設指導監査事項第1-1(4)
				○	○	○	⑧浴室は、利用者が使用するのに適した構造、工夫がなされているか。また、換気、保温、衛生管理等について配慮がなされているか。	配慮がなされていない場合 浴室は、利用者の状態に応じた工夫を行うとともに、換気、保温、衛生管理等について配慮すること。							
				○	○	○	⑨感染疾患に対する配慮があるか。	配慮がない場合 入浴時には、感染疾患に留意すること。				運営基準(養護)第24条2項(軽費)第26条2項(特養)第26条2項 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-衛生管理	運営基準(障がい)第37条2項	運営基準(保護)第15条2項	

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠				
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい
(7)入浴・清拭							<p>⑩風呂の湯は清潔に保たれているか。また、レジオネラ症予防対策が適切になされているか。</p> <p>浴槽の消毒、清掃が適切になされていない場合</p> <p>浴槽は毎日完全に換水し、清掃することが望ましいが、これによりがたい場合であっても、1週間に1回以上完全に換水し、浴槽を清掃すること。</p> <p>ろ過器は、1週間に1回以上、十分に洗浄等を行い、汚れを除去すること。</p> <p>ろ過器及び循環配管は、定期的に洗浄し、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。</p> <p>浴槽水の管理が適切でない場合</p> <p>浴槽水中の遊離残留塩素濃度は頻りに測定し、通常0.4mg/l以上を保ち、かつ最大1.0mg/l以内とすること。</p> <p>浴槽水の水質検査(濁度、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、大腸菌群、レジオネラ属菌)を1年に1回以上実施し、その結果が基準に適合していないことが判明したときは、使用を中止し、保健所等に報告すること。</p> <p>その他レジオネラ症防止対策等が不十分である場合</p> <p>〇〇のため、〇〇に努めること。</p> <p>管理記録が適切でない場合</p> <p>〇〇(風呂の清掃、消毒、換水、浴槽水の遊離残留塩素濃度の測定)の記録は、3年以上保管すること。</p> <p>〇〇について、記録すること。</p>				レジオネラ症発生防止対策マニュアル レジオネラ症予防指針	レジオネラ症発生防止対策マニュアル レジオネラ症予防指針	レジオネラ症発生防止対策マニュアル レジオネラ症予防指針 保護施設指導監査事項第1-1(7)7
(8)排泄介助							<p>①利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助が行われているか。</p> <p>援助が行われていない場合</p> <p>トイレ誘導等の排泄の自立に向けた取組は、計画性を持って積極的に行うこと。</p> <p>②オムツ交換等の排泄介助については、夜間の時間帯を含め、適切に行われているか。</p> <p>適切に行われていない場合</p> <p>おむつ交換等の排泄介助については、夜間の時間帯を含め、適切に行うこと。</p> <p>③オムツ交換時の汚物は速やかに処理されているか。</p> <p>処理が後回しになっている場合</p> <p>オムツ交換時の汚物は、衛生管理の観点から、速やかに処理すること。</p> <p>④排泄の記録を整備しているか。</p> <p>排泄の記録を整備していない場合</p> <p>体位変換の実施等を含め、おむつ交換等の排泄介助の記録を整備すること。</p> <p>⑤排泄介助時に、プライバシーが尊重されているか。</p> <p>配慮がなされていない場合</p> <p>排泄介助にあたっては、同性介助やカーテン等を設置する等利用者のプライバシーの尊重に努めること。</p> <p>⑥トイレは、利用者が使用するのに適した構造、工夫がなされているか。また、換気、保温、衛生管理等について配慮がなされているか。</p> <p>配慮がなされていない場合</p> <p>トイレは、利用者の状態に応じた工夫を行うとともに、換気、保温、衛生管理等について配慮すること。</p>				運営基準(特養)第16条第3、4項、第37条4、5項、第62条4、5項	運営基準(障がい)第21条3、4項 障がい者支援施設指導監査事項第1-1(4)	保護施設指導監査事項第1-1(5)
(9)じょくそう予防							<p>①じょくそうが発生しないよう適切な介護を行っているか。 【特別養護老人ホーム】</p> <p>対策がなされていない場合</p> <p>体位変換、栄養量の確保、エアーマットの活用などじょくそう予防対策を確立すること。</p> <p>オムツ交換時に、体位変換を実施していない場合</p> <p>おむつ交換等の排泄介助にあたっては、体位変換等じょくそう対策も講じること。</p> <p>②じょくそうの発生を予防する体制を整備しているか。 【特別養護老人ホーム】</p> <p>指針、マニュアルを整備していない場合</p> <p>じょくそう予防対策に係る指針、マニュアルを整備し、職員に周知すること。</p> <p>体制が整備されていない場合</p> <p>医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなるじょくそう対策チームを設置する等、体制を整備すること。</p> <p>研修が行われていない場合</p> <p>じょくそう対策に関する研修等を実施し、じょくそう予防に努めること。</p>				運営基準(特養)第16条5項、第37条6項 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-介護		

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(10)その他				●	○		①利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じ、適切に介護が行われているか。 各ユニットにおいて利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、心身の状況に応じ、適切に介護が行われているか。 【ユニット型特養】	適切に行なわれていない場合 個々の利用者の状況に応じて、適切に介護を行なうこと。				運営基準(特養)第16条1項、第37条1項、第62条1項	運営基準(障がい)第21条1項	
				●	○		②入所者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活に必要な支援が適切に行われているか。	入所施設において、朝夕の着替え、整容等が適切に実施されていない場合 (清潔・衛生のためだけでなく、生活にメリハリをつけ、生活面での意欲を向上させるといふ側面もあることから、) 介助を必要とする利用者に対しても朝夕の着替え、整容等を行うこと。				運営基準(特養)第16条6項、第37条7項	運営基準(障がい)第21条5項 障がい者支援施設指導監査事項第1-1施設固有(1)	
				●	○		③常時1人以上の職員を介護に従事させているか。	不適切である場合 常時1人以上の職員を介護に従事させること。				運営基準(特養)第16条7項、第37条8項	運営基準(障がい)第21条6項	
				●	○		④利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせていないか。	不適切である場合 利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせることは不適切であるため、是正すること。				運営基準(特養)第16条8項、第37条9項	運営基準(障がい)第21条7項	
					○	○	○	⑤清潔・衛生への配慮がなされているか。	衣類やリネン交換が不適切である場合 衣類やリネン交換は適切に実施し、常に清潔、衛生に配慮すること。 清潔区域と不潔区域が混在している場合 食品と汚物の運搬が交錯する等、清潔区域が汚染される恐れがある場合 清潔区域と不潔区域が混在しており、清潔区域が汚染される可能性があるため、区分するための対策を講ずること。			運営基準(養護)第24条(軽費)第26条(特養)第26条 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-衛生管理	運営基準(障がい)第37条 障がい者支援施設指導監査事項第1-1(5)	運営基準(保護)第15条 保護施設指導監査事項第1-1(6)
8 機能訓練、就労支援														
(1)機会の付与						○	①入所者に対し、生活の向上及び更正のための指導を受ける機会を与えているか。	機会を与えていない場合 生活の向上及び更正のための指導を受ける機会を設けること。						運営基準(保護)第16条1項
						○	②入所者に対し、心身の状況に応じ、その機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えているか。	機会を与えていない場合 心身の状況に応じ、必要に応じた訓練、作業を行う機会を設けること。						運営基準(保護)第16条2項 保護施設指導監査事項第1-2(1)7
(2)指導・訓練						○	①利用者の心身の状況に応じ、自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練が行われているか。	常に1人以上の職員に従事させていない場合 指導、訓練時には、常に1人以上の指導員に従事させること。 利用者等の負担により、施設職員以外の者による指導、訓練を受けさせている場合 施設職員以外の者による指導、訓練を利用者の負担により受けさせることは認められないので、是正すること。					運営基準(障がい)第22条 障がい者支援施設指導監査事項第1-1施設固有(2)	
						○	②入所者の心身の状況等に応じ、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための指導、訓練が行われているか。	離床対策が不十分である場合 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、食堂での食事、トイレへの排泄誘導、車椅子の活用等離床対策を積極的に実施すること。 機能訓練の実施が著しく低調な場合 機能訓練が漫然、画一的である場合 機能訓練は、処遇計画(特養は、入所者の処遇に関する計画)に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮されたい。			運営基準(養護)第18条2項(特養)第20条	保護施設指導監査事項第1 1(2)		

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠														
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護									
(3)就労支援(授産)					○	●	①方針(計画)が整備されているか。【保護施設は該当事業がある場合のみ】	方針(計画)が整備されていない場合 利用者の身体的・精神的状況を考慮した作業内容・時間により事業方針を策定すること。															
					○	●	②利用者の意向や適性、作業能力等に応じた配慮がされているか。【保護施設は該当事業がある場合のみ】	配慮がされていない場合 作業内容について、利用者の意向や適性、作業能力等に応じて配慮をすること。															
					○	●	③作業環境の安全性が確保されているか。【保護施設は該当事業がある場合のみ】	作業環境に、非常に危険な設備等が放置されている場合 事故防止のため、作業環境における設備等の設置について、早急に改善すること。															
					○	●	④作業日誌が整備されているか。【保護施設は該当事業がある場合のみ】	日々の記録が未整備の場合 作業日誌等、日々の記録を整備すること。 内容が不十分な場合 作業日誌には、○○に関する事項についても記録されたい。															
					○	●	⑤適切な工賃・賃金の水準等が確保されているか。【保護施設は該当事業がある場合のみ】	工賃・賃金支給に関する規程が整備されていない場合 工賃・賃金の支給にあたっては、規程等を整備し、利用者又はその家族に周知すること。 工賃・賃金の水準が著しく低い場合 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃・賃金の水準を高めるよう努めること。 作業実績等に応じた工賃・賃金が支払われていない場合 工賃・賃金は、作業実績等に応じ支給すること。															
					○	●	⑥求職活動等の支援が適切に行われているか。【保護施設は該当事業がある場合のみ】	実習の受入先の確保及び開拓が十分でない場合 実習の受入先の確保及び開拓に努められたい。 就労支援員による求職活動の支援が十分でない場合 利用者の求職活動の際には、就労支援員による十分な支援を行うこと。 実習先や就職先に、利用者の意向や適性が考慮されていない場合 利用者の意向や適性を踏まえ、実習先の決定や求職活動を行うよう努められたい。 就職後6か月間の継続支援が行われていない場合 利用者が就職した日以後についても、6か月以上は支援を継続すること。 6か月間の継続支援終了後、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めていない場合 希望する利用者が支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めること。															

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠									
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護				
9 預り金管理・費用徴収等																		
(1)利用者預り金							<p>①利用者からの預り金の適正な保管及び処理が適切に行われているか。【入所施設で、該当するもののみ。(1)以下同じ】</p> <p>適切に行われていない場合</p> <p>利用者預り金に係る規程を整備すること。</p> <p>利用者預り金の預金通帳及び印鑑の保管責任者をそれぞれ別に定め、内部牽制体制の確立を図ること。</p> <p>利用者預り金の預金通帳と印鑑の保管場所は別に設けること。</p> <p>利用者預り金に係る金銭出納帳を個人別に整備すること。</p> <p>利用者預り金の入出金に際しては、原則利用者が自署した依頼書を徴すること。</p> <p>利用者預り金の引き渡しに当たっては、引き渡す職員以外の職員の立会いのもと行うこと。</p> <p>利用者預り金の引渡しに当たっては、入所者が確認(自署等)した受領書を徴すること。</p> <p>利用者預り金の収支残高については、管理監督責任者(施設長等)が点検すること。</p> <p>利用者預り金の収支残高については、少なくとも3か月に1度、利用者又は家族等に出納状況を通知すること。</p> <p>預り金出納管理に係る徴収金については、積算根拠を明確にすること。</p> <p>手数料名目での費用徴収は不適切なので、改めること。</p> <p>利用者預り金に係る体制等が不十分な場合</p> <p>利用者預り金に係る〇〇が不十分なので是正すること。</p>							<p>指導監督徹底通知 5(4)エ</p> <p>留意事項 1(3)</p> <p>通所介護等の日常生活費用の取扱いについて</p>	<p>指導監督徹底通知 5(4)エ</p> <p>留意事項 1(3)</p> <p>障がい福祉サービス等の日常生活費用の取扱いについて</p> <p>障がい者支援施設指導監査事項第2-1(2)</p>	<p>指導監督徹底通知 5(4)エ</p> <p>留意事項 1(3)</p> <p>保護施設指導監査事項第2-1(2)</p>		
							<p>②入院患者日用品費を速やかに本人に支給しているか。</p> <p>速やかに支給されていない場合</p> <p>入院患者日用品費は、速やかに本人に支給する(とともに、支給簿等を整備すること)。</p>											
(2)給付金							<p>利用者に係る給付金として支払を受けた金銭を適切に管理しているか。また記録しているか。</p> <p>当該利用者に係る金銭をその他の財産と区分していない場合</p> <p>利用者に係る金銭をその他の財産と区分すること</p> <p>支給の趣旨に従って用いていない場合</p> <p>給付金の支給の趣旨に従って用いること</p> <p>利用者に係る金銭の収支の状況を記録していない場合</p> <p>利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること</p> <p>利用者が退所した場合に、当該利用者取得させていない場合</p> <p>速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること</p>							<p>運営基準(障がい)第33条の2</p> <p>障がい者支援施設指導監査事項第2-1(11)</p>				

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
(3)遺留金品				○	○	○	①金品の引渡しに際して、受領書及び 拳証資料(預金通帳の全コピーなど) が徴収されているか。	受領書及び拳証資料(預金通帳の全コピーなど)が徴収されていない場合 遺留金品の引渡しに係る受領書及び拳証資料は、全て徴収し、保管すること。				指導監督徹底通知 5(4)エ 留意事項 1 (3)	指導監督徹底通知 5(4)エ 留意事項 1 (3)	指導監督徹底通知 5(4)エ 留意事項 1 (3)	
				●	●	○	②措置入所者の遺留金品引渡しは、 措置実施機関への通報や指示によっ て行われているか。	措置実施機関への通報や指示によらない事例がある場合 (措置入所者の)遺留金品の引渡しについては、措置実施機関へ速やかに通報を行い、その指示に基づき適正に行うこと。				通所介護等の日常生活費用の取扱いについて	障がい福祉サービス等の日常生活費用の取扱いについて		
				○	○	○	③引渡しは速やかに行われているか。	長期(6か月以上)に渡って引渡しを行っていない事例がある場合 3か月以上引渡しを行っていない事例がある場合 契約終了に伴う残置物の引渡しについては、契約者又は残置物引取人に速やかに連絡し、適正に行うよう努められたい。							
				○	○	○	④引渡しにあたって、遺族の意思確認 が不明確な寄附金を要求していない か。	不明確な寄附金を要求している事例がある場合 不明確な寄附金要求は行わないこと。							
(4)事務費徴収金				●			事務費徴収金は適正に認定されているか。収入認定において必要経費が 適正に控除されているか。 【軽費老人ホーム】	収入認定が収入自己申告書等の計算書に基づいていない場合 事務費徴収金の収入認定にあたっては、本人から徴した収入自己申告書等計算書に基づき決定すること。 必要経費の取扱いが不適切な場合 収入認定において控除する必要経費については、「(「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱い細則について(平成18年1月24日老計発第0124004号)」に基づき)○○すること。 収入及び必要経費の認定にあたっての拳証資料の添付がない場合 事務費徴収金の収入認定にあたっては、対象収入及び必要経費を確認できる拳証資料を添付し、その根拠を明確にすること。				軽費老人ホームの利用料等取り扱い指針について			
				○	○		利用者からの徴収金の負担根拠は明確に されているか。	不適切な徴収金がある場合 ○○については、利用者から徴収すべきものではないので、早急に是正すること。 徴収金について、入所者へ事前に説明等を行っていない場合 ○○については、予め入所者又はその家族に文書を交付して十分な説明を行い、同意を得ること。				運営基準(軽費)第16条 通所介護等の日常生活費用の取扱いについて	運営基準(障がい)第16条 障がい福祉サービス等の日常生活費用の取扱いについて		
				○	○										
				○	○										

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
10 権利擁護・苦情解決体制															
(1)人権擁護															
							①人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制が整備されているか。	措置を適切に行うための担当者が設置されていない場合 虐待の発生又は再発防止のための措置を適切に行うための担当者を設置すること。	運営基準(保育)第5条1項	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第5条1項準用	運営基準(地域型)第5条1項	運営基準(養護)第2条2項、4項、第30条(軽費)第2条2項、4項、第33条の2(特養)第2条3項、5項、第31条の2	運営基準(障がい)第3条3項、第43条の2	障がい者虐待防止法第15条	独自基準(保護)第3条
	○	○	○	○	○	○	体制が不十分である場合 人権擁護、虐待防止等のために必要な体制を整備すること。	児童福祉行政指導監査事項2(2)第1-1〔保育所〕(6)			児童福祉行政指導監査事項2(2)第1-1〔保育所〕(6)		障がい者虐待防止法第15条	障がい者支援施設指導監査事項第1-1(12)	
						○	虐待の防止のための指針が整備されていない場合 虐待の防止のための指針を整備すること。						高齢者虐待防止法第20条	老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-虐待の防止	
	○	○	○			○	倫理要領、行動規範、虐待等防止マニュアル等で規定していない場合 倫理要領、行動規範、虐待等防止マニュアル等で、虐待の防止のための措置に関する事項を規定することが望ましい。								
							②虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことも可能)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知しているか。	対策検討委員会が開催されていない場合 虐待の防止のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知すること。					運営基準(養護)第30条(軽費)第33条の2(特養)第31条の2	運営基準(障がい)第43条の2	
						○	委員会の結果について職員に周知していない場合 委員会の結果について職員に周知すること。						老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-虐待の防止		
						○	③虐待防止のための研修が定期的に行われているか。	研修が定期的(障がい:年1回以上、高齢:年2回以上)に行われていない場合 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。							
	○	○	○				④子どもの国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。	差別的取扱いが認められる場合 子どもに対する差別的扱いが認められるので、直ちに是正すること。	運営基準(保育)第9条	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第9条準用	運営基準(地域型)第11条				
	○	○	○				⑤子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為を行っていないか。	虐待等の行為が認められる場合 子どもに対する虐待、心身に有害な影響を与える行為が認められるので、直ちに改善策を講ずること。	運営基準(保育)第9条の2 児童虐待防止法第3条	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第9条の2準用 児童虐待防止法第3条	運営基準(地域型)第12条 児童虐待防止法第3条				
	○	○	○	○	○	○	⑥虐待等の早期発見に努めているか。	早期発見に努めていない場合 虐待等の状況が見受けられないか注意を払い、状況把握及び早期発見に努めること。	児童虐待防止法第5条1項	児童虐待防止法第5条1項	児童虐待防止法第5条1項	高齢者虐待防止法第5条	障がい者虐待防止法第6条	独自基準(保護)第3条	
	○	○	○				⑦児童虐待の防止のため、ポスターの掲示やリーフレットの配布等により保護者等への啓発を行っているか。	いずれの方法においても、啓発が行われていない場合 児童虐待の防止のため、保護者等への啓発に努めること。	児童虐待防止法第5条5項	児童虐待防止法第5条5項	児童虐待防止法第5条5項				
	○	○	○	○	○	○	⑧虐待の発見若しくは疑いがある場合、速やかに関係機関に通告しているか。	速やかに関係機関に通告していない場合 虐待の発見若しくは疑いがある場合は、速やかに関係機関に通告し、連携を図ること。	児童虐待防止法第6条	児童虐待防止法第6条	児童虐待防止法第6条	高齢者虐待防止法第21条	障がい者虐待防止法第16条	独自基準(保護)第3条	
						○	⑨入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合を除き、身体拘束その入所者の行動を制限する行為が行われていないか。	施設できる等、利用者を拘束可能な居室等がある場合 外からのみ鍵のかかる居室(利用者を抑制している状態)など、利用者の人権が損なわれる可能性がある設備があるので、速やかに改善すること。 利用者を不当に抑制している状態が見受けられた場合 身体拘束その他行動を制限する行為については、原則として認められないので、速やかに改善策を講ずること。				運営基準(養護)第16条4項(軽費)第17条3項(特養)第15条4項、第36条6項 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-処遇方針	運営基準(障がい)第39条1項	独自基準(保護)第6条 保護施設指導監査事項第1-1(1)エ	

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠							
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護		
(1)人権擁護							⑩身体的拘束等の適正化を図っているか	身体拘束等の適正化を図るための措置等が不十分な場合					運営基準(養護)第16条(軽費)第17条(特養)第15条、第36条	運営基準(障がい)第39条3項	障がい者支援施設指導監査事項第1-1(13)	障害者虐待の防止と対応の手引き
							身体拘束等の適正化を図るために〇〇が不十分なため是正すること						老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-処遇方針	身体拘束ゼロ手引き		
							⑪やむを得ず身体拘束をしている場合、本人や家族に対して十分な説明及び確認を行っているか。	十分な説明及び確認が行われていない場合							身体拘束廃止・防止の手引き	
							⑫入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	緊急やむを得ない身体的拘束を行った際の状況、理由を記録していない場合						運営基準(養護)第16条5項(軽費)第17条4項(特養)第15条5項、第36条7項	運営基準(障がい)第39条2項	独自基準(保護)第6条2項
								身体的拘束を行った後、委員会等で検討されていない場合						老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-処遇方針	障がい者支援施設指導監査事項第1-1(13)	
								緊急やむを得ない身体的拘束を行った場合は、身体拘束廃止委員会等で常に観察、再検討を行うこと。								
							⑬身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	指針が整備されていない場合						運営基準(養護)第16条6項(軽費)第17条5項(特養)第15条6項、第36条8項	運営基準(障がい)第39条3項	
							⑭身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことも可能。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知しているか。	対策検討委員会が開催されていない場合						老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-処遇方針	障がい者支援施設指導監査事項第1-1(13)	
						【養護・特養・ケアハウスは、委員会をおおむね3か月に1回以上開催すること】										
						⑮身体的拘束等の適正化のための研修が定期的に行われているか。	研修が定期的に行われていない場合									
							職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。									
(2)苦情解決体制							①苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。苦情解決責任者、苦情受付担当者を任命しているか。	任命していない場合	運営基準(保育)第14条の3第1項	運営基準(認定こども園)第13条	運営基準(地域型)第21条1項	運営基準(養護)第27条1項(軽費)第31条1項(特養)第29条1項	運営基準(障がい)第41条1項	運営基準(保護)第6条2項	保護施設指導監査事項第1-1(11)	
							苦情受付担当者、苦情解決責任者を任命すること。			運営基準(保育)第14条の3第1項準用		老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-苦情処理	障がい者支援施設指導監査事項第1-1(9)			
							②苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、第三者委員を設置しているか。	第三者委員を設置していない場合	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	
							苦情解決に社会性や客観性を確保するため、第三者委員を設置すること。	第三者委員の要件を満たしていない場合								
							当該法人の理事が第三者委員を務めることはできないので、適切に任命すること。									
							第三者委員が複数名、設置されていない場合									
							第三者委員は、中立・公正性の確保のため複数であることが望ましい。									
							③苦情解決体制が周知されているか。	苦情解決体制が周知されていない場合								
							見やすい場所への掲示やリーフレットの配付等により、苦情解決体制の周知に努めること。									
							第三者委員等の連絡先が周知されていない場合									
							利用者が直接相談できるよう、第三者委員の氏名・連絡先についても、周知すること。									

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠											
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護						
(2)苦情解決体制	○	○	○	○	○	○	④苦情の内容を適切に記録しているか。	記録がない場合 苦情の具体的な内容、解決・改善までの経過と結果について、記録すること。	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	運営基準(養護)第27条2項(軽費)第31条2項(特養)第29条2項	運営基準(障がい)第41条2項	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針						
							記録内容が不十分である場合 苦情の具体的な内容や対処等についての記録が不十分であるので、改めること。													
							⑤一定期間毎に苦情解決の取り組み状況について、第三者委員に報告を行い、必要な助言を受けているか。	苦情解決の取り組み状況(受付件数・解決結果等)について、一定期間毎に報告をしていない場合 第三者委員に対して、苦情解決の取り組み状況(受付件数・解決結果等)について、一定期間毎に報告を行うこと。							福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針				
	⑥サービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、解決結果を公表しているか。	解決結果を公表していない場合 信頼性の向上を図るため、インターネットを活用した方法の他、事業報告書や広報誌等に苦情解決結果を掲載する等、公表に努められたい。																		
	⑦行った処遇、支援について、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	必要な改善が行われていない場合 指導(助言)に従い、必要な改善を行うこと。	運営基準(保育)第14条の3第3項	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第14条の3第3項準用	運営基準(地域型)第21条2項	運営基準(養護)第27条3項(軽費)第31条3項(特養)第29条3項 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-苦情処理	運営基準(障がい)第42条3項	運営基準(保護)第6条2項												
⑧社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う調査等に適切に対応しているか。	適切に対応していない場合 運営適正化委員会が行う調査等には、適切に対応すること。	運営基準(保育)第14条の3第4項							運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第14条の3第4項準用	社福法 第83条～第85条	運営基準(養護)第27条5項(軽費)第31条5項 社福法 第83条～第85条	社福法 第83条～第85条	運営基準(保護)第6条3項							
(3)意見の聴取	○													○	○	○	○	○	①保護者会・自治会等の意見を述べる機会や、相談の機会は確保されているか。	機会がない場合 保護者会や自治会等、利用者の意見を述べる機会を設けること。また、利用者の相談の機会を設けること。
			②利用者及び家族等の意見を聴くための方策を講じているか。	意見聴取のための方策が不十分な場合 意見箱を設置する等、利用者及び家族等の意見を聴くための方策を講じること。																
11 その他																				
(1)レクリエーション	○	○	○	●	○	○	①レクリエーション行事等が適切に実施されているか。 【ユニット型特養除く】	実施が著しく低調な場合 利用者の支援に当たっては、レクリエーション行事等を適切に実施すること。				運営基準(養護)第18条8項(軽費)第19条6項(特養)第19条1項	運営基準(障がい)第30条第1項	運営基準(保護)第16条5項						
							②教養娯楽設備等を備えているか。 【養護、特養】	教養娯楽設備がほとんどない場合 一定の教養娯楽設備を備えられたい。												
							③利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、自立的に行うこれらの活動を支援しているか。 【ユニット型特養】	機会の提供、支援が不十分な場合 嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すること 自立的に行う趣味、教養又は娯楽に係る活動を支援すること							(特養)第39条1項					
(2)外出機会	○	○	○	○	○	入所者の外出の機会を可能な範囲で確保するよう努めているか。	確保されていない場合 外出の機会を可能な範囲で確保するよう努めること。				運営基準(養護)第18条5項(軽費)第19条4項(特養)第19条4項、第39条4項									

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
(3)家族・保護者との連携・支援	○	○	○	○	○	○	①利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言、支援を行っているか。	対応が不十分な場合 利用者又は家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言、支援を行うこと。	保育所保育指針第4章第2	教育・保育要領第4章第2	保育所保育指針第4章第2	運営基準(養護)第18条1項(軽費)第19条1項(特養)第18条	運営基準(障がい)第20条第1項 障がい者支援施設指導監査事項第1-1(8)	保護施設指導監査事項第1-1(9)	
					○	○	②常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者と家族の交流等の機会を確保するよう努めているか。	施設が家族の負担となる帰宅を強要している場合 家族の合意を得られない外泊が見受けられるので、改善すること。 連携が図られていない場合 面会の少ない家族には連絡をし、連携を確保するよう努められたい。 努力がなされていない場合 おたよりの送付、行事への参加の呼び掛け等を通じて、家族と連携した支援の実施に努められたい。				運営基準(養護)第18条4項(軽費)第19条3項(特養)第19条3項、第39条3項	運営基準(障がい)第30条第3項	保護施設指導監査事項第1-1(9)	
	○	○	○				③常に子どもの保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。	相互理解、支援が不十分な場合 子どもの日々の様子の伝達や収集、教育・保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。 子どもの送迎時、行事等、日常の様々な機会を活用し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言・援助を行うよう努めること。 子ども及び保護者の状況に配慮するとともに、状況等に応じて、個別の支援を行うよう努めること。 連絡帳・園だより等が未整備の場合 連絡帳、園だより等を整備し、保護者への連絡、情報提供に努めること。	運営基準(保育)第36条 保育所保育指針第4章第2	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第36条準用 教育・保育要領第4章第2	運営基準(地域型)第26条 保育所保育指針第4章第2				
	○	○	○				④保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、運営の内容(開園日数、開園時間、設備、子育て支援事業等)に関する情報を提供しているか。	情報提供が不十分である場合 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、運営の内容(開園日数、開園時間、設備、子育て支援事業等)に関する情報提供を行うこと。	運営基準(保育)第5条第2項	認定こども園法第24条	運営基準(地域型)第5条第2項				
(4)地域との連携					○	○	①運営にあたっては、地域住民との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	地域との交流が図られていない場合 地域住民・自治会活動等との連携・協力等により、地域との交流を図ること。 施設設備を地域へ開放する等、地域との交流を深められたい。				運営基準(養護)第28条1項(軽費)第32条1項(特養)第30条1項	運営基準(障がい)第19条の2 障がい者支援施設指導監査事項第2-1(10)	保護施設指導監査事項第2-1(11)	
					○		②提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	協力するよう努めていない場合 提供したサービスに関する入所者からの苦情に関し、市町村等が実施する事業については、協力するよう努めること。				運営基準(養護)第28条2項(軽費)第32条2項(特養)第30条2項			
	○	○	○				③地域社会との交流を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めているか。	運営の内容を適切に説明するよう努めていない場合 地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めること。	運営基準(保育)第5条第2項	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第5条第2項準用	運営基準(地域型)第5条第2項				
						○	④建物又は敷地の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨の掲示を行っているか。	掲示等がされていない場合 当該施設が幼保連携型認定こども園である旨の掲示を行うこと。			運営基準(認定こども園)第11条				
						○	⑤利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じているか。	措置を講じていない場合 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、地域生活への移行に関する意向を定期的に確認するとともに、希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講ずること。					運営基準(障がい)第3条		

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠							
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護		
(4)地域との連携							<p>⑥地域連携推進会議を開催し記録を公表しているか。 (サービスの質に係る外部評価及び評価の実施状況の公表等を講じている場合を除く)</p>	<p>地域連携推進会議を開催していない場合 【経過措置期間(努力義務):令和7年3月末まで】</p> <p>利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障がい福祉サービスについて知見を有する者並びに市長町の担当者等により構成される協議会をおおむね1年に一回以上開催すること。</p> <p>地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告し、必要な要望、助言等を聞く機会を設けること。</p> <p>おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が施設を見学する機会を設けること</p> <p>地域連携推進会議における記録を作成し、公表していない場合 【経過措置期間(努力義務):令和7年3月末まで】</p> <p>地域連携推進会議における報告、要望、助言等についての記録を作成し、公表すること。</p>						運営基準(障がい)第19条の2		
							<p>⑦地域移行等意向確認担当者を選任しているか。</p>	<p>地域移行等意向確認担当者に関する指針を定めるとともに、担当者を選任していない場合 【経過措置期間(努力義務):令和8年3月末まで】</p> <p>利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、指定障がい福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用に関する意向の定期的な確認を適切に行うため、地域移行等意向確認担当者を選任すること。</p> <p>地域移行等意向確認担当者に関する指針を定めること。</p> <p>地域移行等意向確認担当者が意向確認により把握した内容をサービス管理責任者及びサービス計画の作成に係る会議に報告してない場合。 【経過措置期間(努力義務):令和8年3月末まで】</p> <p>地域移行等意向確認担当者は意向確認により把握した内容を〇〇に報告すること。</p> <p>地域移行等意向確認担当者が地域生活への移行に向けた支援に努めていない場合。</p> <p>地域移行等意向確認担当者は相談支援事業者と連携し、障がい福祉サービスの体験的利用やその他の地域生活への移行に向けた支援に努めること。</p>						運営基準(障がい)第19条の3		
(5)行政機関等との連携							<p>①必要な行政機関等への手続きに対する支援・代行が行われているか。</p>	<p>支援・代行が行われていない場合</p> <p>入所者が必要とする行政機関等への手続きに対する支援・代行を行うこと。</p>						運営基準(養護)第18条3項(軽費)第19条2項(特養)第19条2項、第39条2項	運営基準(障がい)第30条第2項	
							<p>②運営にあたっては、行政機関、保健医療サービス、福祉サービス等との連携が図れているか。</p>	<p>連携が図れていない場合</p> <p>問題発生時など、必要に応じ、市町村、保健所、医療機関、福祉サービス提供機関等の関係機関との連携を図ること。</p>	<p>保育所保育指針第2章4(2)、(3)第3章4(3)第4章2(2)イ、(3)イ</p>	<p>教育・保育要領第1章第1 3(3)イ第1章第2 1(5)イ第1章第2 2(3)コ、サ第3章第1 1(3)第3章第4 3第4章第2 3 6第4章第2 3 9</p>	<p>保育所保育指針第2章4(2)、(3)第3章4(3)第4章2(2)イ、(3)イ</p>	<p>運営基準(養護)第2条3項(軽費)第2条3項(特養)第2条4項</p>	<p>運営基準(障がい)第15条</p> <p>障がい者支援施設指導監査事項第1-1(10)</p>	<p>保護施設指導監査事項第2-1(12)イ</p>		

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(6)個人情報・秘密の保持	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	①個人情報保護の観点から、各記録や帳簿は適正に保管されているか。	保管方法が不適切である場合 〇〇については、個人情報保護のため、鍵のかかるロッカー等に保管するなど適切に保管すること。	個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護法
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	②個人情報保護の観点から、記録様式等は適切であるか。	不適切である場合 〇〇については、個人情報保護の観点から、〇〇すること。						
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	③職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	秘密が保持されていない場合 職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないため、速やかに改善策を講じること。	運営基準(保育)第14条の2	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第14条の2準用	運営基準(地域型)第20条	運営基準(養護)第26条1項(軽費)第29条1項(特養)第28条1項 老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-秘密保持等	運営基準(障がい)第40条1項	独自基準(保護)第7条1項
(7)介護現場の生産性の向上				<input checked="" type="radio"/>			入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。【特養のみ】	開催していない場合 【経過措置期間(努力義務):令和9年3月末まで】 入所者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を事業所の状況を踏まえ、適切な頻度にて開催すること。 (「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい)				運営基準(特養)第31条の3		
(8)地域生活に向けた支援の充実及び意思決定支援					<input type="radio"/>		利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	指定障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、その利用に関する意向に必要な援助を行っていない場合 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、指定障がい福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認するとともに、必要な援助を行うこと。					運営基準(障がい)第3条5項	
					<input type="radio"/>		利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めていない場合 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めること。 サービス計画の作成にあたって利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮すること。 サービス計画の作成にあたって地域移行等確認担当者が把握した地域生活への移行に関する意向等を踏まえること。 アセスメントにあたっては、利用者自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、利用者の意思及び嗜好並びに判断能力について丁寧に把握すること。 サービス計画を作成した際には利用者及び指定計画相談支援を行う者に交付すること。					運営基準(障がい)第17条、18条、19条		

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
II 食事提供														
1 運営														
(1)関係書類	○	○	○	○	○	○	<p>栄養関係帳票類(給与食品検討表、献立表等)、衛生管理点検簿等の食事提供関係書類が整備されているか。</p> <p>未整備である場合 ○が整備されていないので適切に整備すること。</p> <p>書類に不備がある場合 実施献立表について、食材変更の記録がされていないので適切に記録すること。</p>	<p>運営基準(保育)第14条</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p> <p>児童福祉行政指導監査事項</p>	<p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第2[共通事項]1(3)</p>	<p>運営基準(地域型)第19条</p>	<p>独自基準(養護・特養)第4条、第7条(軽費)第4条</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p>	<p>運営基準(障がい)第8条</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p>	<p>運営基準(保護)第8条</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p>	
(2)運営形態	△	△	△				<p>①施設内調理を行っているか。 ※3歳未満児については、外部搬入不可。 ※要件を満たす地域型保育事業所においては、連携施設・関連施設等からの外部搬入可。</p> <p>施設外調理を行っている場合</p> <p>要件を満たさない保育所(幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所)では施設外調理は認められないので、施設内の調理室で調理すること。</p>	<p>運営基準(保育)第11条1項、第32条の2</p> <p>児童福祉行政指導監査事項</p> <p>保育所の食事の提供について</p>	<p>運営基準(認定こども園)第13条</p> <p>運営基準(保育)第11条1項、第32条の2準用</p> <p>認定こども園の食事の外部搬入等について</p>	<p>運営基準(地域型)第15条、第16条</p>				
	△	△	△	○	○	○	<p>②施設外調理の場合、搬入方法が適切であるか。</p> <p>調理・運搬が衛生上適切な方法で行われていない場合</p> <p>施設外で調理し搬入されている食事の運搬方法(又は調理方法)が適切でないので改善すること。</p>	<p>運営基準(保育)第32条の2</p> <p>児童福祉行政指導監査事項</p> <p>保育所の食事の提供について</p>	<p>運営基準(認定こども園)第13条</p> <p>運営基準(保育)第32条の2準用</p> <p>認定こども園の食事の外部搬入等について</p>	<p>運営基準(地域型)第16条</p>	<p>調理業務の委託について(保護施設等)</p>	<p>調理業務の委託について(保護施設等)</p>	<p>調理業務の委託について(保護施設等)</p>	
				●	△	○	<p>③栄養士の配置がされているか。【保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、障がい者支援施設、下記の高齢者施設を除く。高齢・障がい・保護施設は業務委託の場合、配置が必須。】</p> <p><他の社会福祉施設等の栄養士との連携等が図られている場合には栄養士を置かないことができる施設></p> <p>・入所定員が40人を超えない特別養護老人ホーム ・特別養護老人ホームに併設する入所定員が50人未満の養護老人ホーム ・軽費老人ホーム(入所定員が40人以下の場合は連携の有無に限らず置かないことができる)</p> <p>栄養士を配置していない場合</p> <p>(業務委託を行っている場合であっても、)食事の提供を行う場合は栄養士を配置する必要があるため、配置すること。</p>				<p>運営基準(養護)第12条(軽費)第11条(特養)第12条、第56条</p> <p>調理業務の委託について(保護施設等)</p>	<p>調理業務の委託について(保護施設等)</p>	<p>運営基準(保護)第11条</p> <p>調理業務の委託について(保護施設等)</p>	
	△	△	△	△	△	△	<p>④保健所へ必要な届出をしているか。</p> <p><届出が必要となる施設></p> <p>・「特定給食施設」の届出: 【対象】 1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設</p> <p>・「その他の給食施設」の届出: 【対象】 1回50食以上又は1日100食以上の食事を提供する施設その他保健所長が認める施設</p> <p>・営業届出: 【対象】 集団給食施設(提供食数が1回20食程度未満の施設は除く。) また、業務委託により給食を提供している施設の場合は、委託先の業者が飲食店営業許可を受ける必要があるため、営業届出制度の対象外</p> <p>特定給食施設又はその他の給食施設の届出をしていない場合</p> <p>市保健所へ「特定給食施設(その他の給食施設)」として届け出ることが望ましい。</p> <p>栄養管理報告を怠っている場合</p> <p>特定給食施設(その他の給食施設)にあつては、年2回の「栄養管理報告書」を保健所へ提出することが望ましい。</p> <p>営業届出を行っていない場合</p> <p>集団給食施設にあつては、市保健所へ営業届出を行うことが望ましい。</p>	<p>健康増進法第20条</p> <p>市特定給食施設等指導要綱</p> <p>食品衛生法第57条</p>	<p>健康増進法第20条</p> <p>市特定給食施設等指導要綱</p> <p>食品衛生法第57条</p>	<p>市特定給食施設等指導要綱</p> <p>食品衛生法第57条</p>	<p>健康増進法第20条</p> <p>市特定給食施設等指導要綱</p> <p>食品衛生法第57条</p>	<p>健康増進法第20条</p> <p>市特定給食施設等指導要綱</p> <p>食品衛生法第57条</p>	<p>健康増進法第20条</p> <p>市特定給食施設等指導要綱</p> <p>食品衛生法第57条</p>	

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(2)運営形態	△	△	△	△	△	△	<p>⑤保健所等の指導を受けているか。 【給食の業務委託及び外部搬入を行う保育所・幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所のうち、栄養士を置かない施設及び栄養士を置かない者支援施設は必須、その他は推奨】</p>	<p>栄養士を置いておらず、保健所等の指導を受けていない場合 【栄養士を置かない障がい者支援施設及び委託を行う保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所】</p> <p>○ 栄養士を置かない施設は、保健所への届出や講習会への参加等、保健所等の栄養・衛生指導を受けること。</p> <p>△ 栄養士を置いているが、保健所等の指導を受けていない場合</p> <p>○ 栄養士を置く施設でも、保健所等への届出や講習会への参加等、保健所等の栄養・衛生指導を受けることが望ましい。</p>	<p>運営基準(保育)第32条の2</p> <p>調理業務の委託について(保育所)</p> <p>健康増進法第21条、第22条、第24条1項</p>	<p>運営基準(認定こども園)第13条</p> <p>運営基準(保育)第32条の2準用</p> <p>認定こども園の食事の外部搬入等について</p> <p>健康増進法第21条、第22条、第24条1項</p>	<p>運営基準(地域型)第16条</p> <p>調理業務の委託について(保育所)</p>	<p>健康増進法第21条、第22条、第24条1項</p>	<p>運営基準(障がい)第29条</p> <p>健康増進法第21条、第22条、第24条1項</p>	<p>健康増進法第21条、第22条、第24条1項</p>
	○	○	○	○	○	○	<p>⑥食材の納品が適切に行われているか。</p>	<p>食材料(生鮮品)が3日分以上一括して納品されている場合</p> <p>○ 生鮮食品(○○)が○日分まとめて納品されているが、これは食品管理上好ましくない所以对応を検討すること。</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>児童福祉施設等の衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>児童福祉施設等の衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>児童福祉施設等の衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について</p>	<p>運営基準(養護)第24条(軽費)第26条(特養)第26条</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>	<p>運営基準(障がい)第37条</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>	<p>運営基準(保護)第15条</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>
	△	△	△	△	△	△	<p>⑦委託・外部搬入等の場合、不適切な業務委託内容等がないか。</p>	<p>業務委託内容と実際の業務内容が著しく隔たっている場合</p> <p>△ 給食業務委託の業務内容について、委託契約の内容と実際の業務内容とに乖離があるので是正すること。</p> <p>△ 入所者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示していない場合</p> <p>△ 入所者の栄養基準及び献立の作成基準については、施設で作成したうえ、委託業者に明示すること。</p> <p>△ 委託業者が基準を遵守していることを確認していない場合(栄養量、栄養士の配置、衛生面・技術面の教育訓練、健康診断・検便実施)</p> <p>△ 報告書の徴収や定期点検等により、委託業者の実施業務について、基準を遵守していることを定期的に確認すること。</p> <p>△ 調理業務について、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制が不十分な場合。また、給食の質の確保が困難な場合</p> <p>○ 業務については、施設が自ら実施すること。</p> <p>△ 施設と委託業者の業務分担及び経費分担が不明確若しくは不適切である場合</p> <p>○ 施設と委託業者の業務分担(経費分担)が不明確(不適切)であるので、契約を見直すこと。</p> <p>△ 業務委託契約の内容に不備がある場合</p> <p>○ 業務委託契約の○○の項目の内容に不備があるので、再検討されたい。</p> <p>△ 委託先の職員への食中毒の予防・まん延の防止のための指針の周知がされていない場合</p> <p>○ 委託先には、施設の食中毒対策を徹底すること。</p>	<p>運営基準(保育)第32条の2</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](7)</p> <p>調理業務の委託について(保育所)</p>	<p>運営基準(認定こども園)第13条</p> <p>運営基準(保育)第32条の2準用</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](7)</p> <p>認定こども園の食事の外部搬入等について</p>	<p>運営基準(地域型)第16条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](7)</p> <p>調理業務の委託について(保育所)</p>	<p>運営基準(養護)第17条(軽費)第18条(特養)第17条、第38条</p> <p>調理業務の委託について(保護施設等)</p>	<p>運営基準(障がい)第29条</p> <p>調理業務の委託について(保護施設等)</p>	<p>運営基準(保護)第11条、第13条</p> <p>調理業務の委託について(保護施設等)</p>
				△	△									

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
(3)給食経費	○	○	○	○	○	○	①食材購入が適正に行われているか。	食材購入費が極めて高価若しくは安価である場合 給食材料の購入に当たっては、価格のみ、品質のみではなく、双方を考慮し決定すること。	指導監督徹底通知5(3)エ	指導監督徹底通知5(3)エ	指導監督徹底通知5(3)エ	指導監督徹底通知5(3)エ	指導監督徹底通知5(3)エ	指導監督徹底通知5(3)エ	指導監督徹底通知5(3)エ
							随意契約業者を定期的に比較検討していない場合 食材の購入について、〇〇が1社との取引になっているが、継続的な取引を随意契約で行う場合については、価格等について市場調査を定期的に行い、適正な発注を行うこと。 市場価格調査等を実施していない場合 給食材料の購入に当たっては、価格等について市場調査を実施し、適正な発注を行うこと。	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)		
○	○	○	○	○	○	○	②給食経費は適正に執行されているか。	給食経費にそぐわない支出がある場合 給食経費としてふさわしくないものが計上されているので、適切な会計処理を行うこと。 給食経費の額が適正でない場合 支払金額が契約による金額と一致していないので、(原因を究明し)適切な支出を行うこと。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(9) 指導監督徹底通知5(3)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(9) 指導監督徹底通知5(3)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(9) 指導監督徹底通知5(3)	指導監督徹底通知5(3)	障がい者支援施設等指導監査事項第2 1(9) 指導監督徹底通知5(3)	保護施設指導監査事項第2 1(10) 指導監督徹底通知5(3)	
2 衛生管理															
(1)食材料の管理	○	○	○	○	○	○	①検収は適切に行われているか。	食材料の検収を委託業者に任せている場合 食材料の検収については、委託業者のみで行うことなく、施設関係者により確認すること。 検収方法が不適切な場合 食材料の検収にあたっては、測定等により分量や温度を確認すること。また、食材料に不備がある場合は必要な対応をとること。 食材料の検収にあたっては、納品書・請求書との整合を確認すること。	運営基準(保育)第10条 児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)	学校保健安全法第4条 児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](3)
							②発注書・納品書を整理・保存しているか。	発注書・納品書がない、または一部もれがある場合 〇〇〇については整理・保存すること。 食材料等を電話等口頭で発注する場合は発注内容の記録を残すこと。	運営基準(保育)第14条	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(3)	運営基準(地域型)第19条	独自基準(養護・特養)第4条、第7条(軽費)第4条	運営基準(障がい)第8条	運営基準(保護)第8条	
○	○	○	○	○	○	○	③食材料の保管は適切に行われているか。	原材料の保管が不適切な場合 原材料は、食材の分類ごとに区分し、相互汚染しないよう対策を講じたうえで、適切な温度(場所)で保管すること。 食品の保管が不適切な場合 加熱調理後の食品の冷却、非加熱食品の下処理後の一時保管等については、適切な温度で保管する等、二次汚染を防止するための対策を講じること。	運営基準(保育)第10条 児童福祉行政指導監査事項(1)第2[共通事項](3)	学校保健安全法第4条 児童福祉行政指導監査事項(1)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2[共通事項](3)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2[共通事項](3)

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(2)調理室等	○	○	○	○	○	○	①調理室内の衛生管理が適切であるか。	業務従事者用の調理専用衣、マスク、三角巾(帽子)、履物、手洗い設備が確保されていない又は管理が著しく不適切である場合	運営基準(保育)第10条	学校保健安全法第4条	運営基準(地域型)第14条	運営基準(養護)第24条(軽費)第26条(特養)第26条	運営基準(障がい)第37条	運営基準(保護)第15条
							業務従事者用の調理専用衣、マスク、三角巾(帽子)、履物、手洗い設備が確保されていない又は管理が不適切である場合	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ
							業務従事者用の〇〇が〇〇であるので、衛生管理の観点から是正すること。	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について
							調理室内清掃状態、食器洗浄消毒等の衛生管理が著しく不適切である場合	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について
							調理室内清掃状態、食器洗浄消毒等の衛生管理が不適切である場合	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について
							原則、床面から60cm未満の場所には、食品や移動性の調理器具等を置かないこと。							
							包丁、まな板は用途及び食品別に区分すること。							
							調理室内に段ボールが置かれているので、衛生管理の観点から撤去等対策を検討すること。							
							調理室の〇〇が〇〇されていないので、衛生管理の観点から対策を検討すること。							
							汚染作業区域と非汚染作業区域が全く区別されていない場合	運営基準(保育)第10条	学校保健安全法第4条	運営基準(地域型)第14条	運営基準(養護)第24条(軽費)第26条(特養)第26条	運営基準(障がい)第37条	運営基準(保護)第15条	
							汚染作業区域と非汚染作業区域が混在している場合	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	
							汚染作業区域と非汚染作業区域が混在しており、非汚染作業区域が汚染される可能性があるため、〇〇する(床面に線を引く、履物を区別する、履物の消毒を行う)等、区分するための対策を講ずること。	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	老人福祉施設指導監査指針別紙-運営-衛生管理等	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	
							清掃道具の衛生管理が不適切である場合	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	
							使用区域に応じた清掃道具を備えること。							
							調理室内専用の清掃道具を備えること。							
							清掃道具については、保管庫等で衛生的に保管すること。							
							清掃道具については、上処理部分に保管しないこと。							
							調理室用の清掃用具を屋外で保管する場合は、保管庫等で衛生的に保管すること。							
(2)調理室等	○	○	○				②調乳室内の衛生管理等が適切であるか。	調乳及び離乳食の調理を行う際に、衛生面への配慮が全くない場合	運営基準(保育)第10条	学校保健安全法第4条	運営基準(地域型)第14条			
							調乳及び離乳食の調理を行う際に、衛生面への配慮がない場合	調乳ガイドライン	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1(3)カ
							調乳室内に調乳に無関係な物(段ボール等)が置かれているので、衛生管理の観点から撤去等対策を検討すること。							
							調乳室の〇〇は〇〇なので、衛生面の管理を徹底すること。							
							「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」に基づき調乳が行われていない場合							
							「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」に基づき調乳すること。							
							調乳に使用する湯は70℃以上に保つこと。							
							沸かしてから(保温せずに)30分以上経過した湯は、調乳に使用しないこと。							

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(3)保存食	○	○	○	○	○	○	保存食が適切に保存されているか。 ▽離乳食も保存が必要。	<p>適切に保存されていない場合</p> <p>保存食については、調理済食品のみではなく原材料も保存すること。 保存食として保存する原材料は、洗浄・殺菌等を行わず購入した状態で保存すること。 保存食については、○○(原材料(可食部を含めること)及び調理済食品を個々に50g程度ずつ衛生的なビニール袋等で密閉し、-20度以下で2週間以上)保存すること。</p> <p>一部保存もれがある場合</p> <p>保存食について、○○(原材料、調理済食品)の一部に保存もれが見受けられたので、もれのないよう保存すること。</p> <p>保存しているが、一部50gに満たない場合。</p> <p>施設としての衛生管理計画を作成し、それに基づき適切な保存をすること。</p>	<p>運営基準(保育)第10条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第11(3)オ</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>	<p>学校保健安全法第4条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第11(3)オ</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>	<p>運営基準(地域型)第14条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第11(3)オ</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>	<p>運営基準(養護)第24条(軽費)第26条(特養)第26条</p> <p>老人福祉施設指導監査指針別紙-運営衛生管理等</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>	<p>運営基準(障がい)第37条</p> <p>障がい者支援施設等指導監査事項第11(2)カ</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>	<p>運営基準(保護)第15条</p> <p>保護施設指導監査事項第11(3)キ</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>
(4)検便検査	○	○	○	○	○	○	<p>①食事関係者の検便検査を毎月1回以上実施しているか。</p> <p>②検便検査の項目に漏れはないか。</p>	<p>雇入れ時等の検便検査が未実施の場合</p> <p>食事関係者(調乳担当保育士)については、その雇入れ時(配置替え時・長期休業明け)等に検便検査を実施し、その記録を整備すること。</p> <p>月1回未満の食事関係者(調乳担当保育士を含む)が1名でもいる場合</p> <p>食事関係者(調乳担当保育士)の検便検査は、毎月1回以上実施し、その記録を整備すること。</p> <p>食事関係者(調乳担当保育士を含む)の検便検査に実施漏れ等がある場合</p> <p>食事関係者(調乳担当保育士)の検便検査に実施漏れが見受けられたので、漏れのないよう毎月1回以上実施し、その記録を整備すること。</p> <p>検査項目に腸管出血性大腸菌(O157等)が漏れている場合</p> <p>検便検査には、従来の検査に加え、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。</p> <p>腸管出血性大腸菌の検査範囲が不十分な場合(O157のみしか含まれていない場合 等)</p> <p>検便検査の項目として従来の検査に加えその他の腸管出血性大腸菌(O111、O26を含む)を加えること。</p>	<p>運営基準(保育)第10条、第12条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第11(3)キ</p> <p>労働安全衛生規則第47条</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>児童福祉施設等の衛生管理等について</p>	<p>学校保健安全法第4条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第11(3)キ</p> <p>労働安全衛生規則第47条</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>児童福祉施設等の衛生管理等について</p>	<p>運営基準(地域型)最低基準第14条、第17条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第11(3)キ</p> <p>労働安全衛生規則第47条</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>児童福祉施設等の衛生管理等について</p>	<p>運営基準(養護)第20条、第24条(軽費)第21条(特養)第26条</p> <p>労働安全衛生規則第47条</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>	<p>運営基準(障がい)第37条</p> <p>障がい者支援施設等指導監査事項第11(2)キ</p> <p>労働安全衛生規則第47条</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>	<p>運営基準(保護)第14条、第15条</p> <p>保護施設指導監査事項第11(3)ク</p> <p>労働安全衛生規則第47条</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p>
(5)水質調査	○	○	○	○	○	○	<p>①貯水槽、井泉水等がある場合、検査を実施しているか。</p> <p>②貯水槽がある場合、清掃を実施しているか。</p> <p>③使用水の品質検査(色、匂い、濁り、異物混入、残留塩素等)を実施しているか。</p>	<p>検査を実施していない場合</p> <p>○○(貯水槽、井泉水等)にあつては、定期的(1年以内毎)に検査を実施することが望ましい。</p> <p>検査結果を適切に保管していない場合</p> <p>○○(貯水槽、井泉水等)の検査結果は、1年間保管することが望ましい。</p> <p>清掃を実施していない場合</p> <p>定期的(1年以内毎)に貯水槽の清掃を実施することが望ましい。</p> <p>清掃の証明書を適切に保管していない場合</p> <p>貯水槽の清掃の証明書は1年間保管することが望ましい。</p> <p>使用水の品質検査(色、匂い、濁り、異物混入、残留塩素等)を適切に実施していない場合</p> <p>使用水の品質検査については、始業前及び調理作業終了後に実施すること。</p>	<p>運営基準(保育)第10条</p> <p>水道法第34条の2</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領</p> <p>府要領等</p>	<p>学校保健安全法第4条</p> <p>運営基準(認定こども園)第14条</p> <p>水道法第34条の2</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領</p> <p>府要領等</p>	<p>運営基準(地域型)第14条</p> <p>水道法第34条の2</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領</p> <p>府要領等</p>	<p>運営基準(養護)第24条(軽費)第26条(特養)第26条</p> <p>水道法第34条の2</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領</p> <p>府要領等</p>	<p>運営基準(障がい)第37条</p> <p>水道法第34条の2</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領</p> <p>府要領等</p>	<p>運営基準(保護)第15条</p> <p>水道法第34条の2</p> <p>社会福祉施設等の衛生管理の徹底について</p> <p>市小規模貯水槽水道衛生管理指導要領</p> <p>府要領等</p>

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(6)その他	○	○	○	○	○	○	①衛生自主管理点検を適切に実施しているか。	点検が適切に行われていない場合	運営基準(保育)第10条	学校保健安全法第4条	運営基準(地域型)第14条	運営基準(養護)第24条(軽費)第26条(特養)第26条	運営基準(障がい)第37条	運営基準(保護)第15条
							調理施設や原材料の取扱い等の点検、従事者等の衛生管理点検については、HACCPに沿って適切に実施すること。	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	運営基準(認定こども園)第14条	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	
	○	○	○	○	○	○	②加熱調理食品の中心温度管理は適切か。	加熱時に75℃1分間(ノロウイルス汚染の可能性があるものは85～90℃90秒間)を満たしていない場合	運営基準(保育)第10条、第14条	学校保健安全法第4条	運営基準(地域型)第14条	独自基準(養護・特養)第4条、第7条(軽費)第4条	運営基準(障がい)第37条	運営基準(保護)第8条、第15条
							食中毒防止のため、加熱調理食品の調理の際には、中心温度の測定を行い、75℃で1分間(ノロウイルス汚染の可能性があるものは85～90℃で90秒間)以上加熱されていることを確認すること。	児童福祉施設等の衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	児童福祉施設等の衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	児童福祉施設等の衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	児童福祉施設等の衛生管理の徹底について	児童福祉施設等の衛生管理の徹底について	児童福祉施設等の衛生管理の徹底について	
							加熱調理食品の中心温度と時間を測定していない場合	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について		
							加熱調理食品の中心温度と時間を測定し、記録すること。							
	○	○	○	○	○	○	加熱調理食品の中心温度と時間の記録に漏れがある場合	加熱調理食品の中心温度と時間を記録すること。						
							③食事時刻は適切か。	夕食時間が、午後5時以前である場合【養護・特養のみ】	児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)エ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)エ	児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)エ	運営基準(養護)第17条(軽費)第18条(特養)第17条、第38条	運営基準(障がい)第29条	保護施設指導監査事項第1 1(3)オ
							夕食時間が、午後5時以降に設定すること。なお、午後6時以降が望ましい。	夕食時間が、午後6時以前である場合	夕食時間は、午後6時以降が望ましいので、食事時間を見直してください。	朝食、昼食、間食がふさわしい時間に提供されていない場合	朝食(昼食、間食)時間が不適切なので、見直すこと。			
	○	○	○	○	○	○	④調理の作業行程は適切か。	調理が終了した食品が速やかに提供できるよう工夫されていない場合	運営基準(保育)第10条	学校保健安全法第4条	運営基準(地域型)第14条	運営基準(養護)第24条(軽費)第26条(特養)第26条	運営基準(障がい)第37条	運営基準(保護)第15条
							調理終了後速やかに提供できるよう、調理の作業時間帯および人員体制を工夫すること。(調理後の食品は、調理終了後から2時間以内に喫食することが望ましい。)	作業工程が適切に管理されていない場合	作業行程は、HACCPに沿って適切に管理すること。食材料の下処理は、使用に合わせた適切な時間帯に行うこと。	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	保護施設指導監査事項第1 1(3)
	△	△	△	△	△	△	⑤衛生管理計画を作成し、HACCPに沿った衛生管理を実施しているか。【「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従った衛生管理を実施する施設以外】	衛生管理計画を作成していない場合	食品衛生法第51条	食品衛生法第51条	食品衛生法第51条	運営基準(養護)第24条(軽費)第26条(特養)第26条	運営基準(障がい)第37条	運営基準(保護)第15条
「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従って衛生管理を実施する施設以外の施設については、HACCPに沿った衛生管理を実施するために、施設としての衛生管理計画を作成すること。							衛生管理計画に基づき運用となっていない場合	衛生管理計画に基づき衛生管理を実施し、その記録を保管すること。また必要に応じて衛生管理計画を見直すこと。	中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について	中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について	中小規模で調理を行う児童福祉施設等における衛生管理について	食品衛生法第51条	中小規模調理施設の衛生管理の徹底について	中小規模調理施設の衛生管理の徹底について

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
3 検食														
(1)検食の実施	○	○	○	○	○	○	検食が適切に実施されているか。	<p>検食を実施していない場合</p> <p>検食を食事提供前に実施していない場合</p> <p>検食については、施設長以下各職種の職員によって食事提供前に実施すること。</p> <p>一部の職員のみで実施している場合【保護施設のみ】</p> <p>検食を行う職員は、特定の職員ではなく、各職種の職員で行うことが好ましい。</p>	<p>運営基準(保育)第10条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ</p> <p>社会福祉施設等の食品の安全確保等について</p>	<p>学校保健安全法第4条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ</p> <p>社会福祉施設等の食品の安全確保等について</p> <p>認定こども園の食事の外部搬入等について</p>	<p>運営基準(地域型)第14条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ</p> <p>社会福祉施設等の食品の安全確保等について</p> <p>調理業務の委託について(保育所)</p>	<p>運営基準(養護)第24条(軽費)第26条(特養)第26条</p> <p>社会福祉施設等の食品の安全確保等について</p> <p>調理業務の委託について(保護施設等)</p> <p>栄養ケア・マネジメントに伴う帳票の整理について</p>	<p>運営基準(障がい)第37条</p> <p>障がい者支援施設等指導監査事項第1 1(2)イ</p> <p>社会福祉施設等の食品の安全確保等について</p> <p>調理業務の委託について(保護施設等)</p>	<p>運営基準(保護)第15条</p> <p>保護施設指導監査事項第1 1(3)イ・ウ</p> <p>社会福祉施設等の食品の安全確保等について</p> <p>調理業務の委託について(保護施設)</p>
(2)検食簿	○	○	○	△	○	○	<p>検食簿が適切に整備されているか。</p> <p>【栄養ケア・マネジメント(介護保険)対象施設は対象外】</p>	<p>検食簿が未整備である場合</p> <p>検食簿に漏れがある等、不備である場合</p> <p>検食簿については、検食後速やかにその結果に係る必要事項を記録し、整備すること。</p>	<p>調理業務の委託について(保育所)</p>	<p>認定こども園の食事の外部搬入等について</p>	<p>調理業務の委託について(保育所)</p> <p>栄養ケア・マネジメントに伴う帳票の整理について</p>	<p>調理業務の委託について(保護施設等)</p>	<p>調理業務の委託について(保護施設)</p>	
4 栄養管理														
(1)栄養管理	○	○	○	○	○	○	①個人の状況に適合した給与栄養目標量が適正に設定されているか。	<p>給与栄養目標量が設定されていない場合</p> <p>給与栄養目標量が、「日本人の食事摂取基準(2020年版)」の概念に基づいていない場合</p> <p>給与栄養目標量(食事摂取基準)を「日本人の食事摂取基準(2020年版)」の概念に基づいて設定すること。</p> <p>エネルギー産生栄養素バランスが適正でない場合</p> <p>○○が○△なので(エネルギー産生栄養素バランスが適正でない)、目標設定を見直すこと。</p> <p>給与栄養目標の内容に不備がある場合</p> <p>○○の給与栄養目標量等に不備があるので、見直すこと。</p>	<p>運営基準(保育)第11条</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)ア</p>	<p>運営基準(認定こども園)第13条</p> <p>運営基準(保育)第11条準用</p> <p>認定こども園の食事の外部搬入等について</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)ア</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p>	<p>運営基準(地域型)第15条</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)ア</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p>	<p>運営基準(養護)第17条(軽費)第18条(特養)第17条、第38条</p> <p>栄養ケア・マネジメントに伴う帳票の整理について</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p>	<p>運営基準(障がい)第29条</p> <p>障がい者支援施設等指導監査事項第1 1(2)ア</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p>	<p>運営基準(保護)第13条</p> <p>保護施設指導監査事項第1 1(3)ア</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p>
	○	○	○	○	○	○	②食品構成基準が適切に設定されているか。	<p>食品構成基準が設定されていない場合</p> <p>栄養価算定に「日本食品標準成分表2020年版(八訂)」を使用していない場合</p> <p>適切な食品構成基準を設定すること。</p> <p>食品構成基準の内容に不備がある場合</p> <p>食品構成基準に不備があるので、見直すこと。</p>	<p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)ア</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ・ウ</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ・ウ</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ・ウ</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ・ウ</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p>	<p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ・エ</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p>
	○	○	○				③身体状況に合わせた調理内容となっているか。3歳未満児に対する献立、調理について配慮がなされているか。	<p>定期的な身長・体重測定を実施し、成長曲線に照らし合わせて、給与栄養量(実際に提供した栄養量)・給与食品検討表(実際に提供した食品群別数量)等を評価し、食事計画の改善に努めていない場合</p> <p>入所児に必要な献立作成を行うとともに、身体状況に配慮した調理を実施すること。</p> <p>離乳食がある場合、「授乳・離乳の支援ガイド」に基づき離乳食の調理が行われていない場合</p> <p>「授乳・離乳の支援ガイド」に基づき離乳食を調理すること。</p> <p>BMIを指標としたエネルギー摂取量の評価・判定、給与栄養量(実際に提供した栄養量)・給与食品検討表(実際に提供した食品群別数量)等による評価、食事計画の改善に努めていない場合</p> <p>利用者に必要な献立作成を行うとともに、身体状況に配慮した調理を実施すること。</p>	<p>運営基準(保育)第11条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ・ウ</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p> <p>授乳・離乳の支援ガイド</p>	<p>運営基準(認定こども園)第13条</p> <p>運営基準(保育)第11条準用</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ・ウ</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>認定こども園の食事の外部搬入等について</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p> <p>授乳・離乳の支援ガイド</p>	<p>運営基準(地域型)第15条</p> <p>児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ・ウ</p> <p>児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について</p> <p>児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について</p> <p>授乳・離乳の支援ガイド</p>	<p>運営基準(養護)第17条(軽費)第18条(特養)第17条、第38条</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p>	<p>運営基準(障がい)第29条</p> <p>障がい者支援施設等指導監査事項第1 1(2)イ・ウ</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p>	<p>運営基準(保護)第13条</p> <p>保護施設指導監査事項第1 1(3)イ・エ</p> <p>特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2</p>

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(1)栄養管理							④給与栄養の評価が適切に行われているか。 給与栄養目標量と給与栄養量を比較・評価した結果、著しく隔たりがある場合	運営基準(保育)第11条 児童福祉行政指導監査事項(1)第11(3)ア 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について 児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第11条準用 児童福祉行政指導監査事項(1)第11(3)ア 認定こども園の食事の外部搬入等について 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について 児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について	運営基準(地域型)第15条 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について 児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について	運営基準(養護)第17条(軽費)第18条(特養)第17条、第38条 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(障がい)第29条 障がい者支援施設等指導監査事項第11(2)ア 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(保護)第13条 保護施設指導監査事項第11(3)ア 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	
(2)帳簿							①給食日誌等により、調理業務の記録が適切になされているか。 記録に不備がある場合	運営基準(保育)第11条、第14条 児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](4)	児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](4)	運営基準(地域型)第15条、第19条 児童福祉行政指導監査事項(2)第2[共通事項](4)	独自基準(養護・特養)第4条、第7条(軽費)第4条 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(障がい)第8条 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(保護)第8条 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	
							②関税軽減措置適用のスキムミルク(脱脂粉乳)の受払が適正に記録・管理されているか。 適切に記録・管理されていない場合 漏れや不備がある場合	関税暫定措置法施行令第33条第5項	関税暫定措置法施行令第33条第5項	関税暫定措置法施行令第33条第5項				
5 利用者への配慮														
(1)食事内容							①施設に必要な種類(高血圧、糖尿病、離乳食等)の献立が作成されているか。 作成されていない場合 利用者(児)に必要な献立作成を行うこと。	運営基準(保育)第11条 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第11条準用 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(地域型)第15条 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について	運営基準(養護)第17条(軽費)第18条(特養)第17条、第38条 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(障がい)第29条 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(保護)第13条 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	
							②施設の献立内容について、利用者への配慮(アレルギーや身体的配慮を含む。)がなされているか。 配慮(身体的配慮を含む。)が全くなされていない場合 配慮(身体的配慮を含む。)に欠ける場合 献立について、利用者(児)の〇〇(アレルギー、身体状況等)に配慮すること。				運営基準(養護)第17条(軽費)第18条(特養)第17条、第38条 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(障がい)第29条 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(保護)第13条 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(1)食事内容	○	○	○				③施設の献立内容について、利用者への配慮(アレルギーや身体的配慮を含む。)がなされているか。 配慮(身体的配慮を含む。)が全くなされていない場合 配慮(身体的配慮を含む。)に欠ける場合 献立について、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版厚生労働省作成)」を参考に、アレルギーに配慮すること。 献立について、児童の〇〇(身体の状況等)に配慮すること。	運営基準(保育)第11条 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について 保育所アレルギー対応ガイドライン	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第11条準用 認定こども園の食事の外部搬入等について 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について 保育所アレルギー対応ガイドライン	運営基準(地域型)第15条 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について 保育所アレルギー対応ガイドライン				
	○	○	○				④給食未実施日が頻繁にないか。 頻繁に給食未実施日がある場合(保護者の同意を得ており、相当の理由がある場合を除く。) 給食未実施日が頻繁に見受けられるので、改善すること。	運営基準(保育)第11条 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(9)	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第11条準用 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(9)	運営基準(地域型)第15条 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(9)				
	○	○	○	○	○	○	⑤年間を通じて、献立に変化をもたせているか。 変化をもたせていない場合(複数献立、バイキング形式、行事食) 献立は、複数献立、バイキング方式及び行事食を採用するなど年間を通じて変化のあるものとする。	運営基準(保育)第11条 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第11条準用 認定こども園の食事の外部搬入等について	運営基準(地域型)第15条 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について	運営基準(養護)第17条(軽費)第18条(特養)第17条、第38条	運営基準(障がい)第29条 障がい者支援施設等指導監査事項第1 1(2)イ	運営基準(保護)第13条 保護施設指導監査事項第1 1(3)イ	
					○		⑥不適切な理由で食事の提供を拒否していないか。 不適切な理由で食事の提供を拒否している場合 不適切な理由で食事提供を拒否することは認められないので、是正すること。					運営基準(障がい)第29条		
(2)食事指導	○	○	○				①望ましい食習慣形成のための指導がなされているか。 指導がなされていない場合 望ましい食習慣形成のため、児童及び保護者に対して積極的な栄養指導・食事指導を行うこと。	保育所保育指針第3章第2 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	教育・保育要領第3章第2 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	保育所保育指針第3章第2 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について				
	○	○	○	○	○	○	②嗜好調査、残食調査等を実施し、その結果を献立に反映しているか。【栄養ケア・マネジメント(介護保険)対象施設は内容確認のみ】 調査等を実施していない場合 調査等の結果を献立に反映していない場合 嗜好調査・残食調査を実施し、その結果を献立に反映させること。	運営基準(保育)第11条 児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ 児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第11条準用 児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ 児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について	運営基準(地域型)第15条 児童福祉行政指導監査事項(1)第1 1(3)イ 児童福祉施設の「食事摂取基準」を活用した食事計画について	運営基準(養護)第17条(軽費)第18条(特養)第17条、第38条 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(障がい)第29条 障がい者支援施設等指導監査事項第1 1(2)イ 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	運営基準(保護)第13条 保護施設指導監査事項第1 1(3)ウ 特定給食施設の栄養管理に関する指導・支援等 別添2	

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(3)その他	○	○	○	○	○	○	①調理終了後から食事提供までの温度管理は適切か。	不適切な場合 調理終了後から食事提供までの温度管理が適切に行われていないので、○○すること。 加熱調理後の食品の冷却及び保温については、適宜必要な記録を残すこと。	運営基準(保育)第10条、第11条 児童福祉施設等の衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	学校保健安全法第4条 運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第11条準用	運営基準(地域型)第14条、第15条 児童福祉施設等の衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	運営基準(養護)(軽費)第17条、第24条、第18条、第26条(特養)第17条、第26条、第38条	運営基準(障がい)第29条、第37条 社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	運営基準(保護)第13条、第15条 社会福祉施設等の衛生管理の徹底について
							②食事環境の配慮がなされているか。	配慮がなされていない場合 食事環境への配慮が欠けるので、食事にふさわしい環境を整えるよう努めること。	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	認定こども園の食事の外部搬入等について 社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について	社会福祉施設等の衛生管理の徹底について		
6 その他														
	○	○	○	●			給食運営会議が適切に開催されているか。【保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、高齢者施設(特養・養護のみ)】	開催されていない場合 給食運営会議については、施設長をはじめ各職種の職員が参加し、定期的開催するとともに、献立内容の外、給食運営全般についての検討を行うこと。【児童福祉施設】	運営基準(保育)第14条 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について	認定こども園の食事の外部搬入等について 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について	運営基準(地域型)第19条 児童福祉施設の食事の提供に関する援助及び指導について	独自基準(養護・特養)第4条、第7条 運営基準(養護)第17条(特養)第17条、第38条		
							開催されているが、構成員、会議録等が不備である場合 会議録について、不備があるので適切に記録すること。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(3)						

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
III 運営体制・職員処遇														
1 業務体制等														
(1)施設長等							①施設長(管理者)が資格を有しているか。	資格を有していない場合 施設長(管理者)が資格を有していないので、施設長資格認定講習の受講等により早急に資格を取得させること。	社会福祉施設の長の資格要件について 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(6)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(6)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(6)ア	運営基準(養護)第5条1項(軽費)第5条1項(特養)第5条1項 社会福祉施設の長の資格要件について	運営基準(障がい)第5条 障がい者支援施設指導監査事項第2 1(6)ア 社会福祉施設の長の資格要件について	運営基準(保護)第5条1項 保護施設指導監査事項第2 1(6)ア 社会福祉施設の長の資格要件について
	○	○	○	○	○	○	②施設長(管理者)は常勤、専従であるか。他施設や他の職との兼務が認められる場合は、業務に支障が生じていないか。	勤務形態等が不適切である場合 施設長(管理者)は常勤であるので、その勤務形態について早急に是正すること。 兼務により、業務に支障がある場合 施設長(管理者)の(他施設の○○との)兼務により影響が出ているので、手立てを講じること。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(6)イ			運営基準(養護)第6条、第12条(軽費)第6条、第11条(特養)第6条、第12条、第56条 老人福祉施設指導監査事項別紙-運営-施設長	運営基準(障がい)第11条 障がい者支援施設指導監査事項第2 1(6)イ	運営基準(保護)第6条、第11条 保護施設指導監査事項第2 1(6)イ
	○	○	○	○	○	○	③勤怠管理が明確にされているか。勤務実態が適切であるか。 *施設長等の勤怠管理は、施設での勤務時間、施設外勤務の有無等について明確な記録を求めるものであり、施設外での勤務時間の記録までを求めるものではない。	施設長(管理者)の勤務実績が少ない場合 施設長(管理者)にあつては、職責上相当の勤務日数が必要であるので、勤務形態等について是正すること。 明確でない場合 施設長(管理者)の勤怠は、タイムカードへの打刻(又は出勤簿への押印)で以って明確にすること。 著しく不明確(不適切)である場合 勤怠を適切に管理するため、タイムカードへの打刻や出勤簿への押印で以って管理すること。						
							④施設長(管理者)は、職員に対し運営に関する規定を順守させるために必要な指揮命令を行っているか。	行っていない場合 施設長(管理者)にあつては、職員に対し運営に関する規定を順守させるために必要な指揮命令を行うこと 一部不十分である場合 施設長(管理者)にあつては、職員に対し運営に関する規定を順守させるために必要な指揮命令を行うこと				運営基準(養護)第21条(軽費)第22条(特養)第23条	運営基準(障がい)第19条	
(2)職員配置							①職員の配置基準を満たしているか。	配置基準未満であるが、人員確保の手だてを行っている場合 配置基準未満であり、人員確保の手だてを行っていない場合 長期間にわたり配置基準未満である場合 当該施設を経営する事業における付随事業の実施により人員配置基準未満である場合 ○○の欠員○名については、養成施設への働きかけや福祉人材センターの活用等により、職員採用等の補充に向けた手立てを講じること。				運営基準(養護)第5条、第12条(軽費)第5条、第11条(特養)第5条、第12条、第56条 老人福祉施設指導監査事項別紙-人員-職員の配置	運営基準(障がい)第11条 障がい者支援施設指導監査事項第2 1(4) 【介護職員】 運営基準(障がい)第21条 【訓練従事職員】 運営基準(障がい)第22条	運営基準(保護)第11条 保護施設指導監査事項第2 1(4) 【医師】 保護施設指導監査事項第1 1(7)イ 【生活指導員】 運営基準(保護)第5条 保護施設指導監査事項第2 1(7)
	○	○	○				突発的な事情等により、配置基準を満たしていない場合 配置基準を満たしていない場合 ○○について、○○という事情はあるものの、職員の配置基準を満たすこと。 ※各園の事情を斟酌し具体的事案に沿った表記に努めること。	運営基準(保育)第33条 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(2)	運営基準(認定こども園)第5条 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(2)	運営基準(地域型)第29条 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(2)				

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
(2)職員配置	○	○	○	○	○	○	②専門職等の常勤・専従の基準を満たしているか。 (例)介護職員、訓練従事職員、生活指導員、看護職員	常勤職員の配置基準を満たしていない場合 ○○は少なくとも○名は常勤である必要があるため、職員の勤務体制を見直すこと。	運営基準(保育)第33条	運営基準(認定こども園)第5条	運営基準(地域型)第29条	運営基準(養護)第6条、第12条 (軽費)第6条、第11条 (特養)第6条、第12条、第56条	運営基準(障がい)第11条	運営基準(保護)第11条	
							専従職員の配置基準が満たされていない場合 ○○について、(○○基準に規定されている)専従職員の配置基準を満たしていないので、是正すること。	【直接処遇職員等、配置基準を満たす職員の確保】 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(4)	【直接処遇職員等、配置基準を満たす職員の確保】 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(4)	【直接処遇職員等、配置基準を満たす職員の確保】 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(4)	障がい者支援施設指導監査事項第2 1(5)	保護施設指導監査事項第2 1(5)			
							配置基準は満たしているものの、専従でないために勤務体制に影響が出ている場合 兼務により、施設の勤務体制に影響が出ているので、対応を検討すること。	【施設職員は専従か】 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(5)	【施設職員は専従か】 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(5)	【施設職員は専従か】 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(5)	老人福祉施設指導監査事項別紙-人員-職員の配置				
							兼務関係が不明確である場合 兼務関係が明確になるよう、体制を見直すこと。	【施設職員は専従か】 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(5)	【施設職員は専従か】 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(5)	【施設職員は専従か】 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 1(5)					
							○	○	○	○			○	○	○
	③産前産後休業・育児休業・介護休業への対応(代替職員の確保等)ができていないか。	実質的に、最低基準の人員配置基準を満たしていない場合 産前産後休業・育児休業・介護休業を取得している職員がいる場合は、実質的に人員配置基準を満たすよう、代替職員を確保すること。	運営基準(保育)第33条	運営基準(認定こども園)第5条	運営基準(地域型)第29条	運営基準(養護)第12条 (軽費)第11条 (特養)第12条、第56条	運営基準(障がい)第11条	運営基準(保護)第11条							
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
	○	○	○	○	○	○	④資格を有する職種に無資格職員を配置していないか。	無資格職員を配置しているが、資格取得・人員確保等の手だてを行っている場合 無資格職員を配置して、人員確保の手だてを行っていない場合 長期間にわたり無資格職員を配置している場合 ○○職員が有資格基準を満たしていないので、有資格者の配置や職員の資格取得、有資格者の採用等の手立てを講ずること。				運営基準(養護)第5条、第12条 (軽費)第5条、第11条 (特養)第5条、第12条、第56条	運営基準(障がい)第11条	運営基準(保護)第5条、第11条	
							突発的な事情等により無資格者を配置し、必要な有資格者が配置できていない場合 無資格者を配置し、必要な有資格者が配置できていない場合 有資格基準を満たしていないので、適切な職員配置を行うこと。	運営基準(保育)第33条	運営基準(認定こども園)第5条	運営基準(地域型)第29条	老人福祉施設指導監査事項別紙-人員-職員の配置				
							○	○	○	○			○	○	○
⑤保育士特定登録取消者管理システムを活用して、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の情報を確認する体制となっているか。	体制をとっていない場合 保育士特定登録取消者管理システムを活用して、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の情報を確認する体制をとること。	児福法第18条の20の4第3項	児福法第18条の20の4第3項	児福法第18条の20の4第3項											
○	○	○	○	○	○	⑥児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を教員等に受講させているか。	研修を受講させていない場合 児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を教員等に受講させること。	子ども性暴力防止法第4条	子ども性暴力防止法第4条	子ども性暴力防止法第4条					
						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	⑦業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。	努力がなされていない場合 ○○について、○○なため、○○するよう努めてください。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)		障がい者支援施設指導監査事項第2 2(2)	保護施設指導監査事項第2 2(3)		
						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	⑧職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 ・計画的な採用に努めているか ・職員の定着促進及び離職防止 ・レクリエーションの実施など士気高揚策の充実	取り組んでいない場合 ○○について、○○なため、○○するよう努めてください。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(4)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(4)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(4)		障がい者支援施設指導監査事項第2 2(4)	保護施設指導監査事項第2 2(5)		
						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠								
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			
(3)職員会議	○	○	○				①職員会議は適切に開催されているか。	全く開催されていない場合 円滑な施設運営を図るため、目的に応じた必要な会議を開催するとともに、会議録を整備すること。	運営基準(保育)第14条 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)	運営基準(地域型)第19条 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)						
	○	○	○				②会議の記録が適切に行われているか。	会議録が整備されていない場合 ○○会議の会議録を整備すること。 会議録の内容が不十分である場合 会議録の内容が不十分であるので、記載事項を検討されたい。									
(4)職員研修	○	○	○	○	○	○	①各研修会への積極的な参加及び内部研修の充実などにより、職員の資質向上対策への積極的な取り組みをしているか。	全く実施されていない場合 職員の資質向上のため、計画的な職員研修を実施すること。 内容が不十分である場合 職員研修は、計画的かつ有効的に実施すること。	運営基準(保育)第7条の2 保育所保育指針第5章 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(3)	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第7条の2準用 教育基本法第9条 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(3)	運営基準(地域型)第9条 保育所保育指針第5章 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(3)	運営基準(養護)第23条3項(軽費)第24条3項(特養)第24条3項、第40条3項 老人福祉施設指導監査事項別紙-運営-勤務体制の確保等	運営基準(障がい)第35条3項 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(3)	独自基準(保護)第5条 保護施設指導監査事項第2 2(4)			
	○	○	○		○	○		施設外研修を受講していない場合 職員の資質向上のため、施設外研修を積極的に受講し、新たな知識を職員へ周知するよう努めること。									
					○	○		施設外研修を受講していない場合 職員の資質向上のため、施設外研修を積極的に受講することが望ましい。									
						○		施設外研修の内容伝達を行っていない場合 施設外研修については、研修内容を職員に伝達し、共有するよう努めることが望ましい。 (外部研修等)職員が受講した研修内容については、回覧等により、施設の運営に還元する手立てを講じられたい。									
	○	○	○	○	○	○		研修参加者が、一部の職員に偏っている場合 職員研修については、一部の職員のみではなく、できるだけ偏りなく多くの職員に参加させるよう努めることが望ましい。 資格取得への配慮がなされていない場合 職員の資格取得について配慮をした研修等を実施されたい(参加させられたい)。									
						○		②全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	措置を講じていない場合 全ての職員に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じること。				運営基準(養護)第23条3項(軽費)第24条3項(特養)第24条3項、第40条3項				
						△		③施設長(管理者)はユニット型施設の管理等に係る研修を受講しているか。	研修を受講するよう努めていない場合 ユニット型施設の施設長(管理者)はユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めること。				運営基準(特養)第40条5項				
								④研修の記録が整備されているか。	研修記録が整備されていない場合 研修記録を整備すること。 研修記録の内容が不十分である場合 研修記録の内容が不十分であるので、検討されたい。	運営基準(保育)第7条の2 保育所保育指針第5章 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(3)	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第7条の2準用 教育基本法第9条 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(3)	運営基準(地域型)第9条 保育所保育指針第5章 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(3)	運営基準(養護)第9条(軽費)第9条(特養)第9条	運営基準(障がい)第8条	運営基準(保護)第8条		
	(5)個人情報	○	○	○	○	○	○	①業務上知り得た個人情報の漏洩防止に係る措置が講じられているか。	措置が講じられていない場合 措置が不十分である場合 業務上知り得た個人情報の漏洩防止に係る措置を講じること。	運営基準(保育)第14条の2 個人情報保護法	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第14条の2準用 個人情報保護法	運営基準(地域型)第20条 個人情報保護法	運営基準(養護)第26条2項(軽費)第29条2項(特養)第28条2項 個人情報保護法	運営基準(障がい)第40条 個人情報保護法	独自基準(保護)第7条2項 個人情報保護法		

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(6)業務継続計画	○	○					【業務継続計画】 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施すること。	業務継続計画が策定されていない場合 業務継続計画の策定に努められたい。 業務継続計画が職員に周知されていない場合 業務継続計画の職員への周知に努められたい。 必要な研修及び訓練が定期的の実施されていない場合 必要な研修及び訓練の定期的な実施に努められたい。 業務継続計画の定期的な見直しが行われていない場合 業務継続計画の定期的な見直しに努められたい。	運営基準(保育)第9条の3	運営基準(認定こども園)第13条 運営基準(保育)第9条の3準用				
(7)安全確保	○	○	○				①施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。	安全計画が策定されていない場合 安全計画を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 安全計画の内容が不十分な場合 安全計画の内容が不十分であるので、改善すること。	運営基準(保育)第6条の3第1項	学校保健安全法第27条	運営基準(地域型)第7条の2第1項			
	○		○				②職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的の実施されているか。	職員に対し、安全計画が周知されていない場合 職員に対し、安全計画について周知すること。 安全計画に定める研修及び訓練が定期的の実施されていない場合 安全計画に定める研修及び訓練を定期的の実施すること。	運営基準(保育)第6条の3第2項		運営基準(地域型)第7条の2第2項			
	○		○				③保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない場合 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	運営基準(保育)第6条の3第3項		運営基準(地域型)第7条の2第3項			
	○		○				④安全計画の定期的な見直しが行われているか。	安全計画の定期的な見直しが行われていない場合 安全計画の定期的な見直しを行うこと。	運営基準(保育)第6条の3第4項		運営基準(地域型)第7条の2第4項			
	○		○				⑤児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を使用するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。	点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認されていない場合 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認すること。	保育所保育指針第3章3(2)		保育所保育指針第3章3(2)			
		○					⑥【学校保健計画】 園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児等に対する指導その他保健に関する事項について計画を作成し、これを実施しているか。	計画が作成されていない場合 学校保健計画を作成し、園児及び職員の健康の保持及び増進に努めること。 計画の内容が不十分な場合 学校保健計画の内容が不十分であるので、改善すること。		認定こども園法第27条(学校保健安全法第5条準用)				
		○					⑦【学校安全計画】 園児の安全の確保を図るため、施設及び設備の安全点検、園児に対する通園を含めた園生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員研修、その他園における安全に関する事項について計画を作成し、これを実施しているか。	計画が作成されていない場合 学校安全計画を作成し、一人一人の子どもの安全の確保に努めること。 計画の内容が不十分な場合 学校安全計画の内容が不十分であるので、改善すること。		認定こども園法第27条(学校保健安全法第27条準用)				
		○					⑧【危険等発生時対処要領】 園児の安全の確保を図るため、園の実情に応じて、危険発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成しているか。	危険等発生時対処要領が作成されていない場合 危険発生時において職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成すること。		認定こども園法第27条(学校保健安全法第29条準用)				

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠															
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護										
2 職員処遇																								
(1)出退勤管理							①勤務表(交代勤務職員の勤務割表を含む)は整備されているか。	整備作成されていない場合 勤務表(交代制職員の勤務割表)を事業所ごとに整備すること。 整備作成されていない場合 勤務表(交代制職員の勤務割表)を事業所ごとに整備すること。 不備がある場合 勤務表(交代制職員の勤務割表)に不備があるので、適切に整備すること。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)	運営基準(養護)第23条1項(軽費)第24条1項(特養)第24条1項、第40条1項	運営基準(障がい)第35条1項	保護施設指導監査事項第2 2(4)										
							②適切な出退勤管理がおこなわれているか。	出勤有無、出退勤時間が明確でない場合 出退勤管理は、タイムカードへの打刻や出勤簿への押印で行うこと。 出勤簿に休暇、出張等の記載がない場合 出勤簿にて、休暇・出張等を含めて管理することが望ましい。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(2)	運営基準(養護)第9条(軽費)第9条(特養)第9条 労働時間の適正な把握のためのガイドライン	運営基準(障がい)第8条 労働時間の適正な把握のためのガイドライン	労働時間の適正な把握のためのガイドライン										
(2)給与							①幹部職員等の給与は適正な金額か。	一部の職員に、給与規程上に定めがなく、支給根拠が不明確な金額が支給されている場合 〇〇(施設長等)の給与のうち〇〇手当について、規程上の定めがないので、関係規定を整備したうえで、適正な支給を行うこと。 幹部職員等の給与額が極めて高額である場合 一部の職員の給与が他の職員の給与に比して極めて高額であるので、(他の職員の給与水準の向上を含め、)関係規定を整備の上、支給水準を適正化すること。 一部の幹部職員に、管理職手当の外に不適切な手当(特殊勤務手当、時間外勤務手当等)を支給している場合 〇〇手当について、管理職手当の支給を受ける〇〇(施設長等)に支給することは不適切であるので、是正すること。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	指導監査徹底通知5(3)	指導監査徹底通知5(3)	保護施設指導監査事項第2 2(1) 指導監査徹底通知5(3)										
(3)その他職員処遇							①職員の健康管理を行っているか。	健康管理を行っていない場合 職員に対して、健康診断等を実施し、適正に健康管理を行うこと。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)イ	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)イ	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)イ	運営基準(養護)第24条(軽費)第26条(特養)第26条 感染症等の発生が疑われる際の対処等の手順	運営基準(障がい)第37条 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1)イ	保護施設指導監査事項第2 2(2)カ										
							②職場において行われるセクシャルハラスメント又はパワーハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	必要な措置を講じていない場合 職場において行われるセクシャルハラスメント又はパワーハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じること。				運営基準(養護)第23条4項(軽費)第24条4項(特養)第24条4項、第40条5項 老人福祉施設指導監査事項別紙-運営-勤務体制の確保等	運営基準(障がい)第35条4項 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(5)	運営基準(保護)第6条の3										

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
3 その他法に基づく項目														
(1)法定手続														
							①下記の各種労働契約は適切であるか。 ・非常勤職員の雇用契約 ・嘱託医との嘱託契約 ・派遣職員の派遣契約、通知	契約内容が不適切である場合 ----- 契約書が整備されていない場合 ----- 一部に未整備のものがある場合 ----- 関係書類の一部に不備がある場合 ----- 〇〇契約について〇〇なため、労働基準法(又はパートタイム労働法)を遵守するように見直してください。	労基法 ----- パートタイム労働法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- パートタイム労働法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- パートタイム労働法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- パートタイム労働法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- パートタイム労働法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(1)ア	労基法 ----- パートタイム労働法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(1)ア
							②下記書類が整備されているか。 ・労働者名簿 ・賃金(給与)台帳 ・雇入れ、解雇関係 ・災害補償 ・その他労働に関する重要な書類 履歴書、資格証明書、 休暇届(年次有給休暇等)、 時間外勤務や休日勤務に係る 命令簿・実施簿、退職願(届)等	整備されていない場合 ----- 一部の職員のもの欠けている場合 ----- 〇〇について、〇〇なため、労働基準法を遵守するように見直してください。	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(2)ア
							③変形労働時間制(1年単位・1月単位)を採用している場合、所定の手続きや正しい運用が行われているか。	所定の届出をしていない場合 ----- 許可条件を遵守していない場合 ----- 労使協定を締結せず、変形労働時間制(1年単位・1月単位)を採用している場合 ----- 変形労働時間制について、〇〇なため、労働基準法を遵守するように見直してください。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア			
							④宿(日)直勤務について、所定の手続きや正しい運用が行われているか。	労働基準法第41条の許可を受けておらず、かつ時間外労働・休日労働としていない場合 ----- 宿直の許可条件を遵守していない場合 ----- 宿(日)直勤務について、〇〇なため、労働基準法を遵守するように見直してください。				宿直勤務の取扱いについて	宿直勤務の取扱いについて	宿直勤務の取扱いについて
							⑤時間外勤務や休日勤務の実態がある場合、労働基準法第36条に基づく協定が適正に行われているか。	未締結の場合 ----- 期限切れの場合 ----- 時間外勤務(休日勤務)の協定について、〇〇なため、労働基準法を遵守するように見直してください。	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(2)ア
							⑥1か月の時間外労働時間が45時間を超えていないか(臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間が限度)。	超えている場合 ----- 1か月の時間外労働時間について、労働基準法を遵守するように見直してください。	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(2)ア
							⑦給与から法定控除以外の控除を行っている場合、労働基準法第24条に基づく賃金の一部控除に関する協定を適正に締結しているか。	賃金控除の協定を締結せず、給与から法定控除以外の控除をしている場合 ----- 賃金控除の協定を締結しているが、控除項目に不適切なものがある場合 ----- 給与から控除している〇〇について、〇〇なため、労働基準法を遵守するように見直してください。	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(1)ア	労基法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(2)ア	
							⑧社会保険等へ適正に加入しているか。	加入していない場合 ----- 社会保険等への加入について、関係法を遵守するように見直してください。	健保法 ----- 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	健保法 ----- 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	健保法 ----- 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	健保法 ----- 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法 ----- 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	健保法 ----- 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(1)ア	健保法 ----- 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法 ----- 児童福祉行政指導監査事項第2 2(2)ア

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(2)諸規程の整備	○	○	○	○	○	○	①就業規則等の規程類は適正に整備・周知されているか。 ・就業規則 ・給与規程 ・育児休業・介護休業に係る規程 ・旅費規程 ・その他全ての従業者に適用される定めがある制度の規程	整備がされていない場合 周知されていない場合 ○○規則(規程)について、○○なため、労働基準法を遵守するように見直してください。	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法	労基法 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1)ア	労基法 保護施設指導監査事項第2 2(2)ア
							②就業規則等の規程について、労基署への届出がされているか。 【常時10人以上の労働者を使用する場合】	届出がされていない場合 就業規則等の届出について、労働基準法を遵守するように見直してください。						
(3)就業規則	○	○	○	○	○	○	①就業規則について、下記のことが適正に規定されているか。 ・始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに交代制の場合には終業時転換に関する事項 ・賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ・退職に関する事項(解雇の事由を含む) (以下は、制度がある場合には必須) ・退職手当に関する事項 ・臨時の賃金(賞与)、最低賃金額に関する事項 ・従業者に食費、作業用品などの負担に関する事項 ・安全衛生に関する事項 ・職業訓練に関する事項 ・災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項 ・表彰、制裁に関する事項 ・当該事業場の労働者のすべてに適用される制度に関する事項	いずれかの規定がない場合 就業規則について、○○が規定されていないため、労働基準法を遵守するように見直してください。 規定に不備がある場合 退職申し入れ期間の定めが適正でない場合 解雇制限・解雇予告の期間が30日未満とされている場合 勤務時間が週40時間を超えている場合 規定上の勤務時間(始業時間・終業時間)と実態とが乖離している場合 夜勤の拘束時間が、17時間を超えている場合 業務上の傷病に対する災害補償の規定がない場合 懲戒規定の減給が、制限を超えている場合 管理監督権のない者を管理職としている場合 雇用期間が5年を超えた有期労働契約者が無期労働契約へ転換するために必要な規定等がない場合 就業規則の○○について、○○なため、労働基準法を遵守するように見直してください。	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 高年齢者雇用安定法	労基法 高年齢者雇用安定法 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1)ア	労基法 高年齢者雇用安定法 保護施設指導監査事項第2 2(2)ア
							②休日について、下記のことが適切に行われているか。 ・休日の付与 ・振替休日と代休の区別 ・年次有給休暇の付与、取得	休日の付与が不適切である場合 振替休日と代休が区別されていない場合 付与要件・日数が適切でない場合 年次有給休暇の付与日から2年以内に限り、繰越しを認めていない場合 年次有給休暇の時間単位の取得が規定の範囲を超えている場合 年次有給休暇が時間単位で取得されており、労使協定が締結されていない場合 ○○について、○○なため、労働基準法を遵守するように見直してください。	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 高年齢者雇用安定法	労基法 高年齢者雇用安定法 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1)ア	労基法 高年齢者雇用安定法 保護施設指導監査事項第2 2(2)ア
	○	○	○	○	○	○	③10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、取得時季を指定して有給休暇を取得させているか。	必要な日数の有給休暇を取得させていない場合 (※取得必要日数に注意) 年5日の年次有給休暇の取得について、労働基準法を遵守するように見直してください。	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法	労基法 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1)ア	労基法 保護施設指導監査事項第2 2(2)ア

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
(4)給与規程	○	○	○	○	○	○	①就業規則(給与規程)について、下記のとおり適正に運用されているか。 ・賃金の決定、計算及び支払の方法、 ・賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項	規定が実態と乖離している場合	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法
							成績給を導入している場合で、評価基準が不明確な場合	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア					
							超過勤務手当(時間外・休日・深夜勤務手当)の支給が法定水準未満である場合								
							超過勤務手当の支給単価に算入すべき手当等を算入していない場合								
							給与規程上に定めがなく、支給根拠が不明確な手当が支給されている場合								
							給与規程の〇〇について、〇〇なため、労働基準法を遵守するように見直してください。								
○	○	○	●	●	●	②宿(日)直手当の規定及び運用が適正であるか。【実態がある場合に限り。特別養護老人ホームは必須】	宿(日)直手当が規定されていない場合	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法
						宿(日)直手当の額が、要件を満たしていない場合	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア						
						代休を与え、宿(日)直手当を支給していない場合									
○	○	○	○	○	○	③退職手当の制度がある場合、適正に運用されているか。	退職手当共済制度等への加入等、退職手当の支給への備えを行っていない場合	賃金支払確保法	賃金支払確保法	賃金支払確保法	賃金支払確保法	賃金支払確保法	賃金支払確保法	賃金支払確保法	
						退職手当制度について、〇〇なため、賃金支払確保法を遵守するように見直してください。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ						
○	○	○	○	○	○	④不適切な控除をすることなく、給与直接払の原則を遵守しているか。	借金相殺、強制貯蓄等、不適切な控除をしている場合	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法
						給与の支払いについて、〇〇なため、労働基準法を遵守するように見直してください。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア						
○	○	○	○	○	○	⑤厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者への資金移動による賃金支払をする場合、適正に運用しているか。	必要な事項を説明していない場合	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法
						労働者の同意を得ていない場合	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ						
						資金移動業者への資金移動による賃金支払の方法について、〇〇なため、労働基準法を遵守するように見直してください。									
○	○	○	○	○	○	⑥正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差がないか。	不合理な待遇差がある場合	パートタイム労働法	パートタイム労働法	パートタイム労働法	パートタイム労働法	パートタイム労働法	パートタイム労働法	パートタイム労働法	パートタイム労働法
						労働者の待遇について、〇〇なため、パートタイム労働法を遵守するように見直してください。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア						
(5)育児・介護休業規程	○	○	○	○	○	①育児・介護休業について、下記のとおり適正に規定・運用されているか。 ・休業の期間 ・子の看護休暇 ・介護休暇 ・育児に係る所定外労働の免除 ・時間外勤務及び深夜勤務の制限 ・育児短時間勤務制度 ・介護に係る短時間勤務制度 等	規定がない場合	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法	労基法
						規定・運用が不適切な場合	育児・介護休業法	育児・介護休業法	育児・介護休業法	育児・介護休業法	育児・介護休業法	育児・介護休業法			
						育児・介護休業の〇〇の規定について、〇〇なため、労働基準法(育児・介護休業法)を遵守するように見直してください。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア						
○	○	○	○	○	○	②休業の取得対象者を不当に制限していないか。法定要件を満たすにもかかわらず、対象外としていないか。	不当に制限している場合、対象外としている場合								
						育児・介護休業の取得対象者について、〇〇なため、労働基準法(育児・介護休業法)を遵守するように見直してください。									
○	○	○	○	○	○	③休業期間が、年次有給休暇の算定において不適切に取り扱われていないか。	出勤したものとみなしていない場合								
						育児・介護休業の取扱いについて、〇〇なため、労働基準法(育児・介護休業法)を遵守するように見直してください。									

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
(5)育児・介護休業規程	○	○	○	○	○	○	④育児、介護の状況についての配慮があるか。	配慮していない場合 育児・介護休業への配慮について、労働基準法(育児・介護休業法)を遵守するように見直してください。	労基法 育児・介護休業法	労基法 育児・介護休業法	労基法 育児・介護休業法	労基法 育児・介護休業法	労基法 育児・介護休業法	労基法 育児・介護休業法	
	○	○	○	○	○	○	⑤その他不利益な取扱いを規定していないか。(他の規程を含む) *手当を含む給与に関しては、勤務していない期間までも勤務したものとすることを求めるものではない。	その他不利益な取扱いを規定している場合(昇給等において、非勤務期間の控除以上のペナルティを課している場合等) その他規定について、不利益な取扱いを規定しているため、労働基準法(育児休業法等)を遵守するように見直してください。	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	
(6)旅費規程	○	○	○	○	○	○	①交通費、日当、宿泊料等が適正に運用されているか。	支給が、規程に基づいていない場合 旅費規程の○○について、○○なため、労働基準法を遵守するように見直してください。	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労基法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	
(7)その他規程等の整備	○	○	○	○	○	○	①個人情報保護する体制を整備しているか。	個人情報保護規程を整備していない場合 ガイドライン等に基づく管理を行っていない場合 個人情報の保護について、○○なため、個人情報保護法を遵守するように見直してください。	個人情報保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	個人情報保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	個人情報保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	個人情報保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	個人情報保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	個人情報保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	
	○	○	○	○	○	○	②公益通報者を保護する体制を整備しているか。	公益通報者保護規程を整備していない場合 公益通報者に対する対応が不適切な場合(実態有・規定のみ) 公益通報者の保護について、○○なため、公益通報者保護法を遵守するように見直してください。	公益通報者保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	公益通報者保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	公益通報者保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	公益通報者保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	公益通報者保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	公益通報者保護法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	
	○	○	○	○	○	○	③マイナンバー制度の導入にあたり、特定個人情報等の具体的な取扱いを定めているか。	具体的な取扱いを定めていない場合 特定個人情報等の取扱いについて、マイナンバー法を遵守するように見直してください。	マイナンバー法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	マイナンバー法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	マイナンバー法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	マイナンバー法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	マイナンバー法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	マイナンバー法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	
(8)健康診断	△	△	△				④職場において行われるセクシャルハラスメント又はパワーハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	必要な措置を講じていない場合 職場において行われるセクシャルハラスメント又はパワーハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じること。	労働施策総合推進法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	労働施策総合推進法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	労働施策総合推進法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ				
	○	○	○	○	○	○	①採用時検診を実施しているか。若しくは、採用時に診断書を提出させているか。	職員採用時に、健康診断を実施していない場合 職員の採用時検診について、労働安全衛生法を遵守するように見直してください。	労働安全衛生法等 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)イ	労働安全衛生法等 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)イ	労働安全衛生法等 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)イ	労働安全衛生法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)イ	労働安全衛生法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)イ	労働安全衛生法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)イ	
	○	○	○	○	○	○	②健康診断の実施回数は適正か。	年1回以上(夜間職員6か月に1回以上)は実施されていない場合 健康診断の実施回数について、労働安全衛生法を遵守するように見直してください。							
	○	○	○	○	○	○	③労働安全衛生規則に定める健康診断項目を満たしているか。	項目を満たしていない場合 健康診断の項目について、労働安全衛生法を遵守するように見直してください。							
	○	○	○	○	○	○	④職員の個々の健康診断結果(個人票など)が整備されているか。	個人票等の健康診断の記録を整備していない場合 職員の個々の健康診断結果の整備について、労働安全衛生法を遵守するように見直してください。							
				○	○	○	⑤結核に係る健康診断を年1回以上実施しているか(別途である必要はない)。	実施されていない場合 結核に係る健康診断について、感染症予防法を遵守するように見直してください。				感染症予防法	感染症予防法	感染症予防法 児童福祉行政指導監査事項第2 2(1)イ	児童福祉行政指導監査事項第2 2(2)カ

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
(9)安全管理	○	○	○	○	○	○	①安全衛生管理体制が整備されているか。	整備していない場合 安全衛生管理体制の整備について、労働安全衛生法を遵守するように見直してください。	労働安全衛生法等 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	労働安全衛生法等 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	労働安全衛生法等 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	労働安全衛生法等	労働安全衛生法等	労働安全衛生法等 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1)エ	労働安全衛生法等 保護施設指導監査事項第2 2(2)ア
	○	○			○	○	②産業医を選任し、職員の健康管理を行っているか。 【常時50人以上の労働者を使用する事業所】	産業医による健康管理を行っていない場合 産業医による健康管理について、労働安全衛生法を遵守するように見直してください。							
	○	○			○	○	③衛生管理者を選任し、安全衛生業務を行っているか。 【常時50人以上の労働者を使用する事業所】	衛生管理者による業務を行っていない場合 衛生管理者の選任について、労働安全衛生法を遵守するように見直してください。							
	○	○	○	○	○	○	④施設において安全衛生対策を講じているか。 ・安全衛生教育 ・施設長等の教育 ・中高年齢者への配慮 ・身体障がい者への配慮	安全衛生対策が講じられていない場合 安全衛生対策について、労働安全衛生法を遵守するように見直してください。							
	○	○	○	○	○	○	⑤ストレスチェックを医師、保健師などにより実施しているか。 【50人未満の事業所は努力義務】 (平成27年12月1日施行)	ストレスチェックを実施していない場合 ストレスチェックの実施について、労働安全衛生法を遵守するように見直してください。							
(10)法改正等対応	○	○	○	○	○	○	①正社員と非正規雇用労働者との間で不合理な待遇差を設けていないか。 【令和2年4月改正】 ・不合理な待遇差の禁止 ・待遇に関する説明義務の強化 ・行政による事業主への助言・指導等 や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備	対応していない場合 非正規雇用労働者の待遇について、パートタイム労働法を順守するように見直してください。	パートタイム労働法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	パートタイム労働法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	パートタイム労働法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	パートタイム労働法	パートタイム労働法	パートタイム労働法 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1)エ	パートタイム労働法 保護施設指導監査事項第2 2(2)ア
	○	○	○	○	○	○	②高齢者雇用確保措置を講じているか。【令和3年4月改正】 ・65歳までの雇用確保(義務) ・70歳までの就業確保(努力義務)	講じていない場合 高齢者の雇用について、高齢者等の雇用の安定等に関する法律を遵守するように見直してください。	高齢者雇用安定法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	高齢者雇用安定法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	高齢者雇用安定法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	高齢者雇用安定法	高齢者雇用安定法 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1)エ	高齢者雇用安定法 保護施設指導監査事項第2 2(2)ア	
	○	○	○	○	○	○	③育児・介護休業制度の改正について就業規則等を見直しているか。【令和4年4月改正】 ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 ・産後パパ育休(出生時育児休業)の創設 ・育児休業の分割取得	見直していない場合 就業規則等について、育児・介護休業法の改正を遵守するように見直してください。	育児・介護休業法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	育児・介護休業法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	育児・介護休業法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	育児・介護休業法	育児・介護休業法 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1)エ	育児・介護休業法 保護施設指導監査事項第2 2(2)ア	
	○	○	○	○	○	○	④育児休業や産後パパ育休を取得しやすいように雇用環境の整備を行っているか。【令和4年4月改正】 ・研修の実施 ・相談体制の整備 ・事例の収集、提供 ・促進に関する方針の周知 ・対象者への個別の周知、意向確認	行っていない場合 育児休業や産後パパ育休の取得について、育児・介護休業法の改正を遵守するように見直してください。	育児・介護休業法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	育児・介護休業法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	育児・介護休業法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)エ	育児・介護休業法	育児・介護休業法 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1)エ	育児・介護休業法 保護施設指導監査事項第2 2(2)ア	
	○	○	○	○	○	○	⑤パート・アルバイトの社会保険加入条件の変更に対応しているか。【令和4年10月改正】 ※新たな加入者(すべて満たすもの) ・週の所定労働時間が20時間以上 ・所定内賃金が月額8.8万円以上 ・2ヶ月を超える雇用の見込みがある ・学生ではない	対応していない場合 社会保険等への加入について、関係法を遵守するように見直してください。	健保法 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	健保法 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	健保法 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法 児童福祉行政指導監査事項(1)第2 2(1)ア	健保法 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法	健保法 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法 障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1)エ	健保法 厚生年金保険法 雇用保険法 労災法 保護施設指導監査事項第2 2(2)ア	

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(10)法改正等対応	○	○	○	○	○	○	⑥月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられているか。 【令和5年4月改正】 ・月60時間を超える場合、50%の割増賃金	引き上げていない場合 時間外労働の割増賃金について、労基法を順守するように見直してください。	労基法 児童福祉行政指導 監査事項(1)第2 2(1) ア	労基法 児童福祉行政指導 監査事項(1)第2 2(1) ア	労基法 児童福祉行政指導 監査事項(1)第2 2(1) ア	労基法	障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1) ア	保護施設指導監査事項第2 2(2)ア
	○	○	○	○	○	○	⑦明示すべき労働条件の変更に対応しているか。【令和6年4月改正】 ※追加される明示事項 ・従事すべき業務の変更の範囲 ・就業場所の変更の範囲 ・有期労働契約を更新する場合の基準	対応していない場合 明示すべき労働条件について、職業安定法を順守するように見直してください。	職業安定法 児童福祉行政指導 監査事項(1)第2 2(1) ア	職業安定法 児童福祉行政指導 監査事項(1)第2 2(1) ア	職業安定法 児童福祉行政指導 監査事項(1)第2 2(1) ア	職業安定法	障がい者支援施設指導監査事項第2 2(1) ア	保護施設指導監査事項第2 2(2)ア

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠				
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい
【会計にかかる指導監査を実施する際の注意事項】 (1) 法人本部のみに該当する指導監査事項については、「指導監査ガイドライン」に基づいて監査を実施する。 (2) 施設のみに該当する指導監査事項については、当該「指導監査基準」に基づいて監査を実施する。 (3) 施設の指導監査を実施するにあたり、「指導監査ガイドライン」に記載されている内容のうち、施設の会計においても該当する項目(※)については、(2)にかかわらず「指導監査ガイドライン」の記載事項に基づいて指導監査を実施する。 ※Ⅲ管理 3会計管理 (1) 会計の原則 (2) 規程・体制 1 経理規程を制定しているか。 2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。 (3) 会計処理 1 事業区分等は適正に区分されているか。 2 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。 3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。 (4) 会計帳簿 1 会計帳簿は適正に整備されているか。 (5) 附属明細書 1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。 2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。 3 契約等が適正に行われているか。													
IV 会計管理													
1 管理体制													
外部委託	<input type="radio"/>	会計事務を会計事務所等に委託している場合、委託契約を締結しているか。	委託契約を締結していない場合 会計事務所委託に伴う委託契約等を締結されたい。										
2 決算及び計算書類													
決算書類全般	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				決算書類等が整備され、保存されているか。 (社会福祉法人以外の事業者について)	決算に重大な誤りがある場合、または未作成の決算書類がある場合 <input type="radio"/> <input type="radio"/> (決算事務)に大きな誤りが見受けられるので、早急に精査し、報告するとともに、決算書を提出した機関にも提出すること。 <input type="radio"/> を整備すること。	企業会計原則 学校法人会計基準 中小企業の会計に関する基本要領 公益法人会計基準について				
3 負債													
(1)借入金	<input type="radio"/>	借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されているか。	書面による贈与契約が締結されていない場合 贈与契約による寄附が滞りなく履行されるよう、書面による贈与契約を締結すること。 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合には、今後遅滞が生じないよう、書面による贈与契約を締結すること。	審査要領第2-(1)、(2)									
(2)貸付金及び流用	<input type="radio"/>	①同一法人内における資金の貸付は、年度内に精算しているか。	本部サービス(拠点)区分が他のサービス(拠点)区分から会計年度を越えて資金を借入れている場合 会計年度を越えたサービス(拠点)区分間の貸付は年度内に精算する必要があるため、早急に○○区分から○○区分へ貸付金(○○円)を戻し入れること。	雇児発第0312001号5 府市本第254通知4(2) 老発188号第2-3-(4) 障発1018003号第2-3-(2)									
	<input type="radio"/>	②社会福祉法人外への資金貸付等はないか。	法人の事業外に資金の貸付をしている場合 法人の事業外への資金貸付は認められないので、早急に当該資金を回収すること。	指導監督徹底通知5(3)ウ									
4 寄附													
	<input type="radio"/>	①社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用するようなことはないか。	社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、不正使用している場合 利用者又は家族等に寄附を強要、不正使用することは認められないので、早急に実施を止める等、適切な対応をすること。	指導監督徹底通知5(4)エ									
	<input type="radio"/>	②国庫負担(補助)金交付対象である施設整備費及び設備整備費に係る契約の相手方より多額の寄附を受領していないか。	国庫負担(補助)金交付対象である施設整備費及び設備整備費に係る契約の相手方より多額の寄附を受領している場合 国庫負担(補助)金交付対象である施設整備費及び設備整備費に係る契約の相手方から多額の寄附を受領しないこと。	指導監督徹底通知5(2)イ									

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠						
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護	
5 補助金							各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する区分を決定し、当該区分で受け入れているか。	補助金の受入区分が不適正な場合 各種補助金については、適正な区分で受け入れること。	留意事項10						
6 契約															
契約手続			△				入札を行う際には、監事や複数の理事(又は評議員)の立会いを求め、立会人全員の署名を徴しているか。	複数の役員や評議員の立会いがない場合 立会人全員の署名を徴していない場合 入札を行う際には、複数の役員や評議員の立会いを求め、立会人全員の署名を徴されたい。	指導監督徹底通知5(2)ウ						
7 その他支出															
(1)出納一般							不明瞭な出納は見られないか。	不明瞭な出納がある場合 金銭の支払いが、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行われていない場合 〇〇の支出において、不明瞭なものが見受けられるので、その内容を調査し、報告すること。	会計省令第1条、第2条 指導監督徹底通知5(3) 経理規程						
(2)慶弔金							①慶弔金規程は定められているか。	慶弔金規程を整備していない場合 慶弔金規程を整備されたい。							
							②慶弔金は慶弔金規程に基づき支払われているか。	慶弔金規程に基づいた支払がされていない場合 慶弔金の支払は、慶弔金規程に基づき行うこと。							
							③社会通念を超える額の慶弔金が支払われているか。	社会通念を超える額が支払われている場合 〇〇に対して支出した慶弔金の金額は社会通念上の金額を超えるものであるため、〇〇すること。							
(3)法人本部経費			△				本部拠点(サービス)区分で負担すべき経費を、施設拠点(サービス)区分で負担していないか。	法人本部で支出すべき経費を他の拠点(サービス)区分から支出している場合 法人本部で支出すべき経費を他の拠点(サービス)区分から支出している場合で、かつ計算書類の内容に重大な影響を与えた場合 〇〇に係る経費を〇〇拠点(サービス)区分から支出しているが、本部拠点(サービス)区分から支出すべきものであるため、是正すること。	留意事項6 児保第13号7						
(4)利用者預り金							①社会福祉施設の利用者からの預り金は、別会計で適正に管理されているか。	別会計で管理されていない場合 利用者預り金については、別会計で管理すること。	指導監督徹底通知5(4)エ 留意事項1(3)						
							②預り金の事務執行は、適正か。	適正でない場合 利用者預り金に係る事務については、適正に執行すること。							
(5)不正防止							①クレジットカード等を使用した不適切な支出はないか。	クレジットカード等の使用について規定されていない場合 クレジットカード等の使用について、適切に管理できるよう経理規程等に規定されたい。 クレジットカード等の使用についても責任者を指定し、内部牽制体制を確立されたい。	指導監督徹底通知5(3) 経理規程						
							②概算払いについて、適切な会計処理を行っているか。	概算払いとすることが不適切な支出が見受けられる場合 〇〇について、概算払いとすることは認められないので、是正すること。 概算払いについて、適切な事務処理が行われていない場合 概算払いを行った場合、適切に精算行為を行うこと。	経理規程						
							③不適切な会計支出がないか。	不適切な会計支出が認められた場合 不適切な会計支出が認められたので、早急に是正すること。 ※当該法人事業と全く関連のないものや社会通念を逸脱し私的流用が疑われるようなもの等、社会福祉法人としての説明責任を果たせない支出等は認められない。	指導監督徹底通知5(3) 老発第188号第2-2 障発第1018003号第2-4 地域型保育給付費等に係る支出について						

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
8 現金														
小口現金							①小口現金出納帳が整備されているか。	整備されていない場合 現金出納帳を早急に整備すること。 記載漏れ等不備があるとき 現金出納帳に不備があるので、是正すること。	経理規程					
							②経理規程に定められた小口現金の限度額は遵守されているか。	保管限度額又は1回当たりの支出限度額を大幅にもしくは頻繁に超過している場合 その他保管限度額又は1回当たりの支出限度額を超過している場合 小口現金の運用について、〇〇(保管限度額、1回当たりの支出限度額)を(大幅に、頻繁に)超過している状況が見受けられるので、経理規程に基づく運用を行う(実態に応じた経理規程の改正を行う)こと。	経理規程					
							③個人の立替金が発生していないか。	個人の立替払が発生している場合 小口現金について、(施設長等)個人的な立替金が生じているので、是正すること。						
							④試算表、決算と実際の現金が合致しているか。	試算表、決算と実際の現金が合致していない場合 決算(試算表、元帳)と、実際の現金残高が合致していないので、早急に原因を調査し、報告すること。	経理規程					
							⑤金銭収入を取引金融機関に預け入れることなく、そのまま小口現金として運用していないか。	取引金融機関に預け入れることなく、金銭収入を小口現金として頻繁に支出に充てている場合 取引金融機関に預け入れることなく、金銭収入を小口現金として支出に充てている場合 金銭収入については、経理規程第〇条の規定により、直ちに支出に充てることなく、必ず一旦取引金融機関に預け入れること。	経理規程					
							⑥余分な現金が保管されていないか。	余分な現金が保管されている場合 余分な現金を保管することは不適切であるので、早急に〇〇する(金融機関に預け入れる等)こと。						
9 その他														
(1)民間共済退職金							退職共済制度に係る資産・収益・費用の個人別明細表(年度末)と決算書類とが整合しているか。	貸借対照表の退職給付引当資産期末残高と本年度期末資産累計額が一致しない場合 貸借対照表の退職給付引当資産期末残高と本年度期末資産累計額が整合しないため、是正すること。 貸借対照表の退職給付引当金期末残高と当期末退職金要支給額が一致しない場合 貸借対照表の退職給付引当金期末残高と当期末退職金要支給額が整合しないため、是正すること。	各種税法等					
(2)弾力運用【保育所を除く】・措置費の運用							①弾力運用を行うにあたり、要件をすべて満たしているか。	要件を満たしていないにも関わらず、弾力運用を行っている場合 運営費の弾力運用について、要件(〇〇)を満たしていないので、早急に〇〇(決算事務の再精査、市(所管課)との協議等)すること。	雇児発第0312001号 1 雇児福発第0312002号 問5 保護施設指導監査事項第2-1(10)					
							②積立金に積立てる場合、人件費積立金、施設整備等積立金のいずれかであるか。積立金の使用計画が作成されているか。	人件費積立金、施設整備等積立金以外に積立ている場合 運営費を人件費積立金、施設整備等積立金以外に積立てることは認められないので、是正すること。 使用計画が作成されていない場合 積立金を積立てる際には、積立金の使用計画を作成すること。	雇児発第0312001号 3(2)					
							③社会福祉施設等の整備に係る借入金償還金等へ充当する場合、その限度額内で行っているか。	限度額を超過している場合 運営費の〇〇(借入金償還金等)への充当について、限度額を超過しているので、是正する(超過額を施設会計へ戻し入れる)こと。	雇児発第0312001号 3(3) 雇児福発第0312002号 問5					

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(2)弾力運用【保育所を除く】・措置費の運用				○		○	④施設拠点区分において発生した預貯金の利息等の収入(運用収入)の充当(使途)は適切か。	<p>充当(使途)が不適切な場合</p> <p>施設拠点区分において発生した預貯金の利息等の収入(運用収入)の充当先(使途)が不適切なので、早急に○(決算事務の再精査、所轄庁との協議等)し、是正すること。</p>	<p>雇児発第0312001号 3(4)</p> <p>雇児福発第0312002号 問5</p>					
				○		○	⑤前期末支払資金残高(繰越金)を取崩して使用する場合、理事会の承認を得たうえで、適切な使途に充当されているか。	<p>適切な使途に充当されていない場合</p> <p>前期末支払資金残高の取崩額は、適切な使途に充当すること。</p>	<p>雇児発第0312001号 4</p> <p>雇児福発第0312002号 問5</p>					
				○		○	⑥当期末支払資金残高は、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有か。	<p>当該年度の運営費(措置費)収入の30%を超えている場合</p> <p>当期末支払資金残高は、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費収入の30%以下の保有とすること。</p>	雇児発第0312001号 4					
				○		○	⑦運営費を充当している「法人本部会計の運営に要する経費」の範囲は適正か。	<p>本部拠点(サービス)区分への不適切な充当が行われている場合</p> <p>本部拠点(サービス)区分への充当が対象範囲のものでないので、是正すること。</p>	<p>雇児発第0312001号 4</p> <p>雇児福発第0312002号 問11</p>					
				○		○	⑧同一法人内への運営費の貸付は、当該法人の経営上やむを得ない場合に限られているか。	<p>同一法人内への不適切な運営費の貸付が行われている場合</p> <p>○拠点(サービス)区分へ資金の貸付を行っているが、これは認められないので、是正すること。</p>	雇児発第0312001号 5(2)					
				○		○	⑨同一法人外への貸付を行っていないか。	<p>同一法人外への貸付が行われている場合</p> <p>同一法人外への貸付を行っているが、これは認められないので、是正すること。</p>	雇児発第0312001号 5(2)					
				○		○	⑩運営費の管理運用は、銀行等への預貯金等、安全確実に換金性の高い方法により行われているか。	<p>管理運用方法が不適切な場合</p> <p>運営費の管理運用については、安全確実に換金性の高い方法により行うこと。</p>	雇児発第0312001号 5(1)					
(3)委託費【保育所】の運用	○						<p>①委託費のうち、人件費、管理費、事業費を相互に流用している場合、要件をすべて満たしているか。(要件については、右記のとおり)</p> <p>要件を満たしていないにもかかわらず、弾力運用を行っている場合</p> <p>委託費の弾力運用について、要件(○○)を満たしていないので、早急に○○(決算事務の再精査、市(所管課)との協議等)すること。</p>	<p>府子本第254号通知1(2)</p> <p>府子本第256号通知</p> <p>▽【要件1】</p> <p>①最低基準の遵守</p> <p>②職員配置の委託費基準の遵守</p> <p>③適切な人件費の運用</p> <p>④必要な栄養量の確保、適正な日常生活に係る必要な諸経費の確保</p> <p>⑤適切な児童の処遇</p> <p>⑥役職員の資質向上</p> <p>⑦設置者の適正な運営</p>						
	○						<p>②各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合、要件を満たしているか。</p> <p>市(所管課)との協議、または理事会の承認を得ていない場合</p> <p>積立資産を積立目的以外に使用する場合には、市(所管課)の事前承認を得ること。</p>	府子本第254号通知1(3)						
	○						<p>③委託費のうち、処遇改善等加算の基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、以下の経費等に充てる場合、要件をすべて満たしているか。(要件については、右記のとおり)</p> <p>・保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(保育所等の経営に必要なものに限る)</p> <p>・保育所等の土地又は建物の賃借料</p> <p>・以上の経費に係る借入金(利息含む)の償還又は積立のための支出</p> <p>・保育所等を経営する事業に係る租税公課</p> <p>要件を満たしていないにもかかわらず、弾力運用を行っている場合</p> <p>委託費の弾力運用について、要件(○○)を満たしていないので、早急に○○(決算事務の再精査、市(所管課)との協議等)すること。</p>	<p>府子本第254号通知1(4)</p> <p>別表2</p> <p>▽【要件2】</p> <p>【要件1】に加え以下のいずれかの事業を実施していること</p> <p>①延長保育事業及びこれと同等の事業と認められるもの</p> <p>②一時預かり事業</p> <p>③乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ</p> <p>④地域子育て支援拠点事業又はこれと同等の事業と認められるもの</p> <p>⑤集団保育が可能で日々通所でき、かつ、特別児童扶養手当の支給対象障がい児の受入れ</p> <p>⑥家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p> <p>⑦休日保育加算の対象事業</p> <p>⑧病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p>						

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(3)委託費【保育所】の運用	○						④「保育所施設・設備整備積立金」を同一の設置者が設置する保育所等(保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう)の施設・設備に充てようとする場合、承認を得ているか。	市(所管課)との協議、承認を得ていない場合 積立資産を他の保育所等の施設・設備に使用する場合には、市(所管課)の事前承認を得ること。	府子本第254号通知1(4)					
	○						⑤委託費のうち、委託費の3か月分に相当する額の範囲内まで同一の設置者が設置する保育所等にかかる以下の経費等に充てる場合、要件をすべて満たしているか。 (要件については、右記のとおり) ・保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地取得等に要する経費 ・保育所等の土地又は建物の賃借料 ・以上の経費に係る借入金(利息含む)の償還 ・保育所等を経営する事業に係る租税公課	要件を満たしていないにも関わらず、弾力運用を行っている場合 委託費の弾力運用について、要件(〇〇)を満たしていないので、早急に〇〇(決算事務の再精査、市(所管課)との協議等)すること。	府子本第254号通知1(5) 別表5 ▽【要件3】 【要件1】【要件2】に加え、以下の全てを満たすこと ①社会福祉法人会計基準(学校法人においては学校法人会計基準)に基づいて経理処理を行っており、資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書、拠点区分資金収支明細書及び貸借対照表等の財務諸表を保育所に備付け、閲覧に供すること。 ②毎年度、次のア又はイが実施されていること ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。 イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果について、定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。 ③処遇改善加算の賃金改善要件(キャリアパス要件を含む。)のいずれも満たしていること。					
	○						⑥各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合、承認を得ているか。	市(所管課)または理事会の承認を得ていない場合 積立資産を他の保育所等の施設・設備に使用する場合には、理事会の承認を得ること。【社会福祉法人又は学校法人の場合】 積立資産を他の保育所等の施設・設備に使用する場合には、市(所管課)の事前承認を得ること。【社会福祉法人及び学校法人以外の場合】	府子本第254号通知1(6)					
	○						⑦保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩す場合、条件を満たしているか。	取り崩すにあたって、市(所管課)・関係行政機関等との事前協議が行われていない場合 保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩すにあたっては、〇〇(市(所管課)との事前協議、地元調整)を行うこと。	府子本第256号通知問8の5					
	○						⑧新たに保育所を経営する事業を行う法人が、府子本第254号1(4)～(6)で定める弾力運用を行っていないか。	行っている場合(市(所管課)の了承を得たものを除く) 新たに保育所を経営する事業を行う設置者にあつては、おおむね1年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行した後でなければ府子本第254号1(4)～(6)で定める弾力運用を行うことは出来ないため、〇〇(決算事務の再精査、市(所管課)との協議等)すること。	府子本第255号通知4					
	○						⑨積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が当該施設会計収入決算額の5%を上回る場合は、収支計算分析表を所轄庁に提出しているか。	収支計算分析表が未作成の場合 積立資産への積立支出及び当期資金収支差額の合計額が当該施設会計収入決算額の5%を上回る場合は、収支計算分析表を作成し、市(所管課)へ提出すること。	府子本第254号通知					
	○						⑩前期末支払資金残高(繰越金)を取り崩している場合、用途の制限は遵守されているか。また、必要な手続を経ていないか。	前期末支払資金残高の経費充当が不適正な場合 前期末支払資金残高の経費充当内容が適切でないので、是正すること。 前期末支払資金残高を事業活動収入予算額の3%を超過して取り崩すときに、事前に市(所管課)に協議を行っていない場合 前期末支払資金残高を取り崩す時は、市(所管課)へ事前協議を行うこと。	府子本第254号通知3(1) 府子本第255号5 ▽ 自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合、又は取り崩す額の合計額が事業活動収入計(予算額)の3%以下である場合は、事前の協議を省略して差し支えない。 ▽認められる経費 ①人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填 ②建物の修繕、模様替え等 ③建物附属設備の更新 ④省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備 ⑤花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等 ⑥登所バス等の購入、修理等					

項目	該当施設種別						指導監査事項	指導監査基準・標準例文	根拠					
	保育所	認定こども園	地域	高齢	障がい	保護			保育所	幼保連携型認定こども園	地域	高齢	障がい	保護
(3)委託費【保育所】の運用	○						⑪前期末支払資金残高(繰越金)を取り崩している場合、使途の制限は遵守されているか。また、必要な手続を経ているか。 【府子本第254号1(5)の要件を満たす場合】	前期末支払資金残高の経費充当が不適正な場合	府子本第256号通知間13 ▽ 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填のほか、以下の経費に充当できる。 ①当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費 ②同一の設置者が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費 ③同一の設置者が運営する公益事業(子育て支援事業を除く。)のうち事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために保育所の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等の運営に要する経費 ※法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも保育所の運営に関する経費に限り認められる。ただし、当該保育所を設置する法人の役員等が保育所の施設長等を兼務している場合の役員報酬は対象経費として認められない。また、役員報酬については、勤務実態に即して支給されており、役員報酬規程等を整備した上で支給しているものであることなど、人件費・事務費を問わず、保育所の運営に関する経費に限り認められる。					
							前期末支払資金残高の経費充当内容が適切でないので、是正すること。							
							市(所管課)との協議、または理事会の承認を得ていない場合							
	○						⑫当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有か。	当該年度の当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超えている場合		府子本第254号通知3(2)				
							当期末支払資金残高は、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。							
							当該年度の当期末支払資金残高が委託費収入の25%を超えている場合							
							資金計画を再検討し、必要な積立を行う等注意すること。							
○							⑬同一法人内における各施設サービス(拠点)区分、本部サービス(拠点)区分又は収益事業等への委託費の貸付は、当該法人の経営上やむを得ない場合に限り行われているか。また、当該年度内に精算されているか。	同一法人内への不適切な委託費の貸付が行われている場合	府子本第254号通知4(2) 府子本第256号通知間14					
							委託費の弾力運用により○○サービス(拠点)区分へ資金の貸付を行っているが、これは認められないので、是正すること。							
							年度内に精算されていない場合							
							サービス(拠点)区分間の貸付は年度内に精算する必要があるため、早急に○○区分から○○区分へ貸付金(○○円)を戻し入れること。							
○							⑭同一法人外への貸付を行っていないか。	同一法人外への貸付が行われている場合	府子本第254号通知4(2)					
							同一法人外への貸付を行っているが、これは認められないので、是正すること。							
○							⑮委託費の管理運用は、銀行・郵便局等への預貯金等、安全確実に換金性の高い方法により行われているか。	委託費の管理運用が、不適切な場合	府子本第254号通知4(1)					
							委託費の管理運用については、安全確実に換金性の高い方法により行うこと。							
(4)その他	○	○	○	○	○	○	その他の会計管理事項について、適切な運用がなされているか。	不適切な支出があった場合	指導監督徹底通知5(3) 経理規程					
								経理規程に基づく適正な会計処理が出来ていないので、是正すること。 会計の相互牽制が機能していない事例が見受けられるので、改善を図ること。						
								繰越金または欠損金が多額である場合(注:概ね10%以上。当期)						
								繰越金または欠損金が多額であるため、運営経費等の見直しを行うこと。						
							累積欠損金がある場合							
							累積欠損金の解消をはかること。							